

Hachioji
City

**2018
基本計画
改定版**

みんなで紡ぐ幸せ

八王子ビジョン2022

活力ある魅力あふれるまちへ

八王子市
基本構想・基本計画

基本計画の改定にあたって

八王子市長

石森孝志



本市は、市政運営の基本的方針である基本構想と 10 か年を計画期間とする基本計画からなる「八王子ビジョン 2022」を平成 25 年に策定し、「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」を基本理念に、市民と行政が互いの役割と責任ある行動により豊かな地域社会を築く協働のまちづくりをすすめ、「活力ある魅力あふれるまち」の実現に取り組んでまいりました。

基本計画のスタートから5年が経過する間、本市は、平成 27 年4月に都内初となる中核市へ移行し、平成 29 年に市制施行 100 年を迎えました。そこで、今回、新たな 100 年のスタートに合わせ、中核市移行により拡大した事務権限とこれまでの施策の取組状況を踏まえ、基本計画の改定を行いました。

私は、市長として市制施行 100 年という歴史的な年を機に、本市の歴史を振り返り、このまちを築き上げてきた先人たちのたゆみない努力に思いをはせ、次代を担う子どもたちが思い描くこのまちの未来の姿を共有することで、まちの更なる発展に向け決意を新たにしました。また、市民の皆様の提案事業をはじめとする様々な記念事業を通じて、本市の「市民力・地域力」の素晴らしさを改めて実感するとともに、その力の更なる高まりを確信いたしました。

基本計画の後半5か年では、この本市が誇る「市民力・地域力」と中核市としての権限を一体化した行政運営により協働のまちづくりを推進し、長年社会を支えてきた高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続け、若い世代が住みたい、住み続けたいと思える、そして子どもたちが夢と希望をもって成長する、そんなまちを目指してまいります。

今、まさに新たな「輝きの 100 年」のスタートラインに立っています。私は、八王子の将来を見据え、「人づくり」と「まちづくり」に積極的に投資するとともに、市民視点に立った質の高い行政サービスとまちの魅力を高める戦略的な事業にバランスよく取り組み、多摩のリーディングシティとして、市民の皆様とともに夢と希望が持てる魅力あふれるまちを実現してまいります。

結びに、本計画の見直しにあたり多くの貴重なご意見をいただいた皆様に心から感謝を申し上げます。

平成30年3月



目 次

基本計画

第 1 部 総論

1	計画改定の趣旨と概要	6
2	計画期間.....	7
3	想定人口.....	7
4	本市が取り組む課題	8
5	これからの5か年に向けて	10
6	地域区分とまちづくり	12
7	「人とひととのつながり」を広げる地域コミュニティづくり	14
8	計画体系図.....	16

基本計画

第 2 部 各論

第1編 みんなで担う公共と協働のまち

第1章 市民自治の推進

施策番号

第1節	地域コミュニティの活性化.....	01	24
第2節	市民と行政の協働.....	02	26

第2章 市民が納得できるサービスの提供

第1節	積極的な市政情報の発信	03	28
第2節	市民サービスの向上.....	04	30

第3章 地方分権時代にふさわしい行財政運営の推進

第1節	地方分権の推進.....	05	32
第2節	持続可能な行財政運営.....	06	34
第3節	人材の育成と活用	07	36

第2編 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

第1章 誰もが心豊かに暮らせる市民生活の推進

第1節	一人ひとりが尊重される地域社会の構築	08	40
第2節	暮らしの相談・支援の充実.....	09	42
第3節	社会保障制度の適正な運用.....	10	44

第2章 誰もが生きがいを持ち安心できる地域づくり

第1節	人とひととが支えあう地域福祉の推進	11	46
第2節	障害者への支援.....	12	48
第3節	高齢者への支援.....	13	50

第3章 保健医療の充実

第1節	健康の維持・増進.....	14	52
第2節	保健衛生の充実.....	15	54
第3節	地域医療の充実.....	16	56

第3編 生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち

第1章 全ての子どもが健やかに育つ地域づくり

第1節	子育て・子育て支援の充実.....	17	60
第2節	地域で子どもを育てる環境づくり	18	62

第2章 未来をひらく子どもを育てる教育

第1節	生きる力を育む学校教育	19	64
第2節	地域とつながる学校づくり	20	66
第3節	学びやすい教育環境づくり	21	68

第3章 学びを活かせる生涯学習の推進

第1節	市民がつながる生涯学習	22	70
第2節	誰もが楽しめる生涯スポーツ・レクリエーション	23	72

第4章 未来につながる文化の継承と創造

第1節	豊かな心を育む市民文化の振興	24	74
第2節	市民が誇れる歴史と伝統文化の継承	25	76

	第3節 多様な文化交流の推進.....	26	78
第4編	安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち		
第1章	自然と共生し地域の多様性を活かしたまちづくり		
第1節	計画的なまちづくり.....	27	82
第2節	誰もが快適なまちづくり.....	28	84
第2章	地域力を活かした安全で安心なまちづくり		
第1節	災害に強いまちづくり.....	29	86
第2節	防災体制の充実.....	30	88
第3節	防犯体制の充実.....	31	90
第3章	快適で人にやさしい交通環境づくり		
第1節	交通環境の充実.....	32	92
第2節	安全・快適な道路環境の整備.....	33	94
第3節	都市間交通網の整備促進.....	34	96
第4節	公共交通の充実.....	35	98
第5編	魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち		
第1章	地域経済を支える産業の振興		
第1節	産業振興の体制強化.....	36	102
第2節	企業支援.....	37	104
第3節	就労環境の整備.....	38	106
第2章	まちの活力を創出する産業		
第1節	高度な技術の集積を活かした産業振興.....	39	108
第2節	新産業の創出.....	40	110
第3章	まちの魅力を向上させる産業		
第1節	にぎわいにつながる産業の振興.....	41	112
第2節	地域資源を活用する産業の振興.....	42	114
第6編	一人ひとりが育てる、人と自然が豊かにつながるまち		
第1章	一人ひとりが考え、ともに守る環境		
第1節	環境を守るための意識の醸成.....	43	118
第2節	環境保全活動の推進.....	44	120
第2章	環境負荷の少ないまちづくり		
第1節	地球温暖化対策の推進.....	45	122
第2節	循環型社会の構築.....	46	124
第3章	自然と共生した安全で快適な環境		
第1節	健全な水循環の再生.....	47	126
第2節	豊かなみどりの保全と活用.....	48	128
第3節	安全で良好な生活環境の保全.....	49	130

基本構想

1	基本構想の趣旨.....	135
2	まちづくりの基本理念.....	135
3	都市像（私たちが目指すまち）.....	136
4	都市像（私たちが目指すまち）実現のための基本方針.....	138

付属資料

1	人口の推移.....	146
2	財政状況（平成25～29年度（2013～2017年度））.....	147
3	中期財政計画（平成30～34年度（2018～2022年度））.....	148
4	貸借対照表.....	150
5	中核市の権限を活用した主な取組.....	152
6	目標設定一覧（各施策の指標と目標値）.....	154
7	八王子市の都市宣言.....	158
8	八王子市の姉妹都市・海外友好交流都市.....	160

基本計画

第1部 総論

1 計画改定の趣旨と概要

本市は、活力ある魅力あふれるまちの実現に向け、市政の基本的な運営指針である基本構想と基本構想を実現するための10か年の基本計画を平成25年に策定し、市民との協働のまちづくりに取り組んできました。

地方分権改革が進展する中、本市は自らの判断と責任にもとづくまちづくりを実践するため、平成27年4月に東京都初の中核市へ移行しました。また、平成29年には市制施行100年を迎えました。

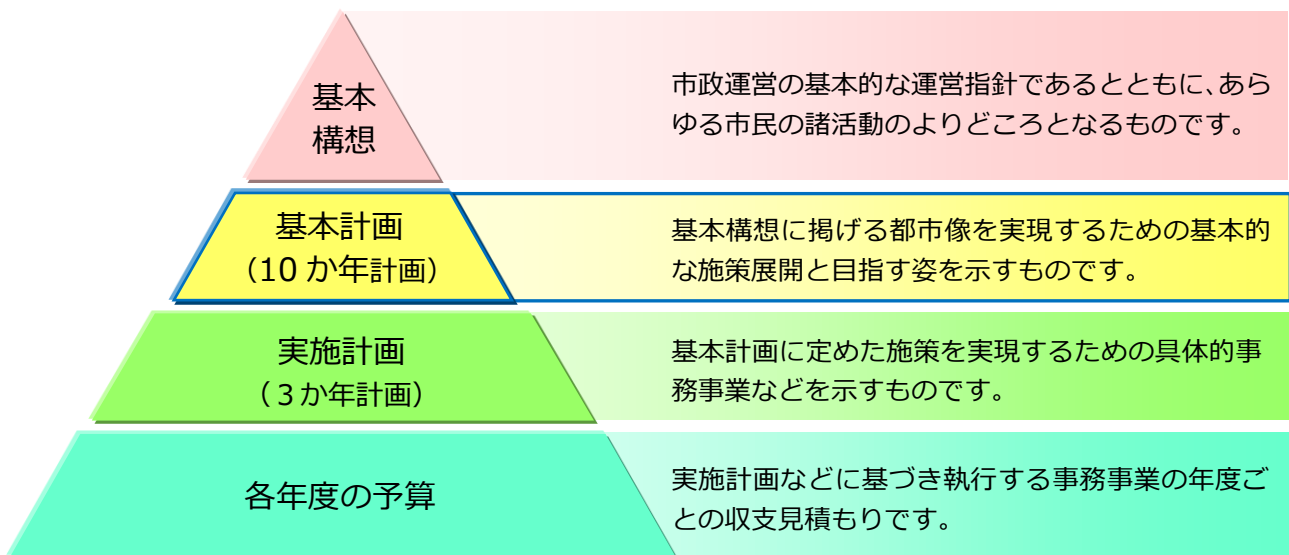
そこで、新たな100年のスタートに合わせ、次の方針のもとに計画の改定を行いました。

- (1) 計画策定後の取組実績を踏まえるとともに、社会情勢の変化や法令の制定・改正等により顕在化した課題を整理し、施策の展開に反映する。
- (2) 各施策の達成度をはかる評価指標について、目標値に対する実績値を踏まえ、施策の進捗状況がより明確になるよう、見直しや追加を行う。
- (3) 施策の展開をよりわかりやすくするため、施策の実現に向けたこれまでの5か年の主な取組を各論（各施策ページ）に追加するとともに、中核市の権限を活用した主な取組を付属資料にまとめて掲載する。
- (4) 人口推計を更新し、今後5か年の中期財政計画を明らかにする。
- (5) 多くの市民による長時間の議論を経て策定した経緯を踏まえ、現行計画の計画体系や基本施策等は堅持する。

2 計画期間

計画の期間は、平成 25 年度（2013 年度）から平成 34 年度（2022 年度）までの 10 か年です。

今回の改定による期間の変更はありません。



3 想定人口

平成 34 年度（2022 年度）における人口をおおむね 57 万人と想定します。

想定にあたっては、平成 27 年国勢調査人口を基に、住民基本台帳人口の動向を踏まえるとともに、人口減少問題と向き合うために必要な施策の取組の成果を見込んだ推計としています。

4 本市が取り組む課題

基本計画に定めた各施策は、その進捗状況をはかる指標の現状値を見ると、これまでの取組により目標値にすでに達しているものや着実に近づいているものがある一方、伸びていないものもあります。後半の5か年では、目標値の達成に向け、変化する市民ニーズを的確に捉えながら、創意工夫を凝らしたより効果的な取組を展開していく必要があります。

本市の人口は、平成27年国勢調査において、初めて減少に転じるとともに4人に1人が高齢者であることが明らかになりました。今後も、年少人口・生産年齢人口が減少する一方、高齢者人口は増加すると見込んでいます。こうした人口構造の変化に的確に対応し、市政運営を安定的に継続していくことが求められています。

安定した市政運営を持続するには、本市の持つ地勢的な優位性やポテンシャルを活かした、地域経済の発展・好循環につながる取組が重要となります。

東京都の産業交流拠点施設の整備や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、本市の交流人口の増加と地域経済の発展・好循環をもたらす絶好の機会となります。地域経済の活性化に着実に結び付けるためにも、産・学・公・民の連携と市内外への効果的なシティプロモーションの強化をはかっていく必要があります。

本市は、平成 27 年 4 月以降、中核市移行により拡大した事務権限を活かして、介護・高齢施設、児童福祉施設等への実地検査や本市の学校教育に求められる教師像を明確にした独自の教員研修の実施、景観計画重点地区である高尾駅北口地区の屋外広告物の地域ルール策定など、福祉・教育・都市計画などの分野で地域の実情に合った取組を展開してきました。引き続き、自立した都市として独自のまちづくりをすすめていくため、国家戦略特区や地方分権改革の提案制度を積極的に活用した行政裁量の拡大と、市民参加・市民協働を推進する取組に力を注ぎ、公共サービスの更なる質の向上につなげていかなければなりません。

広い市域を有する本市においては、特に利便性が高い施設において、利用者視点に立った市民サービスの充実が求められています。

超高齢社会においては、若年層の定住促進とともに、地域活動の担い手の発掘・育成、高齢者が様々な状況に応じて支え手となる地域社会の構築が重要となります。全市を挙げての市制 100 周年記念事業を通じ高まった本市が誇る「市民力・地域力」を活かし、次世代を担う子どもたちをはじめ、市民の誰もが地域社会で活躍できる環境づくりと互いに支えあい地域課題を解決できる市民自治の仕組みづくりを実現することが、次の 100 年に向けた重要な課題となっています。

子どもを生み育てやすい環境の整備や子どもが将来に希望を抱ける地域社会の実現、市民の安全・安心を脅かす災害と犯罪への備えなどは、地域特性を捉えた対応が求められ、市民との協働のまちづくりを土台とした取組が必要となります。

本市は、中核市としての権限を最大限活用して、地域事情に寄り添いながら、総合的かつ計画的な行政運営を行うことが求められています。

5 これからの5か年に向けて

市制100周年を記念して行った多彩な事業では、多くの市民が本市の歴史を振り返り、豊富な地域資源を再発見・再認識し、魅力を体感する機会を共有しました。市内全域で多世代が活発に交流した「全国都市緑化はちおうじフェア」では、事業を支える人材や事業者の層の厚さを実感し、八王子の将来像を語り合った「ビジョンフォーラム」では、次代を担う子どもたちが思い描くこのまちの姿が「未来への提言」として発信されました。また、まちへの想いが詰まった市民発意による様々な提案事業は市制100周年を盛り上げる大きな力となりました。

従来からの「市民力・地域力」に加え、この市制100周年記念事業のレガシーを大切に活かしていくことが、新たな100年に向かう本市の市政運営の基本となります。

『八王子ビジョン2022』の大きな柱は、「人とひととの支えあい、つながり」と市民・行政の互いの役割と責任ある行動による「協働」です。この土台となる地域コミュニティの活性化に向け、取組を充実します。

中心市街地はもとより地域経済の活性化の取組は、地域社会を支える雇用やサービスを維持・創出し、税収を確保するうえで極めて重要です。交通の要衝としての地理的優位性や大学等・研究機関、高い技術力を持つ事業所の集積、高尾山をはじめとした魅力ある観光スポットなど、本市特有の資源を活かして交流人口を増やし、地域経済の好循環を生み出すことは、広域多摩の中核都市としての責務でもあります。

東京都の産業交流拠点施設の整備を見据え、多摩地域のMICE*開催の新たな拠点としてMICE戦略を積極的に推進することで、地域の産業・経済の活性化につなげていく必要があります。より高い効果が得られるよう産・学・公・民が連携した取組と戦略的なシティプロモーションをすすめていきます。

高齢化が進展する中、住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けることは多くの市民の願いです。団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年を見据え取り組んでいる「八王子版地域包括ケアシステム」を強化し、医療・介護が連携したサービスを提供していきます。

また、福祉系事務のニーズの高まりに対しては、マイナンバー制度や ICT の活用による行政手続きの変化を捉え、交通至便の地域事務所において的確に対応していきます。

「子どもにやさしいまち」、「子育てしやすいまち」の実現につながる、待機児童の解消をはじめとした子どもを生み育てやすい環境づくりは、施策を横断・連携して取組をすすめます。

市民の安全・安心につながる防災・防犯の取組は、自助・共助・公助それぞれの役割において備えを怠らないことが重要です。自助・共助により被害を未然に防止するため、本市の特性を踏まえた様々な取組をすすめていきます。

地方自治体の役割は、地方分権改革の推進とともに、ますます広がっています。中核市の事務権限と本市が誇る「市民力・地域力」を結びつけた行政運営により、公共サービスの質の向上をはかります。また、「市民力・地域力」、大学等の多様な資源が、連携して地域課題を解決できるよう、市民自治を推進する環境づくりをすすめます。

本市は、市民にもっとも身近な自治体として、市民視点に立った基礎的サービスの充実とまちの魅力を高める戦略的な事業にバランスよく取り組み、誰もが、住みたい、住み続けたいと感じられる「活力ある魅力あふれるまち」の実現を目指していきます。

* M I C E (＝Meeting、Incentive、Convention、Exhibitor／Event)

多くの集客交流が見込まれる企業等の会議、企業等の行う報奨・研修旅行、国際機関・団体・学会等が行う国際会議、展示会・見本市・イベントの総称



6 地域区分とまちづくり

東京都内で屈指の面積と人口を誇る本市は、市域の中に産業の発展とともに多くの人でにぎわってきた中心市街地、計画的に開発されたニュータウン、豊かな自然に囲まれた周辺部など様々な地域の顔を有しています。

それぞれの地域では、住む人たちの地域を愛する心が強く結び付き、地域が抱える困難な課題をも乗り越えながら個性ある地域社会を築き上げてきました。そして、市では、様々な地域が持つ特長的な個性や魅力を活かして、地域に応じたまちづくりを推進しています。

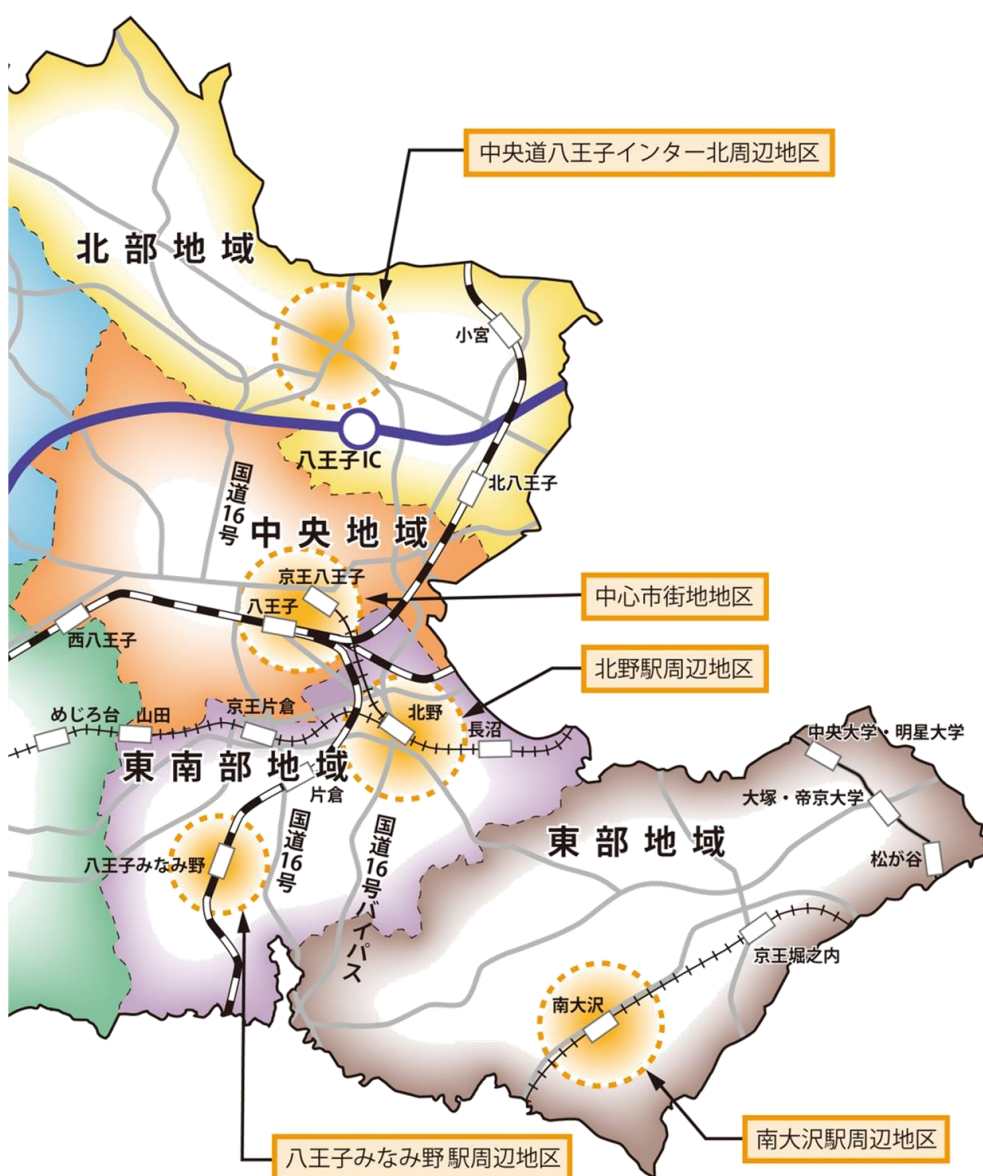
本市の特長を活かしたまちづくりをすすめる観点から、市域を6つに区分し、それぞれの地域の個性をつなぎ、重ね合わせ、市民と行政との協働により八王子のまちづくりを行うことを基本方針とします。



そのうえで、それぞれの地域で抱える課題を共有し、合意形成をはかり解決していく単位として、地域の拠点となる施設への移動時間や移動方法も考慮し、日常生活において顔の見える関係性をつくりやすい中学校区をその圏域として取組をすすめていきます。

また、交通の要衝である本市は、人々の往来の盛んな場所が地域の要所として発展したことで、地域の核が形成されています。市では、このような場所を地域拠点とし、各地域のバランスの取れた発展と身近な市民生活の利便性の向上をはかっていきます。

土地利用については、引き続き、豊かな自然を次世代に継承していくため、計画的な秩序ある土地利用を推進していきます。また、市街化調整区域については、保全を原則としつつ、地域活力の向上につながる土地利用制度を活用するほか、基本構想のまちづくりの理念に適合する開発を除いて厳しく抑制していきます。



7 「人とひととのつながり」を広げる 地域コミュニティづくり



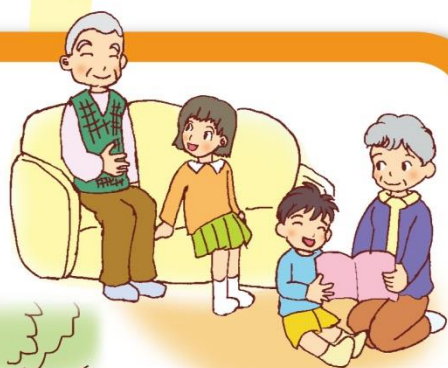
参加してみる、やってみる



誰もが活き活き



地域を知る、つどう、楽しむ



心通わせ理解し合える 豊かな地域社会

8 計画体系図

基本構想に基づく6つの都市像実現のため、49の施策を定め、体系化しています。

基本理念 「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」



都市像（編）：6

基本施策（章）：19

施策（節）：49

施策展開のための細施策

3 学びを活かせる生涯学習の推進

4 未来につながる文化の継承と創造

- 22 第1節 市民がつながる生涯学習
- 23 第2節 誰もが楽しめる生涯スポーツ・レクリエーション
- 24 第1節 豊かな心を育む市民文化の振興
- 25 第2節 市民が誇れる歴史と伝統文化の継承
- 26 第3節 多様な文化交流の推進

- 生涯学習環境の充実、図書館機能の充実、学習成果を活かせる制度の充実
- スポーツ・レクリエーションの振興、スポーツ・レクリエーション環境の整備と活用
- 文化芸術活動の支援、文化芸術の担い手の育成、八王子の魅力を高める文化芸術の振興
- 文化遺産等の保存・活用、伝統芸能の継承、歴史と伝統文化を継承する場の充実
- 都市間文化交流の推進、国際理解の推進

4. 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

1 自然と共生し地域の多様性を活かしたまちづくり

2 地域力を活かした安全で安心なまちづくり

3 快適で人にやさしい交通環境づくり

- 27 第1節 計画的なまちづくり
- 28 第2節 誰もが快適なまちづくり
- 29 第1節 災害に強いまちづくり
- 30 第2節 防災体制の充実
- 31 第3節 防犯体制の充実
- 32 第1節 交通環境の充実
- 33 第2節 安全・快適な道路環境の整備
- 34 第3節 都市間交通網の整備促進
- 35 第4節 公共交通の充実

- 持続可能なまちづくり、地域拠点の整備、主要駅周辺の整備、まちなみ整備の推進、都市景観の推進、国・都の未利用地等の活用
- ユニバーサルデザインのまちづくりの推進、都市緑化の推進、快適な居住環境の整備、公園・緑地の整備・維持管理
- 都市基盤整備の推進、都市の防災機能の向上
- 災害に対する備え、自助・共助体制の充実、危機管理対策、防災情報の迅速な提供、関係機関等との連携強化、復旧・復興体制の整備
- 生活安全対策の充実、地域の防犯体制の充実、防犯意識の向上、暴力団排除の推進
- 交通環境の改善、交通渋滞の緩和推進、交通安全教育の推進
- 自転車交通の推進、道路の安全・快適性向上
- 広域・主要幹線道路の整備、近隣自治体等との連携強化
- バス交通の充実、既存鉄道の利便性向上

5. 魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち

1 地域経済を支える産業の振興

2 まちの活力を創出する産業

3 まちの魅力を向上させる産業

- 36 第1節 産業振興の体制強化
- 37 第2節 企業支援
- 38 第3節 就労環境の整備
- 39 第1節 高度な技術の集積を活かした産業振興
- 40 第2節 新産業の創出
- 41 第1節 にぎわいにつながる産業の振興
- 42 第2節 地域資源を活用する産業の振興

- 産業振興にかかわる機関との連携、産学公連携の推進、産業交流拠点の整備・促進と連携、人材の発掘と育成
- 企業誘致の推進、中小事業者支援、流通機能集積の推進
- 雇用・就労支援、若者などの雇用・就労促進、労働環境の整備
- 製造業・情報通信産業の振興
- 起業家・創業者支援、新産業分野の事業創出支援
- 中心市街地活性化の推進、商業の振興、観光地の魅力の向上
- 新たな観光資源の発掘・活用、都市型農業環境の整備、林業の再生、地域ブランドの創出

6. 一人ひとりが育てる、人と自然が豊かにつながるまち

1 一人ひとりが考え、ともに守る環境

2 環境負荷の少ないまちづくり

3 自然と共生した安全で快適な環境

- 43 第1節 環境を守るための意識の醸成
- 44 第2節 環境保全活動の推進
- 45 第1節 地球温暖化対策の推進
- 46 第2節 循環型社会の構築
- 47 第1節 健全な水循環の再生
- 48 第2節 豊かなみどりの保全と活用
- 49 第3節 安全で良好な生活環境の保全

- 環境への正しい理解、体験を通じた環境教育・環境学習の推進
- 環境を守るための人材の育成と活用、環境保全活動のネットワークづくり
- CO₂排出量の削減、再生可能エネルギーの普及促進
- ごみの発生抑制と資源化の推進、廃棄物の適正処理
- 水資源の保全と再生、生態系に配慮した憩いの水辺づくり、良好な水質の保全、総合的な治水対策の推進
- みどりの確保、みどりの適切な管理と活用、人と多種多様な生きものとの共生
- 大気汚染の防止対策、有害化学物質などの適正管理、騒音・振動の防止対策、良好な生活環境の確保、下水道機能の維持向上

基本計画（各論）のページ構成（施策ページの見方）

基本計画(各論)では、都市像を実現するための施策を記載しています。

施策体系における位置付けを掲載しています。

【目指す姿】

施策が基本計画期間内に目指す姿を記載しています。

【現状・課題】

次ページの「施策の展開」の根拠となる、施策における現状や課題を記載しています。

【データ】

「現状」の根拠や補足となるデータを数量的・視覚的に分かりやすく記載しています。

【関連する個別計画・条例】

施策に関連のある主な個別計画や条例を記載しています。

「目指す姿」のイメージをイラストで表現しています。

施策番号
04

第1編 みんなで担う公共と協働のまち
第2章 市民が納得できるサービスの提供 / 第2節

市民サービスの向上

目指す姿

ICTの活用などによりサービスの迅速性と利便性が高まるとともに、市民意見が市政に反映され、質の高いサービスが提供されています。

※ICT：情報通信技術

現状・課題

- パブリックコメントやアンケート調査を通して、市民の市政に対する意見を把握しています。多様化・複雑化した課題に対応するため、ライフステージに応じた意見を把握するなど幅広い調査が必要です。
- 人口構造の変化に伴い、市民の生活様式が多様化しています。マイナンバー制度やICTの活用により、行政手続きにおける利便性を高めることが求められています。
- 市民の利便性を高めるため、近隣自治体と図書館の相互利用や予防接種の相互乗り入れを行っています。今後も公共施設の相互利用など、市民ニーズに応じた広域連携が必要です。

データ

「市民の声」受付件数



※「市民の声」とは、市民から寄せられた市政への提言（はがき、Eメール）などです。

関連する個別計画・条例

情報化計画、行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例 など

5 か年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 市政世論調査において、調査対象者を拡大するとともに、インターネット回答を導入
- 八王子駅南口総合事務所及び南大沢事務所の窓口サービスを拡充
- コンビニ窓口で納付可能な市税の税目を拡大
- マイナポータルの本格運用を開始

【5 か年（平成 25～29 年度）の主な取組】

施策の目指す姿の実現に向けた、これまでの主な取組を記載しています。

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 広聴の充実

- 市政世論調査や各種アンケート調査のほか、フォーラムやワークショップなど、様々な機会を通して、市民の多様な意見や要望、提言を的確に把握し、市政に反映します。

2 窓口サービスの質の向上

- 各種行政手続きなどの窓口サービスについて、市民のライフイベントに応じて一体的にサービスを提供する手法を構築し、利便性の向上をはかります。
- マイナンバー制度の導入や I C T の技術革新に伴う行政手続きの変化を踏まえ、市民に身近な地域事務所において市民ニーズの高い福祉系サービスを拡充します。

3 近隣自治体との相互サービスの推進

- 近隣自治体との公共施設の相互利用に関する市民ニーズを把握し、さらなる相互利用の推進に努めます。
- 近隣自治体と情報交換を行い、市民にとってより効果的な相互サービスの実施に向け取り組みます。

4 電子自治体の推進

- 市民生活に必要な手続きをいつでも行うことができる電子申請等のサービスを充実します。

【施策の展開】

「目指す姿」の実現に向けて、平成 34 年度（2022 年度）までの取組の方向性を記載しています。

【行政の役割・市民への期待】

「目指す姿」を市民と行政がともに力を合わせて実現（協働）していくために、必要な行政の役割と市民の皆さんが日常的に取り組めることとして期待する行動例を示しています。



行政の役割

- ◇ 市民意見の市政への反映
- ◇ 窓口サービスの内容の充実
- ◇ 近隣自治体との連携による相互サービスの推進
- ◇ I C T を活用した市民サービスの充実



市民への期待

- ◇ 図書館の蔵書をホームページから調べる
- ◇ 満足度調査など市のアンケート調査に協力する
- ◇ 市主催の説明会や対話集会に参加する

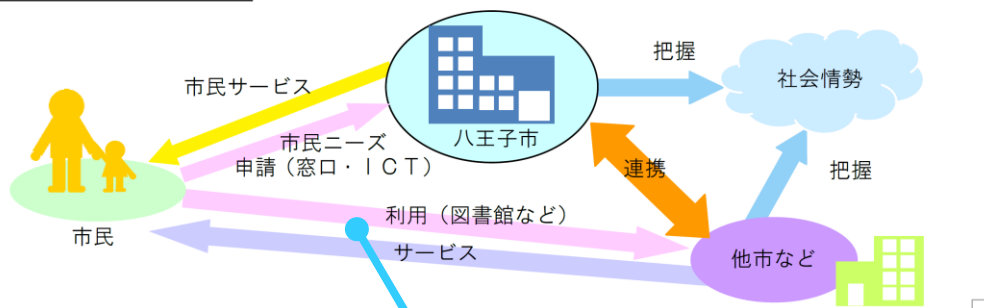
目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値 平成 34 年度 (2022 年度)
行政手続きにおいて I C T が利用されている割合	25% (平成 23 年度)	43.3% (平成 28 年度)	60%
電子自治体の推進の度合いをはかる指標です。主要な行政手続きごとの I C T 利用申請率を平均して算出し、6 割が I C T を利用していることを目標とします。			
窓口での手続きが分かりやすく利用しやすいと感じている市民の割合	76.4% (平成 23 年度)	66.9% (平成 28 年度)	85%
窓口での手続きの満足度をはかる指標です。5 人のうち 4 人を超える方が分かりやすく利用しやすいと感じていることを目指します。			

【目標設定】

「目指す姿」の実現に向け、進捗状況をはかるため、施策を代表する指標とその数値目標を記載しています。

■ 質の高い市民サービスの提供



「施策の展開」の内容などをイメージしやすいよう表現した図解や施策に関連のある地図などを掲載しています。



基本計画

第2部 各論

第1編

みんなで担う公共と協働のまち

八王子市は、人とひととのつながりが育まれ、誰もが生きがいを感じられるまちづくりをすすめます。そのため、市民と行政の相互理解のもと、それぞれの役割と責任により協働することを行政運営の基本としながら、住民自らが住みよいまちづくりを行えるよう、地域コミュニティ活動を活性化させていきます。

また、持続可能な行財政運営により「私たちが目指すまち」を計画的に実現していきます。

第2編 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

第3編 生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち

第4編 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

第5編 魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち

第6編 一人ひとりが育てる、人と自然が豊かにつながるまち

第1編の内容

第1編 みんなで担う公共と協働のまち

第1章 市民自治の推進

第1節（施策01） 地域コミュニティの活性化

第2節（施策02） 市民と行政の協働

第2章 市民が納得できるサービスの提供

第1節（施策03） 積極的な市政情報の発信

第2節（施策04） 市民サービスの向上

第3章 地方分権時代にふさわしい行財政運営の推進

第1節（施策05） 地方分権の推進

第2節（施策06） 持続可能な行財政運営

第3節（施策07） 人材の育成と活用

地域コミュニティの活性化

目指す姿

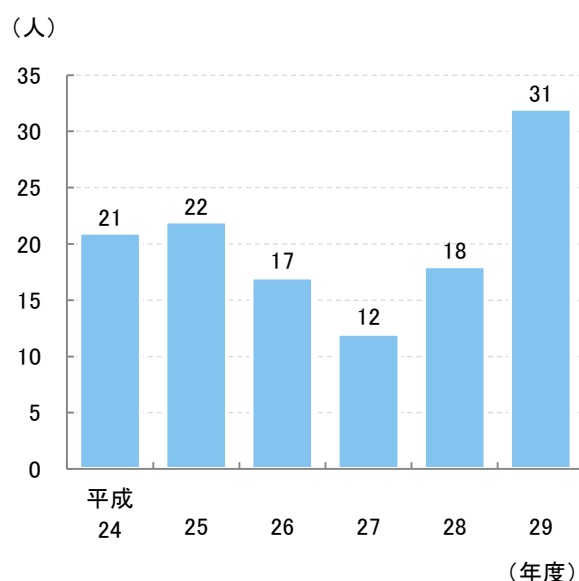
地域コミュニティ活動に幅広い世代の誰もが参加し、住民同士の交流によりつながりが育まれています。そして、地域住民が生きがいを持って活動に取り組み、自らの手で地域づくりを行っています。

現状・課題

- 地域コミュニティ活動は裾野が広がっているものの、その担い手は高齢化や固定化の傾向にあります。幅広い世代の方の参加につながる、世代や居住形態を意識した情報提供や環境づくりが求められています。
- 町会・自治会の加入率は、住民の価値観の多様化や近隣関係の希薄化などによって低下傾向にあります。町会・自治会が行う加入促進活動を支援する取組が必要です。
- 町会・自治会などに対し、安全・安心（防犯）、衛生・美化（清掃）などの地域活動に役立つ支援や地域の課題解決につなげる情報提供を行っています。今後は活動を継続するための仕組みづくりが求められています。
- 市民主体のまちづくりをすすめるためには、地域の課題を地域で共有し、解決していくための支援が必要です。
- 「はちおうじ志民塾」では、地域に根ざした主体的な活動を担う多様な人材を育成しています。
- コミュニティ活動を醸成し、市民相互の親睦と福祉の向上をはかる場として、市民センターなどコミュニティ施設のさらなる活用や機能充実が求められています。

データ

■ 「はちおうじ志民塾」受講者数



関連する個別計画・条例

市民集会所条例、長房ふれあい館条例 など

5 か年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 地域ふれあいサロンを実施
- 町会・自治会の活動に対し各種補助を実施
- 町会・自治会の加入促進活動を支援
- 「はちおうじ志民塾」で地域活動の担い手を育成
- 全ての市民センターに公衆無線LANを整備

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 地域コミュニティ活動の支援

- 幅広い世代の誰もが新たに地域コミュニティ活動に参加するきっかけづくりを行うとともに、地域住民などの交流・連携の場として市民センターなどのコミュニティ施設や小・中学校施設の活用を推進します。
- 町会・自治会、住民協議会、市民活動団体などの活動を地域住民に周知するとともに、それらの活動への参加を働きかけていきます。
- 地域の課題に関する先進的な取組事例などを町会・自治会や市民活動団体などに積極的に情報提供する仕組みをつくとともに、各団体の活動に必要なものや人材について支援を行います。
- 地域で活動する各団体が連携するための支援を行います。

2 地域の人材育成

- 地域を支える多様な担い手の育成支援を行います。また、地域で活動する団体をつなぐ人材の発掘や育成を行い各団体の連携を促進します。

3 市民センター・拠点事務所の役割の充実

- 市民自治を推進するとともに、地域コミュニティ活動の拠点である市民センターの役割を充実します。
- 地域に身近な拠点事務所において、地域の団体などと連携して地域コミュニティ活動の支援を行います。



行政の役割

- ◇地域コミュニティ活動に参加できるためのきっかけづくりや活動支援
- ◇地域コミュニティ活動の担い手の発掘・育成
- ◇市民センター・拠点事務所による地域コミュニティ活動の支援



市民への期待

- ◇隣近所で顔見知りになる
- ◇誘い合わせて地域行事に参加する
- ◇知り合いを増やす
- ◇町会・自治会活動に参加する

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値 平成34年度 (2022年度)
隣近所や地域と交流やつながりがあると感じている市民の割合	49.3% (平成23年度)	46.2% (平成28年度)	70%
住民同士の交流やつながりの度合いをはかる指標です。7割の方が交流やつながりがあると感じていることを目標とします。			
町会・自治会加入率	63.2% (平成24年度)	58.9% (平成28年度)	70%
地域コミュニティづくりの推進の度合いをはかる指標です。町会・自治会への加入世帯数を住民票世帯数で除して算出し、7割となることを目標とします。			
市民センターの利用率	—	59.7% (平成28年度)	65%
地域コミュニティの活動状況をはかる指標です。拠点である市民センターの利用率を高めることを目標とします。			
地域活動に携わっている「はちおうじ志民塾」卒塾者の割合	—	53.5% (平成28年度)	70%
地域を支える多様な担い手の育成状況をはかる指標です。地域に根ざして主体的に活動する担い手の育成を目的とした「はちおうじ志民塾」の卒業者の7割が地域での活動に携わっていることを目標とします。			

目指す姿

市政に参加しやすい環境が十分に整備され、様々な市民や団体がそれぞれの特性を活かし、市と協働してまちづくりをすすめています。

現状・課題

- 市民と市との協働をさらに推進するためには、市と様々な団体や企業が一体となって地域の公的サービスなどを担っていく仕組みづくりが必要です。
- 地域で行われている様々な活動をより幅広いものとするために、市民や様々な団体、企業、行政などをつなぐ役割を担うコーディネーターとなる人材の発掘と育成が求められています。
- 市民や団体との協働をさらに推進するために、市民活動支援センターの機能強化と市民活動を広く市民が支える仕組みづくりが求められています。
- 大学等や企業の地域貢献活動は、地域の活性化や地域の課題解決の一翼を担っています。その活動を支援するために市と大学等がより連携・協働した取組が求められています。
- 大学・市民・経済団体・市などで構成する「大学コンソーシアム八王子」を中心に、学園都市の特性を活かしたまちづくりがすすめられています。
- 「市民参加条例」に基づく取組をすすめ、すべての世代の市民参加をさらに推進していくことが必要です。

データ

■市民活動支援センターに登録している分野別団体数

分野名	分野別 団体数	分野名	分野別 団体数
医療・福祉	99	人権	25
高齢者	74	国際	38
障害者	72	男女共同	29
健康促進	47	子ども・教育	104
社会教育	78	情報	25
まちづくり	87	科学技術	16
観光	30	経済活動	23
農漁村の振興	15	就労	16
文化・スポーツ	113	消費者	13
環境	61	中間支援	50
防災	22	その他	47
地域安全	21	合計	1,105

平成29年3月時点

※複数分野の活動をしている団体があるため、登録団体数（323）とは一致していません。

関連する個別計画・条例

人財育成プラン、学園都市ビジョン、市民参加条例、市民活動支援センター条例 など

5か年（平成25～29年度）の主な取組

- 地域活動総合情報サイト（はちコミねっと）を開設・運営
- 「ゆめおりファンド」を充実（人材支援の開始）
- NPOパワーアップ講座を開催
- 市内大学等（12校）と包括連携協定を締結
- 無作為抽出方式による市民委員等の公募を開始

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 協働のための連携推進

- 様々な市民や団体と市との協働をさらに推進するため、市民活動支援センターのコーディネート機能の強化やコミュニティ活動応援サイト「はちコミねっと」など市民活動に関する情報発信を充実します。
- 様々な市民や団体と市との協働を推進するため、市民や職員のコーディネート能力を高めていく研修などを行います。
- 様々な市民や団体が地域の課題解決に向けて活動しやすくなる仕組みを充実します。
- 地域の活性化や地域の課題解決をはかるため、企業との連携を推進します。

2 学園都市の特性を活かした協働

- 大学等の専門性を活かした調査・研究活動を市の政策に活用するなど、大学等との連携を推進します。
- 学生の視点をまちづくりに活かしていくため、学生の市の審議会などへの参加を積極的に促進します。
- 学園都市の特性を活かしたまちづくりを行うため、「大学コンソーシアム八王子」※の活動を引き続き支援します。

3 市民参加の推進

- 市民の市政への参加を促進するため、市民ニーズに即した情報提供や多様な市民が参加できる環境整備を推進します。

※大学コンソーシアム八王子は、八王子市及びその周辺に立地する大学・市民・経済団体・行政などが連携、協働し、産学公による連携事業や、生涯学習の推進、学生と市民との交流、外国人留学生の支援等に取り組んでいる団体



行政の役割

- ◇ 地域の課題に様々な市民や団体と市が協働して取り組める環境・仕組みの整備
- ◇ 大学等との連携強化による協働の推進
- ◇ 市民が市政に参加できる環境の整備



市民への期待

- ◇ 市のアンケートに協力する
- ◇ 市のイベントに参加する
- ◇ 自分の地域の課題を発見し、市と協働で事業を行う

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
市民との協働による事業実施の割合	75.8% (平成 23 年度)	80.8% (平成 28 年度)	85%
市民と行政との協働の推進の度合いをはかる指標です。市の事業のうち協働実施した事業数を協働が可能な事業数で除して算出し、今後 5 年で約 5 ポイント増加させることを目標とします。			
市民協働でまちづくりをすすめていると感じている市民の割合	25.7% (平成 23 年度)	56.9% (平成 28 年度)	70%
市民と行政との協働の推進の度合いをはかる指標です。7 割の方が市民協働の推進を感じていることを目標とします。			
「市民協働によるまちづくり」に参加している市民の割合	—	10.9% (平成 28 年度)	15%
「市民協働によるまちづくり」への市民の参加度合いをはかる指標です。今後 5 か年で約 4 割の増加を目指します。			
大学等と本市との連携・協力事業数	—	250 件/年間 (平成 28 年度)	328 件/年間

学園都市の特性を活かした協働の度合いをはかる指標です。今後 5 か年で約 3 割の増加を目指します。

目指す姿

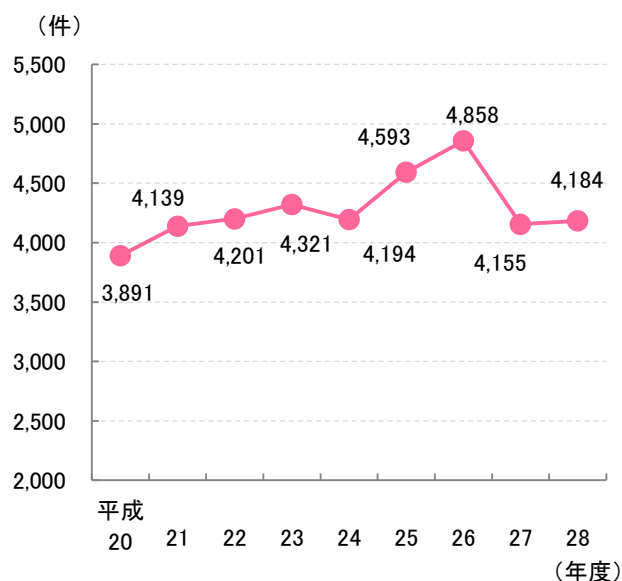
積極的に市政情報を発信し、市民と市が市政情報や政策課題を共有し、「市民との協働のまちづくり」がすすんでいます。

現状・課題

- 市政情報の市民との共有を推進するため、広報はちおうじを全戸配布しているほか、ホームページや Twitter・Facebook を活用した情報発信を行っています。
- 「市民との協働によるまちづくり」を推進していくためには、様々な市政情報を市民に分かりやすく発信するとともに、政策決定した情報だけでなく、政策課題などもわかりやすく発信し、共有していくことが求められています。
- 本市の魅力を市内外に積極的に発信するとともに、市民と共に新たな魅力を創造・発見・共有していくシティプロモーションの取組をすすめていくことが必要です。
- 市内に居住する定住人口の維持と交流人口の増加をはかるとともに、地域活動に参加する活動人口の比率を高めることで、持続可能な地域の発展につなげていくことが重要です。
- 情報公開制度に基づいた情報の公開をすすめています。また、個人情報保護制度の適正な運用を行っています。
- 高度情報化社会において、ウイルス感染や不正アクセスなど様々な脅威に対し、引き続き多重的な情報セキュリティ対策を実施していく必要があります。
- 歴史的公文書の保存に努めるとともに、公文書の管理・活用を検討する必要があります。

データ

■ 市政情報の公表・提供件数



関連する個別計画・条例

情報化計画、情報公開条例、
個人情報保護条例 など

5 かん（平成 25～29 年度）の主な取組

- シティプロモーション基本方針を策定し、本市の魅力を市内外に積極的に発信する取組を推進
- Twitter・Facebook により市政情報を発信
- 市制 100 周年にあわせ市公式ホームページをリニューアル
- 広報紙の特集記事を充実
- 情報セキュリティ対策を強化

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 広報活動の充実

- メディアなど様々な媒体を活用し積極的に市政情報を発信します。
- 広報紙などが市民により親しまれる内容になるように努めます。
- 市の政策や直面している課題などを分かりやすく発信します。

2 シティプロモーションの推進

- 本市の都市ブランドの形成に向けたプロモーションを充実するとともに、自ら本市の魅力を発信したり、地域活動に参加する市民の割合「活動人口」の比率を高める取組を推進します。

3 市政情報の適正な管理

- 引き続き、情報公開や個人情報保護制度の適正な運用に努めます。
- 市が保有する情報を適正に管理するため、物理的、人的、技術的なセキュリティ対策を強化します。

4 公文書の保存・活用

- 誰もが公文書を活用できる仕組みを整備します。
- 次世代に継承すべき公文書の適正な管理を行うとともに、適切な保存・活用をします。



行政の役割

- ◇市政情報共有のための情報発信の方法・内容の充実
- ◇市政情報の適正な管理
- ◇公文書の適正な保存と閲覧しやすい仕組みの整備



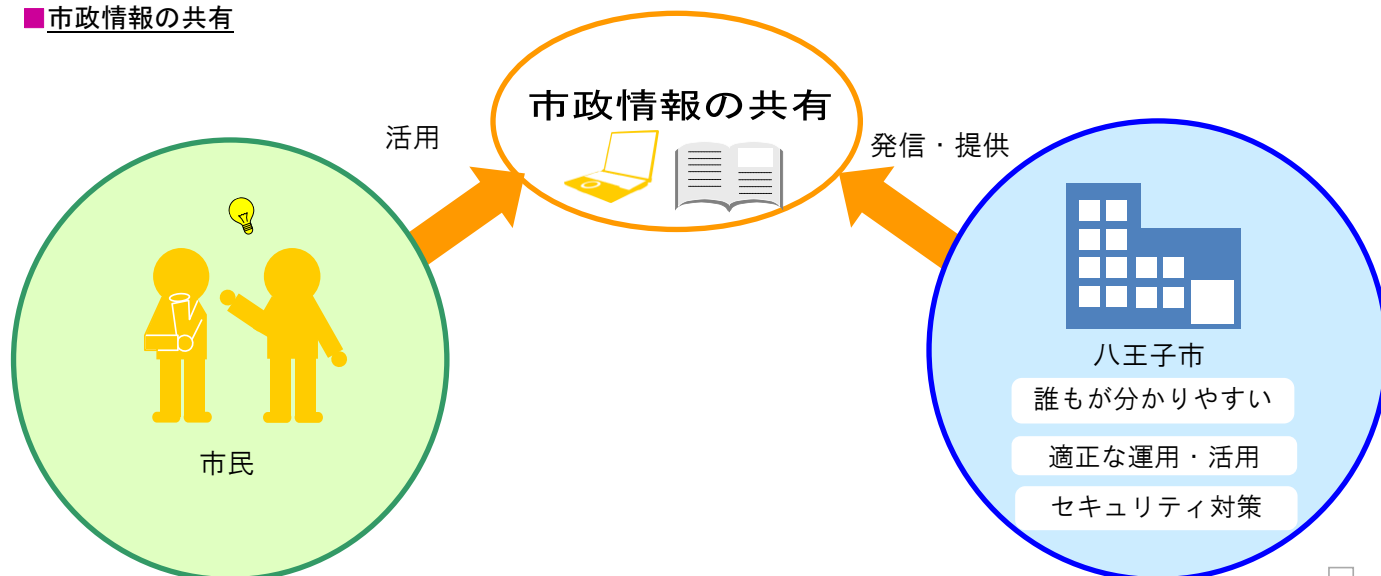
市民への期待

- ◇広報紙など市政情報に関心を持つ
- ◇市の様々なプランを読む
- ◇市の施策に興味を持つ

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
市政情報が適切に分かりやすく提供されていると感じている市民の割合	28.8% (平成 22 年度)	43.4% (平成 28 年度)	60%
広報活動の充実度をはかる指標です。5 人に 3 人の方が適切に分かりやすく提供されていると感じていることを目標とします。			
八王子の魅力を積極的に友人・家族等に勧めたいと思う市民の割合	—	50 (平成 28 年度)	60
地域の愛着度と推奨度をはかる指標です。推奨者の割合から非推奨者の割合を減じて算出したもので、「友人等へ地域の魅力を推奨したい」と感じている市民の増加を目指します。			

■市政情報の共有



目指す姿

ICTの活用などによりサービスの迅速性と利便性が高まるとともに、市民意見が市政に反映され、質の高いサービスが提供されています。

※ICT：情報通信技術

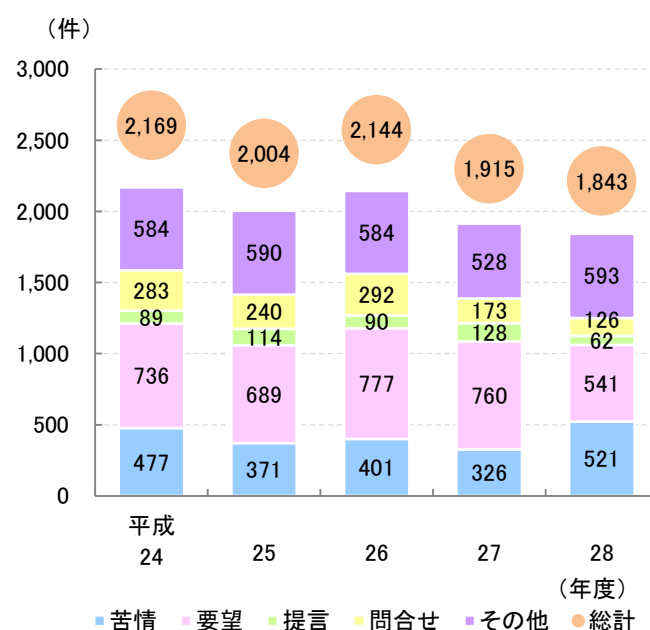
現状・課題

- パブリックコメントやアンケート調査を通して、市民の市政に対する意見を把握しています。多様化・複雑化した課題に対応するため、ライフステージに応じた意見を把握するなど幅広い調査が必要です。
- 人口構造の変化に伴い、市民の生活様式が多様化しています。マイナンバー制度やICTの活用により、行政手続きにおける利便性を高めることが求められています。
- 市民の利便性を高めるため、近隣自治体と図書館の相互利用や予防接種の相互乗り入れを行っています。今後も公共施設の相互利用など、市民ニーズに応じた広域連携が必要です。



データ

■「市民の声」受付件数



※「市民の声」とは、市民から寄せられた市政への提言（はがき、Eメール）などです。

関連する個別計画・条例

情報化計画、行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例 など

5か年（平成25～29年度）の主な取組

- 市政世論調査において、調査対象者を拡大するとともに、インターネット回答を導入
- 八王子駅南口総合事務所及び南大沢事務所の窓口サービスを拡充
- コンビニ窓口で納付可能な市税の税目を拡大
- マイナポータルの本格運用を開始

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 広聴の充実

- 市政世論調査や各種アンケート調査のほか、フォーラムやワークショップなど、様々な機会を通して、市民の多様な意見や要望、提言を的確に把握し、市政に反映します。

2 窓口サービスの質の向上

- 各種行政手続きなどの窓口サービスについて、市民のライフイベントに応じて一体的にサービスを提供する手法を構築し、利便性の向上をはかります。
- マイナンバー制度の導入やICTの技術革新に伴う行政手続きの変化を踏まえ、市民に身近な地域事務所において市民ニーズの高い福祉系サービスを拡充します。

3 近隣自治体との相互サービスの推進

- 近隣自治体との公共施設の相互利用に関する市民ニーズを把握し、さらなる相互利用の推進に努めます。
- 近隣自治体と情報交換を行い、市民にとってより効果的な相互サービスの実施に向け取り組みます。

4 電子自治体の推進

- 市民生活に必要な手続きをいつでも行うことができる電子申請等のサービスを充実します。



行政の役割

- ◇ 市民意見の市政への反映
- ◇ 窓口サービスの内容の充実
- ◇ 近隣自治体との連携による相互サービスの推進
- ◇ ICTを活用した市民サービスの充実



市民への期待

- ◇ 図書館の蔵書をホームページから調べる
- ◇ 満足度調査など市のアンケート調査に協力する
- ◇ 市主催の説明会や対話集会に参加する

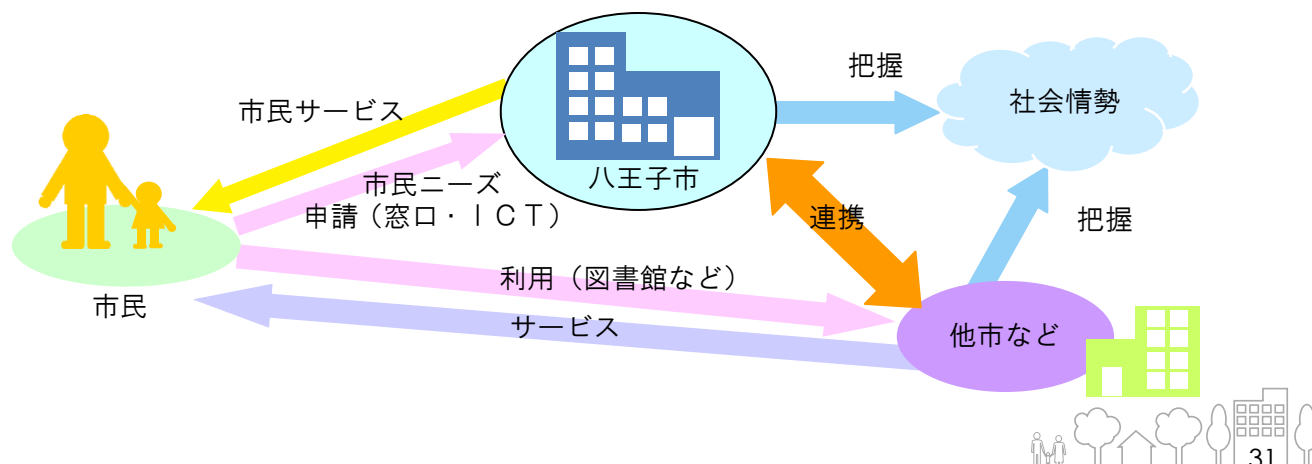
目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成34年度 (2022年度)
行政手続きにおいてICTが利用されている割合	25% (平成23年度)	43.3% (平成28年度)	60%
窓口での手続きが分かりやすく利用しやすいと感じている市民の割合	76.4% (平成23年度)	66.9% (平成28年度)	85%

電子自治体の推進の度合いをはかる指標です。主要な行政手続きごとのICT利用申請率を平均して算出し、6割がICTを利用していることを目標とします。

窓口での手続きの満足度をはかる指標です。5人のうち4人を超える方が分かりやすく利用しやすいと感じていることを目指します。

■ 質の高い市民サービスの提供



地方分権の推進

目指す姿

住民に身近な基礎自治体として、地域の特性や市民ニーズを踏まえ、地域の政策課題を解決する自立した都市になっています。

現状・課題

- 地域の課題を解決できる自立した都市になるためには、政策立案機能を強化するとともに、効果的な事務権限移譲や規制緩和をすすめることが必要です。
- 法務機能を充実し独自の政策条例を制定してきました。本市の特長を活かしたまちづくりをすすめるためには、さらに法務機能を向上させることが必要です。
- 中核市としての権限に見合った財源が確実に配分されるよう、全国市長会や中核市市長会などを通じて、今後も国に強く働きかける必要があります。
- 本市のさらなる自立・分権を目指すため、国の動向を踏まえ、地方分権改革や特区制度などに関する調査・研究が必要です。

5 年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 法務専門員を任用
- まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少社会に向けた施策を推進
- 地方分権改革に関する提案募集制度や特区制度を活用
- 中核市へ移行

データ

■ 政策課題の解決や独自のまちづくりのために制定した主な条例

条例名	制定日
八王子市動物の愛護及び管理に関する条例	平成 26 年 9 月 24 日
八王子市屋外広告物条例	平成 26 年 12 月 15 日
八王子市沿道集落地区の活力向上に向けた適正な土地利用に関する条例	平成 27 年 12 月 15 日
いじめを許さないまち八王子条例	平成 29 年 3 月 28 日
八王子市文化芸術振興条例	平成 29 年 3 月 28 日

自立した都市 八王子



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 分権時代に対応した政策立案機能の充実

- 自立した都市を目指して、政策立案機能及び法務機能を高め、地方分権の進展や社会情勢の変化に対応した政策を実現します。

2 効果的な事務権限の移譲

- 自主自立した行政管理を推進するため、地域特性や市民ニーズを的確に把握し、必要な事務権限移譲や条例制定をすすめます。
- 国と地方の役割分担に応じた適切な事務や財源の配分を国に強く働きかけていきます。

3 大都市制度の活用

- 中核市としての権限を最大限活かし、地域の特性に合ったまちづくりをすすめます。
- 政令指定都市及び道州制など大都市制度に関する調査・研究を行います。



行政の役割

- ◇ 地方分権に適切に対応できる機能の向上
- ◇ 効果的な事務権限移譲の推進
- ◇ 中核市への移行と大都市制度研究の推進



市民への期待

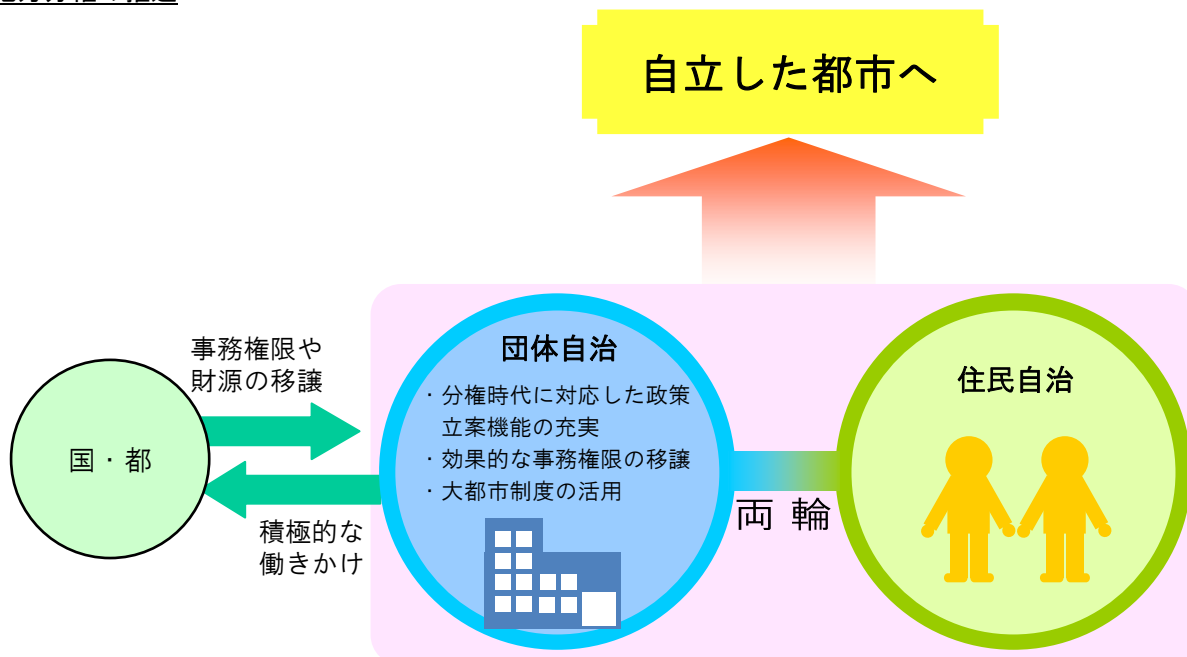
- ◇ 国・都・市で行っている仕事に関心を持つ
- ◇ 地方分権の動きに関心を持つ

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
地方分権改革に関する提案募集制度や国家戦略特区の提案などを行った件数	—	7 件 (累計) (平成 28 年度)	20 件 (累計)

地方分権をリードする中核市として、国や都への働きかけをはかる指標です。毎年 2 件以上の提案を行うことを目標とします。

地方分権の推進



目指す姿

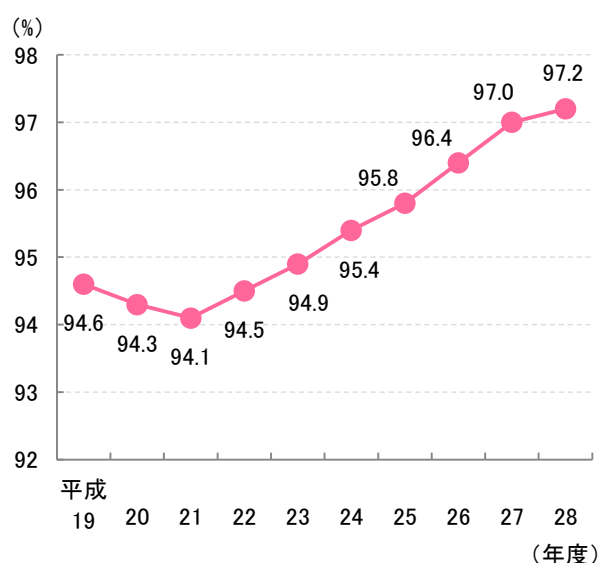
社会情勢の変化に対応した効果・効率的な行財政運営のもと、市民ニーズを踏まえ、基本構想・基本計画に掲げた「私たちが目指すまち」が計画的に実現されています。

現状・課題

- 基本計画に掲げられた施策を実現するため、P（計画）－D（実施）－C（評価）－A（見直し）のマネジメントサイクルによる進行管理のもとで、事務事業の見直しを行うとともに財源を適切に配分しています。
- 施策の「目指す姿」の実現に向け、市政世論調査または事業所管の調査結果を用いた客観的な評価を行っています。
- 市税収入を中心とする歳入の大幅な増加が期待できない中、社会保障関係経費の自然増により歳出が増加することが想定されます。
- 複雑化・専門化する行政需要に的確に対応するため、行政運営における効果・効率性を高めていく必要があります。
- 平成28年4月から日々仕訳による地方公会計制度を導入しました。財務諸表や新たに作成・公表した固定資産台帳の活用をすすめています。
- 公平性の確保という観点から、市民サービスの貴重な財源となる市税などの収入率向上に取り組んでいます。

データ

市税収入率

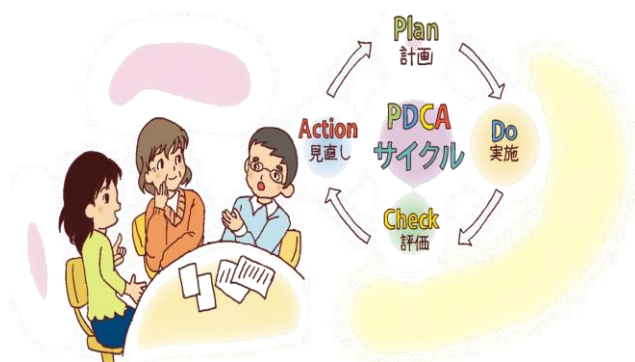


関連する個別計画・条例

行財政改革大綱、公共施設等総合管理計画、
市税賦課徴収条例 など

5 年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 受益者負担の適正化に関する基本方針を策定し、公平性と透明性を確保する取組を推進
- PFI手法により総合体育館（エスフォルタアリーナ八王子）を整備
- 公共施設等総合管理計画を策定し、施設の配置・総量の適正化をはかる取組を推進
- 地方公会計制度に基づく財務諸表を作成
- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における将来負担比率0%を達成



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 計画行政の推進

- 基本計画に掲げた施策を実現するため、中期的な財政状況を見通した実施計画を策定し、財政マネジメントサイクルによる進行管理を引き続き確実にを行います。

2 定員管理の適正化

- 業務の質や量の変化に応じた適切な定員管理を行います。

3 リスクマネジメントの強化

- 組織や職責における役割を整理するとともに、職員の危機管理意識とリスクマネジメント能力の向上をはかり、業務遂行における危機の未然防止と被害の低減につなげます。

4 効率的な民間経営手法の活用

- 民間委託・指定管理者制度などのPPP（公民連携）手法を活用し、行政サービスの実施手法の最適化をはかります。
- 行政コストの最適化をはかるため、事務事業ごとのフルコスト分析を行います。

5 健全な財政運営

- 財政の健全性を維持するため、中期財政計画に基づき、財政運営を行います。
- 様々な手法を活用し、新たな財源の確保に努めます。

6 財産の有効活用

- 市有財産を適正に管理するため、必要に応じて用途を見直すなど、効率的かつ有効な活用を行います。
- 公共施設にかかる市民ニーズや社会経済状況の変化に対応するため、複合化・多機能化、他用途転用などを行います。
- 公共施設の大規模改修などにかかる費用の平準化をはかるとともに財源確保を行います。

7 市税等の適正な賦課と徴収

- 課税客体の適正な把握と徴収の強化をはかり、市税収入率と負担の公平性を高めます。

8 受益者負担の適正化

- 施設使用料等の受益者負担の適正化をはかり、公平性と透明性の確保に努めます。



行政の役割

- ◇ 財政見通しに基づいた計画立案と進行管理・行政評価の充実
- ◇ 効果・効率的な手法を活用・導入した行政運営の推進
- ◇ 健全な財政運営の維持と新たな財源確保
- ◇ 市有財産・公共施設の有効利用と適正管理



市民への期待

- ◇ 市の予算内容を知る
- ◇ どのような税金があるのかを知る
- ◇ 税金の使われ方に関心を持つ

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成34年度 (2022年度)
全体貸借対照表における世代間の負担割合（負債と純資産の割合）	1 : 3 (平成24年度)	1 : 3.6 (平成28年度)	1 : 3

世代間負担の公平性をはかる指標です。中期財政計画に基づき財政運営を行うことで目標を達成します。

■ 貸借対照表（BS）

資産	負債	⇒ 将来世代の負担 …… 1	} 1 : 3の割合を維持することを目標
	純資産	⇒ 現世代の負担 …… 3	

人材の育成と活用

目指す姿

人材の育成がはかられ、社会の変化に迅速に対応できる職員が、質の高い市民サービスを提供しています。

現状・課題

- 職員一人ひとりの職務遂行能力と組織全体の機能の向上をはかるため、人事制度や研修制度、職場づくりなどの関連する施策を連動させて展開しています。
- 地域特性や社会情勢の変化に対応した政策を迅速かつ的確に展開できる職員の育成に努めています。
- 人材育成を主眼とした人事管理を行うため、能力及び実績に基づいた人事評価制度を運用しています。

関連する個別計画・条例

人財育成プラン など

5 か年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 人財育成プランを策定し、めざす職員像に向けて研修を実施

データ

■主な研修実績（平成 28 年度）

研修区分	主な内容	受講者数
自己啓発	通信教育助成制度	173
基本	新任研修 管理職研修	486
OJT支援	指導の仕方研修	222
コミュニケーション	折衝・交渉力研修	81
実務能力	ビジネス文章作成力研修	188
政策形成・政策法務	政策形成研修	185
キャリアデザイン	年代別キャリアデザイン研修	236
サポート研修	育児休業取得者復職者支援研修	357
派遣研修	国・東京都等派遣研修	5
嘱託員・臨時職員研修	接遇等	175
市町村研修所研修	実務 職層別研修	1,416
合 計		3,524



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 人事制度の充実

- 職員の能力・適性を活かす人事制度を推進します。
- 能力や実績に応じた人事評価に基づいた適切な処遇を行います。また、職員自身が仕事を振り返り、改善をはかることで業務の効率性や生産性を高めていきます。

2 人材育成の推進

- 社会情勢の変化を的確に捉え、組織横断的な視野を持ち政策に反映できる、分権時代にふさわしい職員を育成する研修制度を充実します。
- 職員の向上心や能力を引き出すため、仕事における様々な場面を活用し、活力ある職場づくりを推進します。
- 各分野に必要となる専門的な知識・能力を備えた職員を育成・活用します。



行政の役割

- ◇ 能力や実績に応じた評価・人事制度の実施
- ◇ 研修の充実と活力ある職場づくりの推進



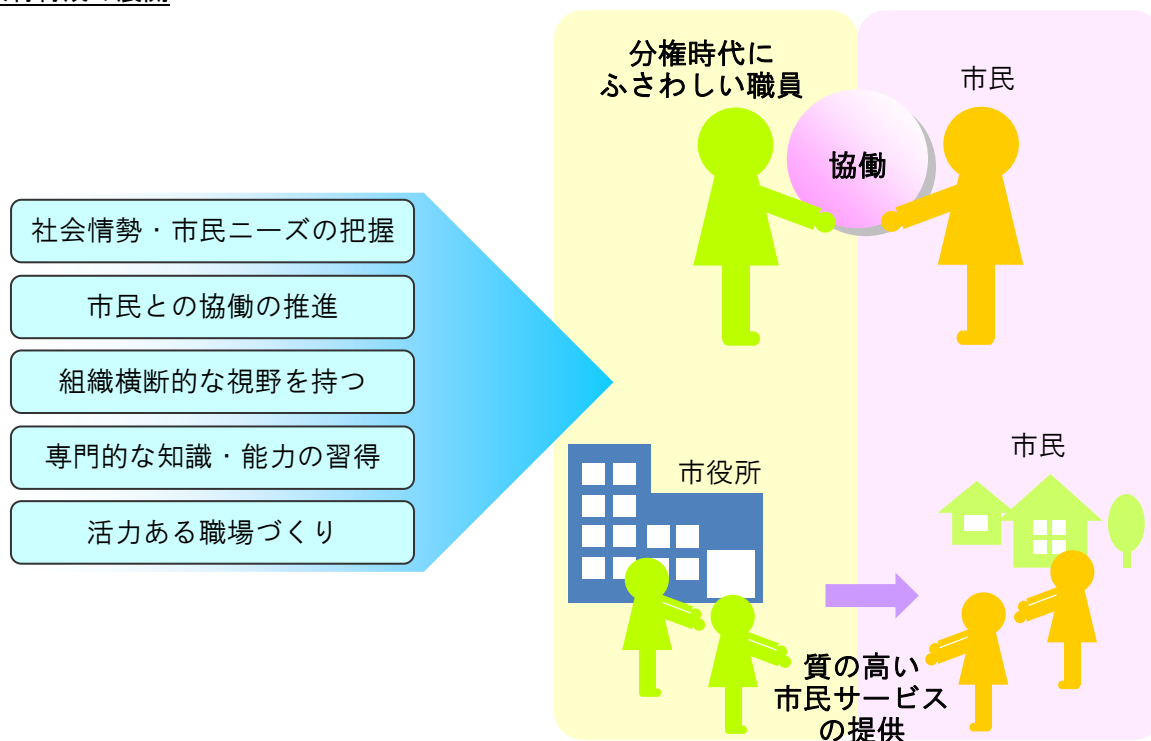
市民への期待

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
研修で学習した、知識・スキル・考え方を業務に活かすことができると実感できた職員の割合	—	95.1% (平成 28 年度)	100%

研修実施後に研修成果を業務に活かせる実感を持てたかどうかをはかる指標です。100%を目指します。

■ 新たな人材育成の展開



第2編

健康で笑顔あふれる、 ふれあい、支えあいのまち

互いに人権を尊重し、平和で心豊かに暮らせる社会の実現と、誰もが住み慣れた地域とともに支えあい、生き生きと安心して暮らせる地域福祉の向上を目指したまちづくりをすすめます。

また、市民が生涯を通じて健康を維持・増進できるよう、保健・医療・福祉施策の充実に努めます。

第1編 みんなで担う公共と協働のまち

第3編 生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち

第4編 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

第5編 魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち

第6編 一人ひとりが育てる、人と自然が豊かにつながるまち

第2編の内容

第2編 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

第1章 誰もが心豊かに暮らせる市民生活の推進

第1節（施策08） 一人ひとりが尊重される地域社会の構築

第2節（施策09） 暮らしの相談・支援の充実

第3節（施策10） 社会保障制度の適正な運用

第2章 誰もが生きがいを持ち安心できる地域づくり

第1節（施策11） 人とひととが支えあう地域福祉の推進

第2節（施策12） 障害者への支援

第3節（施策13） 高齢者への支援

第3章 保健医療の充実

第1節（施策14） 健康の維持・増進

第2節（施策15） 保健衛生の充実

第3節（施策16） 地域医療の充実

一人ひとりが尊重される地域社会の構築

目指す姿

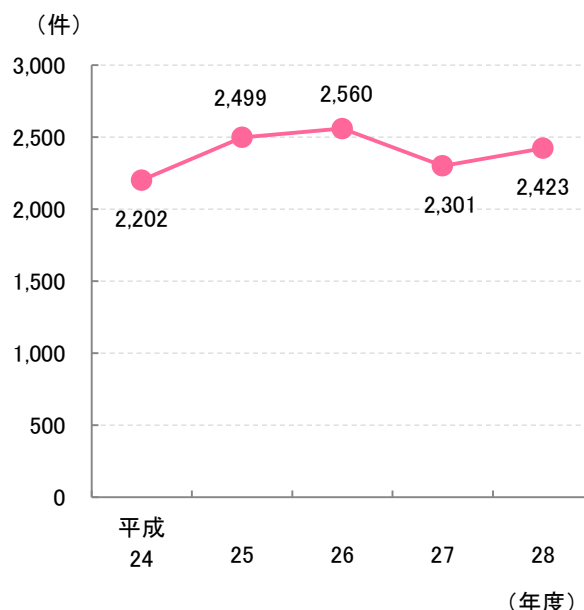
平和の大切さや尊さが継承され、一人ひとりの人権が尊重されるとともに、社会の一員としてあらゆることに参加でき、誰もが安心して暮らしています。

現状・課題

- 戦争の悲惨さを風化させないために、平和の大切さや尊さを次の世代へ継承していくことが必要です。
- 誰もが心豊かに暮らすためには、人権尊重や権利擁護の意識が広く浸透し、様々な差別や偏見がなくなることが大切です。
- 男女共同参画社会の推進については、啓発活動などにより認識はすすんでいます。性別による固定的役割分担意識は依然として社会に残っています。
- 人口減少社会において、社会の活力を維持していくためには個々の能力が十分に発揮できる社会が不可欠であり、あらゆる分野における女性の活躍が求められています。
- 仕事や家庭、地域などへのかかわりが多様化する中で、長時間労働の是正やワークライフバランスを推進するなど、誰もが仕事と仕事以外の生活のそれぞれの分野にバランスよく携われることが必要です。
- 暴力は性別や間柄を問わず決して許されるものではありません。配偶者やパートナー等からの暴力（DV）の根絶に向けた取組が必要です。

データ

男女共同参画センターにおける女性のための相談件数



関連する個別計画・条例

地域福祉計画、
男女が共に生きるまち八王子プラン
障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例 など

5 か年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 市内3会場で平和展を開催
- 人権相談を実施
- 男女が共に考え自立を目指すための講座を開催
- 女と男のいきいきフォーラム八王子を開催
- DV相談、DV被害者自立支援講座を実施

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 平和・人権意識の醸成

- 世界連邦平和都市宣言・八王子市非核平和都市宣言に基づき、平和展などを通じて恒久平和の大切さや尊さを次世代へ継承していけるよう、平和首長会議の加盟自治体として、平和行政を推進していきます。
- 基本的人権の意識を普及するための啓発活動をすすめます。

2 誰もが平等に安心して暮らせる社会の推進

- 誰もが互いに人格と個性を尊重し、思いやりを持って共に安心して暮らすことができる社会の推進に向け、啓発活動をすすめます。
- 認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分でない人の権利が守られ、地域で安心して生活できるよう支援を行います。

3 男女共同参画社会の推進

- 男女が互いに尊重し合い、ともに個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の推進に向け、啓発活動を積極的に行うとともに、あらゆる分野において男女が参画しやすい環境づくりをすすめます。
- 男女がともに多様な生き方を選択でき、仕事も生活も充実できるよう「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）」の実現に向けた取組を行います。
- 配偶者やパートナー等からの暴力（DV）について、社会的な理解を深めるとともに、関係機関との連携を強化することで適切に被害者を支援します。



行政の役割

- ◇ 平和について学ぶ機会の提供
- ◇ 誰もが基本的な人権を尊重され平等に暮らせる環境づくり
- ◇ 男女がともに社会に参画できる意識啓発と環境づくり
- ◇ ワークライフバランスの推進



市民への期待

- ◇ 平和の大切さを忘れない
- ◇ 個人を尊重し相手の立場になって人と接する
- ◇ 仕事と家庭の時間・自分の時間のバランスを保つ
- ◇ 雇用や登用における男女差解消を推進する（事業者）

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
平和に関する事業への参加者数	6,090 人/年 (平成 24 年度)	6,492 人/年 (平成 28 年度)	10,000 人/年
仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を実現している市民の割合	17.8% (平成 24 年度)	39.3% (平成 28 年度)	43%

平和に対する意識の度合いをはかる指標です。平和の大切さや尊さを継承するための事業への参加者数の増加を目指します。

ワークライフバランス推進の度合いをはかる指標です。生活の中で仕事や子育て、介護、地域活動などの優先度が本人の希望と一致している市民の増加を目指します。

暮らしの相談・支援の充実

目指す姿

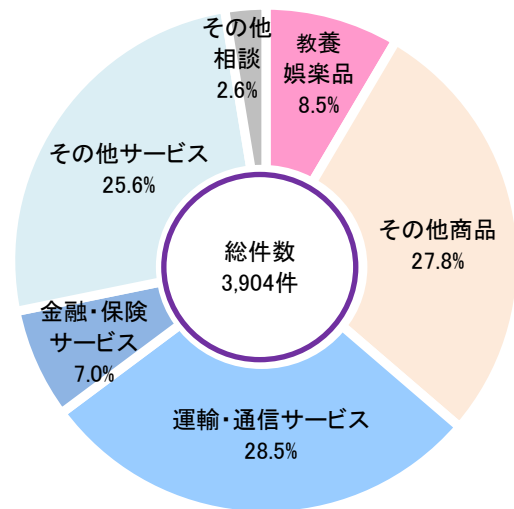
消費生活・法律・福祉などの市民の日常生活における相談体制や支援が充実し、誰にでも分かりやすい情報が適切に提供され、誰もが安心して暮らしています。

現状・課題

- 日常生活における問題や悩みが多様化・複雑化しています。スムーズな解決をはかるため、専門機関と連携した取組が必要です。
- 生活困窮者の自立相談支援の取組をすすめています。引き続き、支援が必要な方をしっかりと相談につなげる仕組みづくりや、支援の充実が必要です。あわせて、生活困窮世帯の子どもたちの将来の自立に向けた支援が重要です。
- 高齢者、障害者、児童等の各分野では、ダブルケアや老老介護といった課題が複雑化・複雑化しているケースや、制度の狭間にあるケース、支援を必要としても自ら相談に行く力がなく地域の中で孤立するケースなどの新たな課題が顕在化してきています。
- ICT化の推進は利便性が向上する一方で、情報の取得方法や発信方法が複雑化しています。高齢者や障害者などが、情報を活用したり発信することが容易にできる環境を整えていく必要があります。
- 商品・サービスの取引形態がますます多様化・複雑化する中で、消費者の知識が追いつかず、契約内容を正確に把握できないことなどで被害に遭うリスクが高まっています。自らトラブルを回避・対処する力を持つ自立した消費者となる意識を醸成することが必要です。
- 私たち一人ひとりの消費行動が、社会や環境に影響を及ぼすことを自覚し、よりよい社会の発展に積極的に関与することができる消費者を育てることが必要です。
- 定住者や留学生の増加により様々な国籍等の外国人市民が増えています。日本語によるコミュニケーションがうまくいかないことや生活習慣の違いなどにより、外国人市民が日常生活に困難さを感じている場合があります。地域社会の一員である外国人市民への支援を充実させていく必要があります。

データ

■消費者相談の内容内訳（平成28年度）



関連する個別計画・条例

地域福祉計画、消費生活基本計画、消費者教育推進計画、情報化計画、多文化共生推進プラン（改定版）、消費生活条例 など

5 年（平成25～29年度）の主な取組

- 生活困窮者への自立相談支援・家計相談支援及び、生活困窮世帯の子どもへ学習支援・訪問支援を開始
- 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅情報を登録・公開
- 居住支援協力店を登録・公開
- 消費者教育として高齢者見守り講座及び大学教職員向け研修を開催
- 外国人市民への支援として在住外国人サポートデスクで相談を実施

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 暮らしの相談・支援の充実

- 専門機関と連携し、日常生活における問題や悩みなどについて身近で相談できる体制の充実に努めます。
- 関係機関との連携を強化し、生活困窮者の早期発見と包括的な支援の充実に努めます。また、生活困窮世帯の子どもたちの将来の自立に向け、学習支援や生活支援を行います。
- 市営斎場や霊園について、少子・高齢化など社会状況の変化に対応した運営を行います。
- 複合化・複雑化した相談を包括的に受け止める相談支援体制の整備に努めます。

2 誰にでも分かりやすい情報提供

- 高齢者や障害者などに配慮しながら、誰にでも等しく分かりやすい情報環境を整えます。

3 安全・安心な消費生活の推進

- 安心できる消費環境の整備をすすめるため、地域の多様な機関・団体との連携を強化し、地域で支えあうことができるネットワークづくりをすすめるとともに、消費者に有益な情報提供や、事業者との連携のもと適正表示、適正取引の確保に取り組みます。
- 幼児期から高齢期までのライフステージに応じた効果的な消費者教育が体系的に行われるよう、学習機会の提供とともに、その担い手の育成や教育資材の開発・活用に取り組みます。
- 消費者トラブルに関する迅速な情報提供や相談体制の充実に努めるとともに、関係機関と連携して悪質な事業者名の公表などの指導を行います。

4 外国人市民への支援

- 多言語による生活情報の提供や、「やさしい日本語」の普及と活用を推進し、外国人市民へのコミュニケーション支援を行います。
- 外国人市民の就労支援をはじめ、教育、子育てなどの日常生活にかかる相談等の支援を行います。
- 外国人市民も参加できるイベントを企画・支援するなど、外国人市民が地域とかかわりを深め、地域社会の一員として活躍できる環境づくりに努めます。



行政の役割

- ◇ 専門機関との連携による相談体制の充実
- ◇ 誰もが入手しやすい情報環境の整備
- ◇ 自立した消費者を育成するための教育・啓発機会の充実と相談支援体制の強化
- ◇ 外国人市民に対する生活支援や地域とのコミュニケーション支援の実施



市民への期待

- ◇ 困ったときの相談先をあらかじめ把握しておき、一人で抱え込まずに相談する
- ◇ 日頃から暮らしの情報に目を向ける
- ◇ 悪質商法などの被害にあわないように注意する
- ◇ 地域の外国人と交流する機会を持つ

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
相談の機会が充実していると感じている市民の割合	51.1% (平成 23 年度)	50.2% (平成 28 年度)	60%
生活困窮者の新規相談受付件数	—	1,140 件 (平成 28 年度)	1,500 件

市が行っている様々な相談の充実度をはかる指標です。5 年後には 5 人に 3 人の方が充実していると感じていることを目標とします。

生活に困窮している方の支援の窓口となる相談の度合いをはかる指標です。今後 5 か年で 1,500 件の相談受付を目指します。

社会保障制度の適正な運用

目指す姿

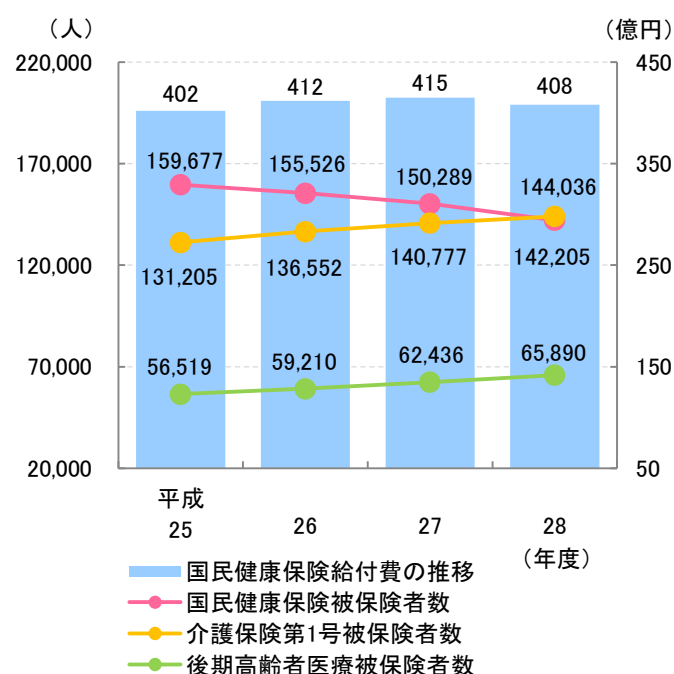
社会保障制度が理解され、健全に運営されることにより、市民が安心して暮らしています。

現状・課題

- 介護保険については、高齢化に伴う給付費の増大などにより、保険料と市財政への負担が増加しています。制度の安定性・持続可能性を確保するため、必要なサービスはしっかりと確保しつつ、サービスの適正化・重点化の推進が必要です。
- 国民健康保険については、年齢構成が高いことや医療の高度化により、医療費に見合う保険料収入の確保が難しく、厳しい事業運営となっています。給付と負担のバランスを保った健全な事業運営を目指し、国民健康保険制度が新制度へ移行しました。
- 国民年金は、国の事業運営に対し、市が被保険者の身近な窓口として、各種手続きを受付けています。制度が専門的で複雑であるため、利用者にとってわかりにくくなっています。
- 雇用・所得環境などの好循環により、生活保護の受給世帯数は、横ばいから減少しています。一方で、経済的自立に結びつく生活支援の対策強化は必要です。

データ

■各被保険者数と国民健康保険給付費



関連する個別計画・条例

高齢者計画・介護保険事業計画、介護保険条例、後期高齢者医療に関する条例、国民健康保険条例など

5 か年（平成25～29年度）の主な取組

- 介護サービスの適正化を推進
- ジェネリック医薬品の普及を促進
- 医療の適正化を推進（診療報酬明細を点検）
- 生活保護受給者の自立促進として就労支援員による就職支援を実施
- 生活保護受給者への金銭管理支援を開始



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 介護保険

- 財源の確保や収入率の向上に努めるとともに、事業者に対し適切な介護サービスの提供を指導するなど、健全な事業運営の確立と制度の啓発に努めます。

2 高齢者の医療制度

- 国の制度の動向を見据えながら、高齢者の医療制度の健全な事業運営の確立と制度の啓発に努めます。

3 国民健康保険

- 収入率の向上や、効果的な保健事業による健康増進をはかるなど、健全な事業運営に努めます。

4 国民年金

- 国による事業運営に対し協力・連携をはかるとともに、年金を受給する権利を確保できるよう制度の啓発に努めます。

5 生活保護

- 生活困窮世帯の生活実態を的確に把握し、生活保護制度を適正に運用します。
- 被保護世帯・被保護者が、生活を再構築するための経済的・社会的自立を支援します。



行政の役割

- ◇ 各種制度の健全な事業運営と啓発
- ◇ 生活保護制度の被保護世帯に対する自立支援



市民への期待

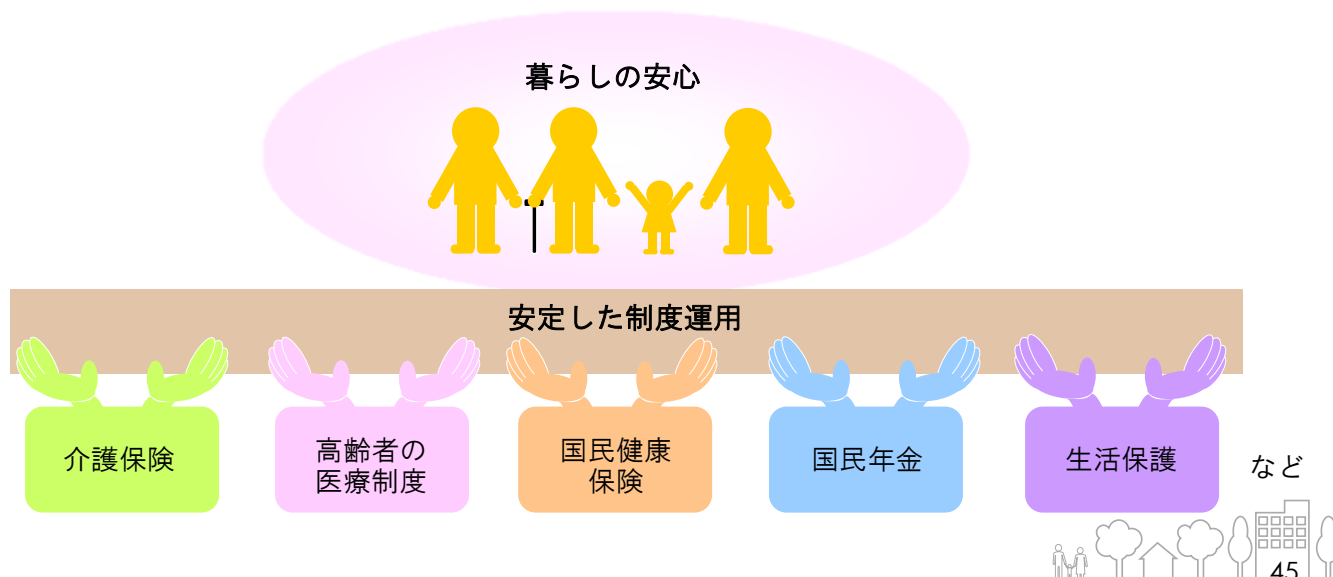
- ◇ 税や制度の仕組みに関心を持つ
- ◇ 日頃から健康管理による病気の予防に努める
- ◇ ジェネリック医薬品を利用する

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
就労による保護廃止世帯数	—	149 世帯/年 (平成 28 年度)	150 世帯/年 を維持

生活困窮者の自立更生状況をはかる指標です。社会保障制度の理解度を高め、就労支援などにより保護廃止世帯数を増加させることを目指します。

社会保障の役割



人とひととが支えあう地域福祉の推進

目指す姿

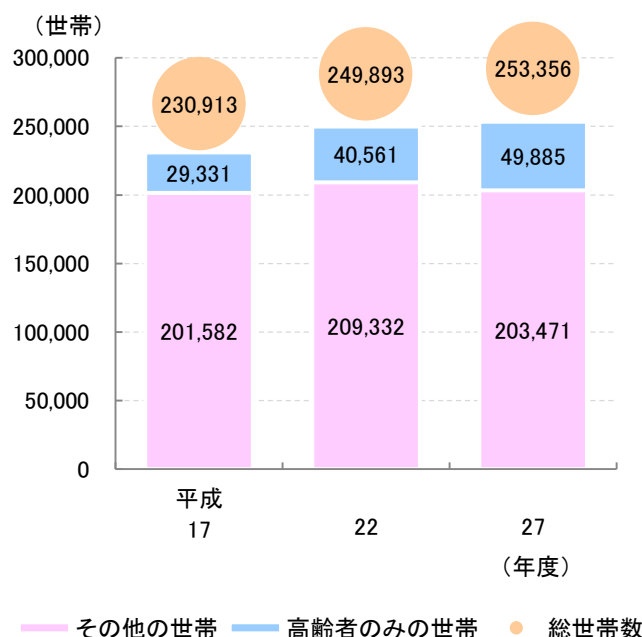
地域の幅広い世代の様々な人々が交流し、人とひととのつながりが育まれています。地域で支えあう地域福祉が浸透し、高齢者をはじめとした誰もが社会の一員として生き活きと安心して暮らしています。

現状・課題

- 核家族化や価値観の多様化などにより、家庭や地域で相互に支えあう意識が薄れるとともに、高齢者のみの世帯が増加しており、地域の人や場所を活用した支えあいの仕組みづくりが必要です。
- 地域福祉の輪を広げていくためには、これまでの交流機会の提供に加え、学生や留学生なども含めたより幅広い世代と地域住民が積極的に交流できる機会の提供が必要です。
- 地域福祉をさらに推進していくため、その担い手の一員として、民生委員・児童委員を増員してきました。しかし、民生委員・児童委員の高齢化やなり手の減少がすすんでいます。
- 高齢者が支える側となって様々な地域活動に参加し、生きがいを持って活躍できる環境づくりが必要です。

データ

■ 全世帯数のうちの高齢者のみの世帯数

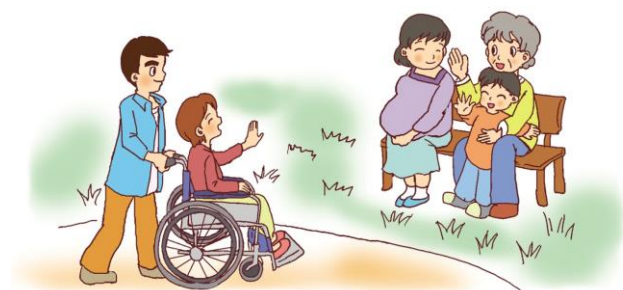


関連する個別計画・条例

地域福祉計画、
高齢者計画・介護保険事業計画 など

5 かん（平成 25～29 年度）の主な取組

- 地域福祉推進拠点を 4 か所整備
- 民生委員・児童委員定数の増員を実施
- ふれあい・いきいきサロンの活動費を助成
- シニアクラブの活動・運営費を助成
- 高齢者活動コーディネートセンター運営費を助成



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 地域で支えあう意識の醸成と参加のきっかけづくり

- 子どもから高齢者までの幅広い世代の様々な人々が地域で気軽に集える交流の場づくりや交流活動を支援します。
- 地域で支えあう地域福祉の大切さを社会に浸透させるための普及・啓発を行います。
- 学生や留学生も含めた様々な人々が地域で支えあう活動に気軽に参加できるよう、町会・自治会などによる地域活動や福祉に関する情報を提供します。

2 地域で支えあう人材の育成・支援

- 地域で支えあう活動の核となるコーディネーターや地域福祉の担い手を育成します。
- 地域で支えあう活動がより住民に理解され、地域福祉の担い手に過重な負担とならずに、活動が継続できるよう支援します。

3 地域で支えあう仕組みの充実

- 高齢者をはじめとしたあらゆる世代の人々が生きがいを持って社会参加し、地域において人とひととが支えあう地域福祉の仕組みを構築します。
- 高齢者が培ってきた知識・経験を活かして活躍でき、生きがいを持って生活できるよう支援します。
- 民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、事業者などの様々な地域福祉の担い手が連携しやすい環境を整えます。
- 様々な地域福祉のニーズに応えるため、支援を必要とする人と支援できる人とをつなげます。
- 学生や留学生も含めた様々な人々が、地域で支えあう活動に参加できるよう地域のボランティア活動を推進します。
- 福祉サービスの充実のため、事業者への検査・指導を行います。



行政の役割

- ◇ 地域で気軽に集える交流の場づくりや活動の支援
- ◇ 地域福祉の普及・啓発と活動に関する情報提供の充実
- ◇ 地域福祉を担う人材の育成・確保と継続的に活動できる支援
- ◇ 誰もが支えあう環境・仕組みの構築
- ◇ 地域のボランティア活動の推進



市民への期待

- ◇ 高齢者の知恵や経験を積極的に活用する
- ◇ 子どもや高齢者など困っている人がいたら声を掛け、見守る
- ◇ ボランティア活動に参加してみる
- ◇ 民生委員・児童委員の活動に関心を持つ

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
地域での交流や活動を通して生きがいを感じている高齢者の割合	43.3% (平成 23 年度)	46.9% (平成 28 年度)	60%
近所に相談相手がいる市民の割合	16.7% (平成 23 年度)	18.2% (平成 28 年度)	30%
高齢者ボランティア・ポイント制度登録者数	—	2,288 人 (平成 28 年度)	3,600 人

高齢者の地域での参加の度合いをはかる指標です。5年後には5人に3人の高齢者が生きがいを感じていることを目標とします。

互いに相談し合える近所でのつながりの度合いをはかる指標です。ともに支えあう地域福祉の推進により増加を目指します。

高齢者の生きがいにつながる活動の度合いをはかる指標です。今後5か年で1.5倍の増加を目指します。

※高齢者ボランティア・ポイント制度とは、元気な高齢者が、特別養護老人ホームや高齢者サロン、居宅等の高齢者を対象にボランティア活動を行い、その活動に応じてポイントを付与し、交付金などと交換する制度



障害者への支援

目指す姿

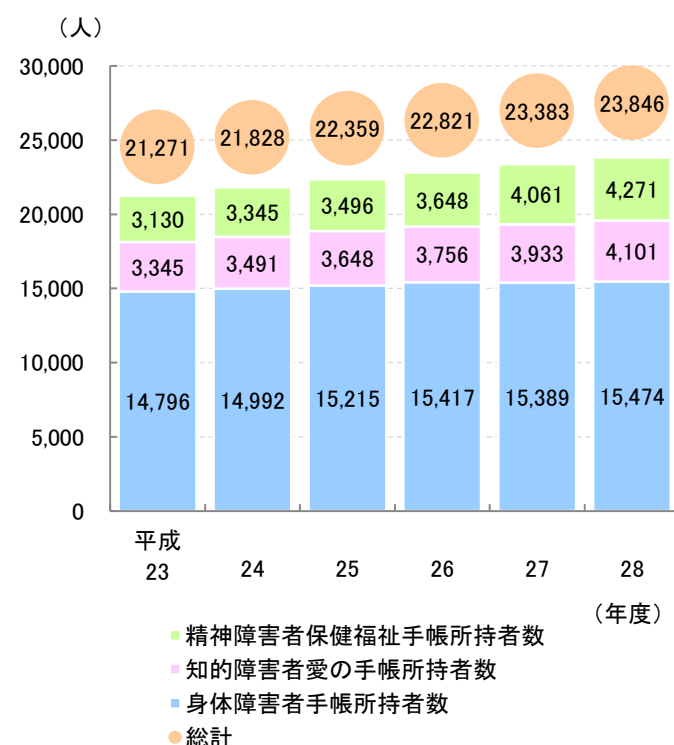
障害者とその家族を支援する体制が充実し、地域住民と障害者がともに支えあいながら住み慣れた地域で活き活きと暮らしています。

現状・課題

- 障害の内容や程度に加え、障害児の成長段階に応じた取組が必要です。
- 障害者に対する差別や偏見を解消するため、平成28年4月に「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を見直し、体制を強化しました。今後もさらにハード・ソフト両面のバリアフリーをすすめることが必要です。
- 障害者が病院や施設での生活から、地域で暮らし続けていくためには、一人ひとり異なる障害への理解や生活の状況にあわせた適切な支援が必要です。
- 障害者が社会の一員として活き活きと暮らしていくためには、適性や能力に応じた就労機会の確保や学習・交流活動への参加を促進することが必要です。
- 障害者虐待に関する通報件数は増加傾向にあり、その内容も深刻化しているため、早期の発見と、虐待を受けた障害者の保護や支援などの取組をすすめることが必要です。

データ

■障害種別ごとの障害者数



関連する個別計画・条例

地域福祉計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例 など

5か年（平成25～29年度）の主な取組

- 障害者地域自立支援協議会を運営
- 地域生活支援拠点事業を開始
- 障害者施設従事者向け虐待防止研修を実施
- 障害理解、啓発活動を実施

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 自立支援の充実

- 障害者が社会の一員として、安心して暮らし続けることができるよう相談支援体制を充実します。
- 障害児の成長段階に応じた継続的な支援ができる仕組みを充実します。
- 障害者の地域における自立生活を支援するため、ホームヘルプサービスなどの日常生活支援を行います。
- 障害者地域自立支援協議会などを通じて、保健・医療・福祉・教育・労働などの分野が連携し、障害者とその家族を支援する体制の充実に努めます。
- 「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を広く周知し、障害への理解を深めるための取組をすすめます。あわせて、障害者の虐待防止への取組もすすめます。

2 社会参加の促進

- 障害のある人もない人も共に地域活動に参加できる環境づくりをすすめます。
- 関係機関と連携し、障害者の雇用機会の拡大と就労の定着に向けた取組を行います。
- 障害者の生涯学習・生涯スポーツの機会を促進するため、講座や講習についての情報提供を行うとともに、障害者が参加しやすい環境づくりをすすめます。



行政の役割

- ◇ 障害者やその家族の暮らしを支える相談支援体制の充実
- ◇ 障害者が地域で暮らせるための福祉サービスの充実と関係機関との連携による支援体制の強化
- ◇ 障害に対する正しい理解を深めるための啓発の推進
- ◇ 障害者が社会参加する機会の拡大



市民への期待

- ◇ 障害について理解を深め、少しでも障害者の気持ちに寄り添う
- ◇ 障害者が困っていたら声を掛ける
- ◇ 障害者と交流する機会を持つ
- ◇ 障害者の雇用促進と障害者が利用しやすい環境を整備する（事業者）

目標設定

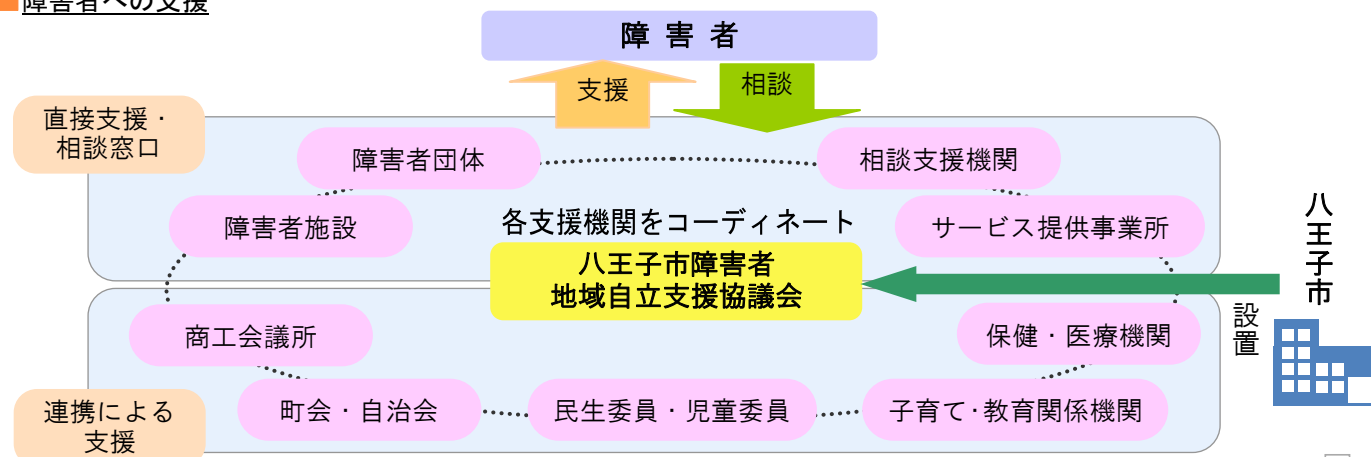
施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値 平成34年度 (2022年度)
障害者に対して理解や配慮をしている市民の割合	27% (平成22年度)	73.4% (平成28年度)	80%

障害者に対する理解の度合いをはかる指標です。5人に4人の方が理解や配慮をしていることを目標とします。

障害者が外出した際の満足度	69.6% (平成23年度)	71.4% (平成28年度)	80%
---------------	-------------------	-------------------	-----

障害者側から見た社会参加のしやすさをはかる指標です。障害者の5人に4人の方が満足していることを目標とします。

障害者への支援



高齢者への支援

目指す姿

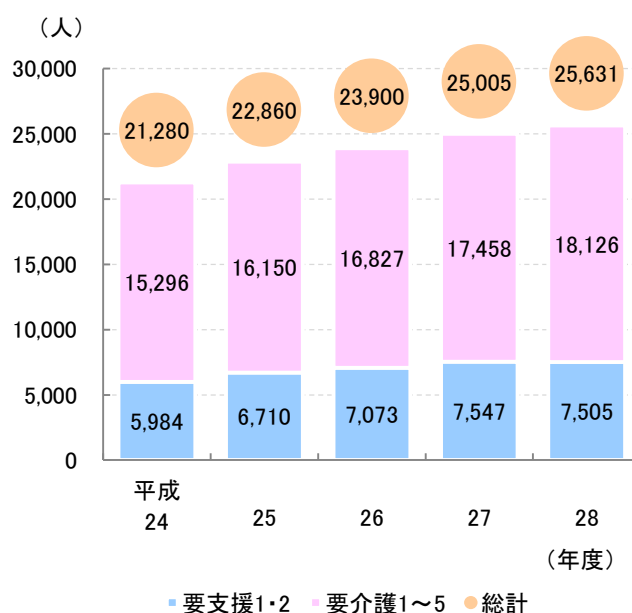
支援を必要とする高齢者とその家族が保健・医療・福祉などの関係機関の連携のもと、住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けています。

現状・課題

- 平成 29 年 9 月の本市の高齢化率は 26.0% となっており、5 年前と比べ 4.1 ポイント上昇しています。また、平成 27 年の国勢調査によると一人暮らし高齢者の世帯は約 24,000 世帯となっており、5 年前と比べ約 1.2 倍増加しています。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、予防・介護・医療・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の強化が必要です。
- 在宅介護や公的サービスの利用についての相談など、高齢者の地域での生活を支援するため、高齢者あんしん相談センターの整備をすすめています。
- 老老介護などによる家族や介護者の過重負担や、社会から孤立した生活が孤独死につながるなどの問題が全国的に発生しています。また、高齢者への虐待も問題になっており、事案の早期発見に向けて、見守り活動などの地域の支援が必要です。
- 毎年、要支援や要介護状態の方が増加している中、健康な状態を維持するために、今後ますます介護予防への取組は重要となってきます。そのため、高齢者の健康維持活動を行う健康づくりサポーターなどの市民力の活用や、高齢者あんしん相談センターとの連携を軸とした身近な地域での事業展開が必要です。

データ

要支援・要介護認定者数



関連する個別計画・条例

地域福祉計画、高齢者計画・介護保険事業計画、介護保険条例 など

5 か年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 高齢者あんしん相談センターを 2 か所整備し、17 か所に拡大
- 認知症初期集中支援事業を開始
- シルバー見守り相談室長房、シルバー見守り相談室中野、シルバーふらっと相談室松が谷を設置
- 介護人材の確保・定着・育成研修を実施
- 介護保険施設等の整備費を助成し、整備を促進

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 地域で自分らしく安心して暮らすための支援の充実

- 高齢者が健康に暮らせるよう、早い段階からの介護予防対策を引き続き充実します。
- 高齢者が在宅介護や公的サービスなどについて、身近なところで相談できる高齢者あんしん相談センターなどの相談機能や情報提供の充実に努めます。
- 高齢者が自分らしく安心して生活できるよう、高齢者の虐待防止と養護者に対する支援を推進します。

2 在宅・施設サービスの充実

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、高齢者あんしん相談センターを拠点として介護や医療などの様々なサービスが提供できる「地域包括ケアシステム」を強化します。
- 介護する家族のための相談機能や介護者同士の交流の機会を充実します。
- 特別養護老人ホームなどの介護保険関連施設について適正な配置に努めます。



行政の役割

- ◇ 介護予防対策の推進
- ◇ 高齢者あんしん相談センターの相談機能などの拡充
- ◇ 高齢者あんしん相談センターを拠点とした地域包括ケア体制の強化
- ◇ 介護者が交流できる機会の充実
- ◇ 介護保険外の自立支援に向けたサービスの充実



市民への期待

- ◇ 若いうちから介護予防のための健康管理に気を付ける
- ◇ 高齢者に思いやりを持って接する
- ◇ 介護者同士で交流を持つ
- ◇ 高齢者が利用しやすい環境を整える（事業者）

目標設定

施策に対する指標

介護保険サービス利用者の満足度

高齢者やその家族への支援の充実度をはかる指標です。85%以上の介護保険サービス利用者が満足していることを目標とします。

策定時の値	現状値	目標値
		平成 34 年 (2022 年度)
82.8% (平成 23 年度)	85.4% (平成 28 年度)	85%以上

高齢者あんしん相談センターの認知度

高齢者とその家族が必要な時にサービスを活用できる環境づくりの度合いをはかる指標です。高齢者の5人に4人の方が高齢者あんしん相談センターを知っていることを目標とします。

策定時の値	現状値	目標値
		平成 34 年 (2022 年度)
36.4% (平成 23 年度)	51.4% (平成 28 年度)	80%

高齢者あんしん相談センターに寄せられた相談件数

高齢者あんしん相談センターの利用状況をはかる指標です。高齢者の増加に伴い、5年後には10万件の相談を受けることを目標とします。

策定時の値	現状値	目標値
		平成 34 年 (2022 年度)
—	74,414 件 (平成 28 年度)	100,000 件

■ 地域包括ケアシステム イメージ



※ 高齢者あんしん相談センターとは、地域包括支援センターの愛称です。

健康の維持・増進

目指す姿

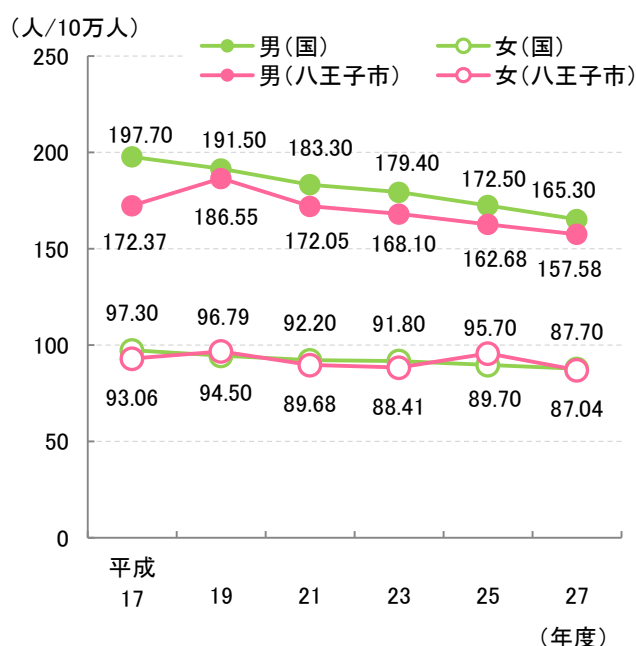
健康であることの大切さを誰もが意識し、子どもの頃から生涯を通じて自ら健康づくりに取り組むことで、健康で安心して暮らしています。

現状・課題

- 食生活やライフスタイルが多様化し、生活習慣病などが全国的に増加しています。そのため、市民一人ひとりが自ら健康づくりをしていけるよう、健康に関する正しい知識の普及・啓発と継続した健康づくりへの取組が必要です。
- 健康の維持や疾病の重症化を防ぐには、健診・検診の受診による疾病予防・早期発見・早期治療に努めることが重要です。受診率向上のために、通知や自動音声電話などによる様々な受診勧奨を実施しています。
- 平成28年度の受診率は特定健診が43.9%、がん検診では最も受診者の多い大腸がんが26.2%となっています。市民の健康増進につなげるために、特定健診、がん検診の受診率はもとより、精密検査の受診率を高め、がんをはじめとした疾病の早期発見、早期治療に結びつけることが重要です。
- 感染症による疾病の発症や重症化を防ぐため、定期予防接種の接種率を高める必要があります。
- 育児不安や困難な事情を抱える妊産婦の割合が増えており、児童虐待の発生予防や子どもの健全な発育・発達支援をはかることが必要です。

データ

■がん年齢調整死亡率



※がんは高齢になるほど死亡数が増加し、長寿化が進むほど、死亡率が上昇する傾向にあります。がん年齢調整死亡率とは、年齢以外の要因による死亡率を過去と比較できるように調整したものです。

関連する個別計画・条例

保健医療計画、生涯学習プラン、子ども育成計画、がん対策推進計画、国民健康保険データ活用保健事業実施計画、食育推進計画、保健所条例 など

5か年(平成25～29年度)の主な取組

- 大横保健福祉センターを整備
- 健康づくりサポーターを養成
- 成果報酬型官民連携モデル事業に基づく大腸がん検診等受診率向上事業を開始
- 八王子版ネウボラの取組を実施
- 八王子市妊娠・出産・子育て相談案内窓口（はちおうじっ子子育てはっとライン）を開設

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 健康づくりの推進

- 市民・各種団体との連携により、健康についての正しい知識を学ぶ機会の充実やスポーツ・レクリエーションへの参加を促すなど、健康づくりの機会を充実します。
- 身近な地域での健康づくりを推進できる人材を育成します。
- 保健師、栄養士、歯科衛生士など多職種による専門知識に基づいた健康教育、健康相談の体制を充実します。
- 望ましい食生活や食に関する知識の普及・啓発、情報提供などの充実に努め、食育を推進します。

2 疾病予防対策の推進

- 生活習慣病のリスクを確認する健診をはじめ、がんによる死亡率減少に向けた正しい知識や一次予防（生活習慣の改善）、二次予防（検診による早期発見・早期治療）の重要性について啓発をすすめます。
- 健診・検診結果や診療・調剤報酬明細書などのデータを活用し、疾病の予防や重症化しないための効果的な取組を推進します。
- 市民の健康を守るため、予防接種の効果について周知・啓発を行います。
- 市民の健康寿命の延伸をはかるため、がん検診の受診率・精密検査受診率を高めます。

3 母子保健の充実

- 母子の健康増進及び児童虐待の発生予防をはかるため、行政・医療・関係機関などの連携を強化し、八王子版ネウボラ（安心して妊娠、出産、子育てができるように、切れ目なく支援する仕組み）の充実に努めます。
- 乳幼児健診等や心理相談の機会を通じ、発育・発達の違いへの早期対応により、適切な支援や早期療育につなげます。



行政の役割

- ◇ 自主的な健康づくりの推進
- ◇ 健康相談体制の確立
- ◇ 食生活や食に関する情報提供や啓発の推進
- ◇ 健診・検診の重要性の啓発と受診促進
- ◇ 妊産婦や乳幼児に対する支援体制の充実



市民への期待

- ◇ 自分の健康は自ら守るという意識を持つ
- ◇ 規則正しい食生活や生活習慣、適度な運動を心掛ける
- ◇ 定期的に健診・検診を受ける
- ◇ 育児不安は早めに相談する

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
健康維持・増進を心掛けている市民の割合	85.5% (平成 23 年度)	87.7% (平成 28 年度)	95%
健康維持・増進への市民自らの取組の度合いをはかる指標です。5 年後には大多数の市民が自分の健康を意識して行動していることを目標とします。			
特定健康診査受診率	45.9% (平成 23 年度)	43.9% (平成 28 年度)	60%以上
健康維持・増進に対する市の取組の度合いをはかる指標です。40 歳以上の国民健康保険加入者の健康診査受診割合を、5 年後には国の目標値 60%を超えることを目標とします。			
健康づくりサポーター登録者数	—	64 名 (平成 28 年度)	120 名
地域における健康づくりを推進する人材の育成度合いをはかる指標です。今後 5 か年で健康づくりサポーターの倍増を目指します。			
妊婦面談率	—	66.1% (平成 28 年度)	100%
母子の健全育成につながる取組の度合いをはかる指標です。5 年後には全ての妊婦の方が面談を受けることを目標とします。			

保健衛生の充実

目指す姿

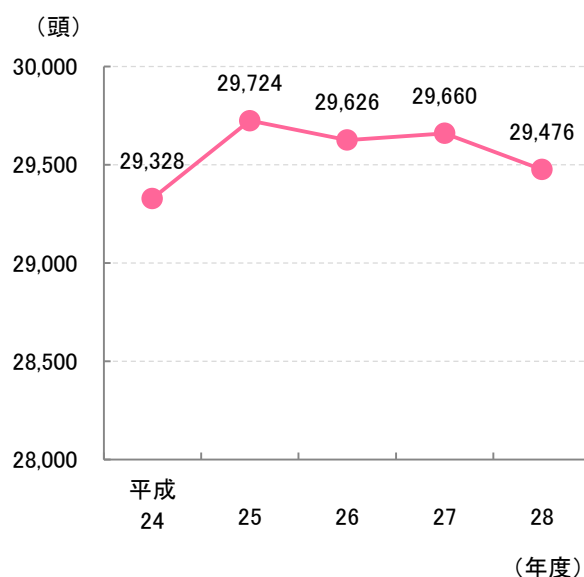
地域に密着した保健サービスが提供され、専門性の高い保健対策や公衆衛生の向上がはかれることで、誰もが安心して暮らしています。

現状・課題

- HIV/エイズ・結核・新型インフルエンザなど様々な感染症への対策が必要です。
- 自殺者の数は年々減少傾向にあるものの、引き続き、経済的な理由や対人関係・健康の不安など、様々な要因により心を病む人への対策が必要です。
- 難病患者の療養を支援するとともに、精神的な負担を軽減する対策が必要です。
- 食中毒や感染症の対策など、身近なところでより専門的な保健衛生サービスを提供しています。
- 犬や猫などのペットを多くの人が飼育しています。適正飼養が求められる一方で、飼い主の不注意による犬の逸走や散歩中におけるふん尿の放置、猫への無責任な餌やりなど苦情が発生しています。また、市が保護した犬、猫を収容し管理する施設が必要です。

データ

犬の登録数



関連する個別計画・条例

保健医療計画、食品衛生監視指導計画、
新型インフルエンザ等対策行動計画、保健所条例、
動物の愛護及び管理に関する条例 など

5か年(平成25～29年度)の主な取組

- 結核患者への療養支援を実施
- HIV・性感染症検査(無料・匿名)を実施
- 市内精神科病院と連携した精神障害者への早期訪問支援を実施
- うつ・自殺対策としてゲートキーパー講習会やこころの健康づくり講演会を実施
- 愛犬手帳を作成



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 専門性の高い保健対策の推進

- H I V / エイズの啓発・検査・相談や結核などの感染症予防と早期発見・感染拡大防止のための周知や予防教育などの取組を充実します。
- 新型インフルエンザなど感染症による健康危機管理への迅速な対応を行います。
- 精神保健に関する対策や自殺対策に関する計画を策定し、総合的な対策をすすめます。
- 難病などの患者・家族の交流をはかるとともに、相談体制や支援を充実します。

2 生活衛生の充実

- 食品・医事・薬事について、市民の安全を確保し、健康被害を防ぐための監視・指導・検査などを行うとともに各種相談・啓発を行います。
- 理容所・美容所・旅館業・公衆浴場などに対する監視・指導・検査や、飲み水としている井戸水などに関する各種相談・啓発を行うことで、環境衛生の向上に努めます。
- 動物愛護精神の高揚と犬や猫などの正しい飼い方の啓発を推進します。

3 保健行政の推進

- 保健福祉センターを地域拠点とし、保健所が中核的機能を担うことにより地域に密着した保健行政を推進するとともに、地域医療との連携を強化します。



行政の役割

- ◇ 感染症の予防や拡大防止対策の充実
- ◇ 精神保健対策の推進
- ◇ 難病患者やその家族に対する相談体制や支援の充実
- ◇ 生活衛生の向上に向けた啓発・検査などの実施
- ◇ 保健行政と地域医療の連携強化



市民への期待

- ◇ 早めの受診などの感染症への対応を行う
- ◇ 心の健康を保つため、早めの相談を心掛ける
- ◇ 食中毒防止のため家庭での衛生状態に気を配る
- ◇ 愛情を持ってペットを最期まで飼育する

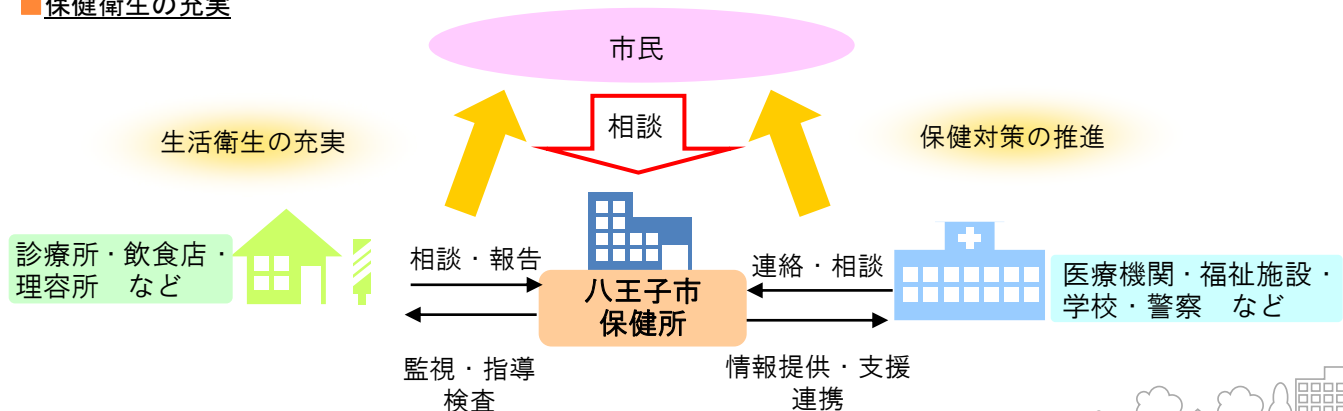
目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
結核罹患率	16.2 人/ 10 万人・年 (平成 23 年度)	10.2 人/ 10 万人・年 (平成 28 年度)	9.9 人/ 10 万人・年
食中毒発生件数	3 件/年 (平成 23 年度)	6 件/年 (平成 28 年度)	0 件/年

保健対策の推進の度合いをはかる指標です。1 年間に新規登録された人口 10 万人に対する結核患者数であり、結核のまん延状況を表す基本的な数値です。国の目標値を参考に減少を目指します。

生活衛生の充実度をはかる指標です。飲食店や家庭などで発生した食中毒の件数を今後 5 年間で 0 件とすることを目標とします。

■保健衛生の充実



地域医療の充実

目指す姿

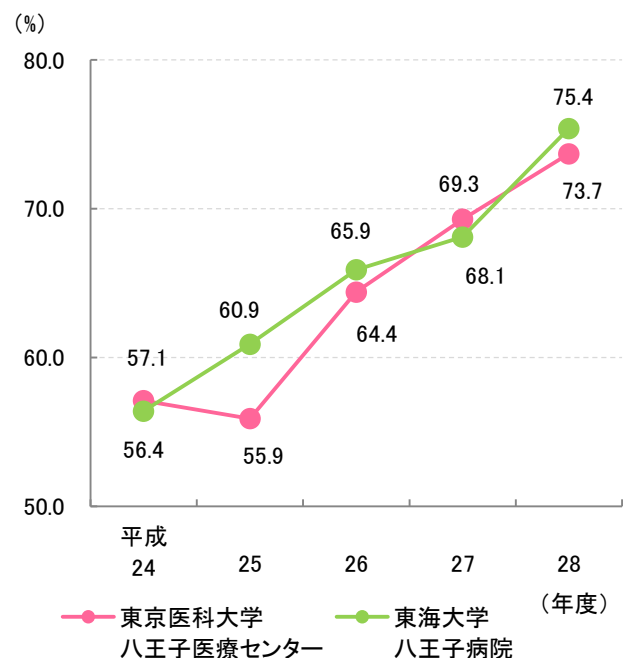
ライフステージごとの必要な医療サービスと医療・介護・リハビリの一貫した体制が整い、医療への不安が解消され、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしています。

現状・課題

- 地域医療全体が効率よく十分に機能を発揮するため、初期医療を担うかかりつけ医や、救急医療を担う救急病院、高度医療を担う中核病院などが役割を分担し、医療の連携をすすめています。
- 介護や療養が必要となっても住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせることが求められています。
- 高度医療や緊急を要する患者へ迅速な対応ができるよう、中核病院の適正利用についての啓発が必要です。
- 退院後もリハビリを要する人の社会生活への早期復帰を実現するためには、入院中からの適切な引継ぎや在宅医療を支える体制整備が必要です。

データ

■中核病院におけるかかりつけ医からの紹介者の受入れ率



関連する個別計画・条例

保健医療計画、地域福祉計画 など

5 か年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 医療機関ガイドを配布
- 八王子市立看護専門学校生に在学費の一部を助成
- 医療連携推進懇談会を開催
- 在宅医療相談窓口を運営



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 地域医療体制の充実

- 市民に必要な医療情報の提供や医療相談の体制を整えます。
- 高度医療や専門医療の充実、看護人材の育成など、地域医療の向上に向けた取組を行います。
- 地域の各医療機関がその機能を最大限に活かせるよう役割を明確化し、連携を強化することにより、市民が迅速かつ効果的な医療を受けられる取組をすすめていきます。
- かかりつけ医を持つことの意義を周知し、普及・定着につなげます。

2 救急医療の充実

- 救急相談ダイヤルの周知など、適切な救急医療の受診のための啓発を行います。
- 夜間・休日における適切な救急医療サービスを実現するため、各医療機関との連携体制を強化します。

3 在宅医療と介護の連携

- 在宅での医療・介護を希望する市民が適切なサービスを受けられるよう、在宅医療の充実に努めるとともに、介護との連携を推進します。
- 退院後の生活を支援するため、在宅復帰に向けたリハビリ体制などの充実に努めます。



行政の役割

- ◇ 医療に関する情報の提供と相談体制の整備
- ◇ 専門医療の充実と医療機関の連携促進
- ◇ 在宅医療・リハビリ体制の充実



市民への期待

- ◇ 身近なかかりつけ医を持つ
- ◇ 救急車の適正利用の知識を得る
- ◇ 高齢者救急医療情報用紙を活用する
- ◇ 信頼する医師のもと、主体性を持って治療に臨む

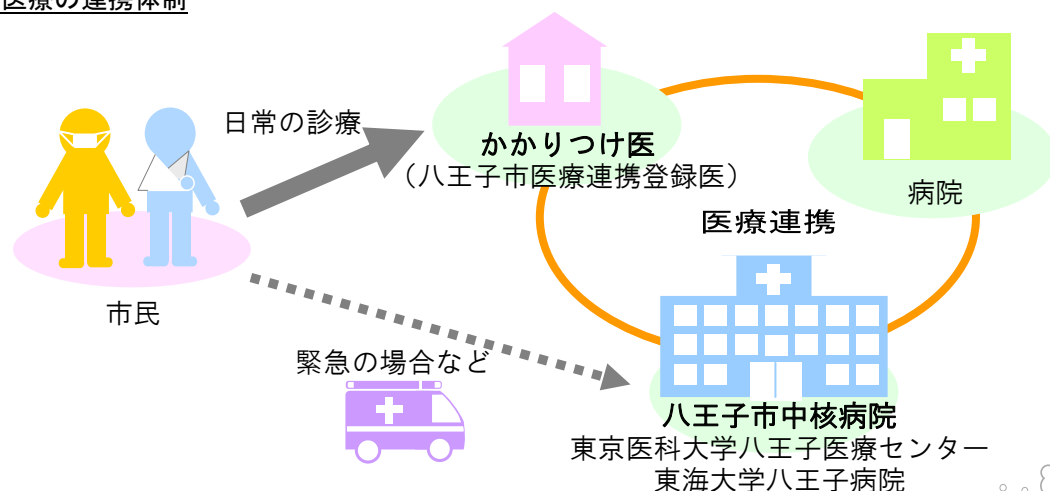
目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
かかりつけ医を決めている市民の割合	75.3% (平成 23 年度)	82.6% (平成 28 年度)	85%
中核病院新規外来患者数における紹介率	—	74.6% (平成 28 年度)	80%

医療連携の推進の度合いをはかる指標です。日常的な受診の有無にかかわらず、かかりつけ医を決めている市民の増加を目指します。

地域医療全体が効率よく十分に機能を発揮できる体制が構築されているかをはかる指標です。8 割の市民が身近な診療所で受診したのちに専門的な中核病院を受診していることを目指します。

■ 地域医療の連携体制



第3編

生き活きと子どもが育ち、 学びが豊かな心を育むまち

家庭・地域・学校がともに手を携え、子どもの成長を支えることで、子育て家庭や周囲の人々も生き活きと暮らせるまちづくりをすすめます。

学校では、子どもたちが意欲を持って学び、豊かな社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長できるよう、学校教育を充実していきます。

また、市民の誰もがスポーツや学びを通して豊かなつながりを育んでいけるよう、生涯学習を推進していきます。さらに、文化の振興をはかるとともに、次世代へ継承していきます。

第1編 みんなで担う公共と協働のまち

第2編 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

第4編 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

第5編 魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち

第6編 一人ひとりが育てる、人と自然が豊かにつながるまち

第3編の内容

第3編 活き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち

第1章 全ての子どもが健やかに育つ地域づくり

第1節（施策17） 子育て・子育て支援の充実

第2節（施策18） 地域で子どもを育てる環境づくり

第2章 未来をひらく子どもを育てる教育

第1節（施策19） 生きる力を育む学校教育

第2節（施策20） 地域とつながる学校づくり

第3節（施策21） 学びやすい教育環境づくり

第3章 学びを活かせる生涯学習の推進

第1節（施策22） 市民がつながる生涯学習

第2節（施策23） 誰もが楽しめる生涯スポーツ・レクリエーション

第4章 未来につながる文化の継承と創造

第1節（施策24） 豊かな心を育む市民文化の振興

第2節（施策25） 市民が誇れる歴史と伝統文化の継承

第3節（施策26） 多様な文化交流の推進

子育て・子育て支援の充実

目指す姿

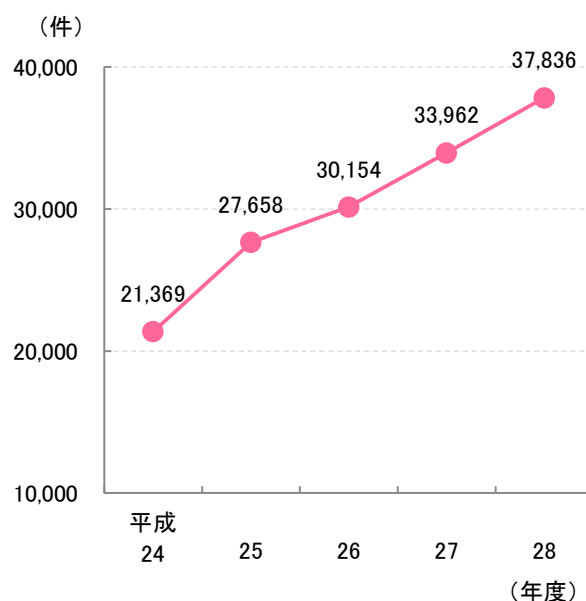
安心して子どもを生み、育てやすい子育て・子育ての支援体制が整っており、子どもとその家族が生き活きと暮らしています。未来を担う子どもたちが尊重され、心身ともに健やかに大人へと成長していきます。

現状・課題

- 就労形態の多様化や核家族化・未婚化・晩婚化などが複雑に絡み合い、社会環境が変化している中で、子どもを望む人にとって生み育てづらい状況が生じ、少子化がすすんでいます。
- 父親の子育てへの参加が増えつつあります。今後も家族皆で子育てを楽しめるよう、仕事と生活の調和をすすめるための支援が重要となっています。
- 乳幼児期から青年期まで、子ども一人ひとりや家庭の状況に応じた切れ目のない支援が求められています。
- 保育ニーズの多様化とともに保育を必要とする子どもが増加しています。そのため、一時保育や障害児の保育など保育サービスの拡充や待機児童の解消が求められています。
- 児童虐待の認識が社会に浸透したことなどにより、通報件数が増加傾向にあることから、虐待に対するさらなる対応強化と未然防止が必要です。
- スマートフォンやSNS（人と人とのコミュニケーションをインターネット上で構築するサービス）の普及により、青少年を取り巻く環境が変化しています。インターネット上の危険から子どもを守るための取組が求められています。

データ

■子育ての悩みに関する相談件数



関連する個別計画・条例

子ども育成計画、地域福祉計画、
子ども家庭支援センター条例 など

5 か年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 八王子版ネウボラの取組を実施
- ひとり親家庭の就業・学習などを支援
- 子育て支援メールマガジンを発行
- 保育所・学童保育所の待機児童解消を推進
- 巡回発達相談支援の体制を強化

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 子育て支援

- 学校や行政・民間における様々な子育て機関と家庭が連携し、課題・情報の共有化を行うことにより子育て支援を充実します。
- 子どもとともに親自身も成長することができるよう、子育て講座などの開催や相談・情報提供を充実します。
- 子どもを育てる喜びを家族で分かち合うため、男性の育児参加の推進やワークライフバランスの啓発などを行います。
- 子育てに関する情報を積極的に発信し、社会全体で子育てを支える気運を醸成する子育てプロモーションを推進します。
- 保健福祉センターと子ども家庭支援センターが、様々な機関と連携することにより八王子版ネウボラ（安心して妊娠、出産、子育てができるように、切れ目なく支援する仕組み）を推進し、予防を含めた児童虐待の対応を強化します。
- 八王子版ネウボラを充実し、安心して生み育てられる環境づくりをすすめます。
- ひとり親家庭や、非行、ひきこもり、就労など、子育てに困っている家庭への適切な支援を行います。
- 多様化する教育・保育ニーズを適切に把握し、多様で良質な教育・保育環境の確保と待機児童解消の取組をすすめます。

2 子育て支援

- いじめや交友関係などの悩みを、子ども自らが相談しやすい環境を整えます。
- 子どもの権利を大切に、子どものまちづくりへの参画や安心して成長できる環境づくりをすすめます。
- 被虐待児・障害児など、支援を必要とする子どもたちが健やかに育つための支援を充実します。
- 情報化社会への対策や、非行防止対策など、青少年の健全育成に向けた取組を充実します。
- 非行やひきこもり、就労など、様々な問題を抱える青少年の社会的自立を支援します。
- 青少年の健全育成活動の拠点として児童館機能を充実します。



行政の役割

- ◇ 関係機関の連携強化による子育て・子育て支援の充実
- ◇ 児童虐待の予防と対応の強化
- ◇ 男性の育児参加とワークライフバランスの推進



市民への期待

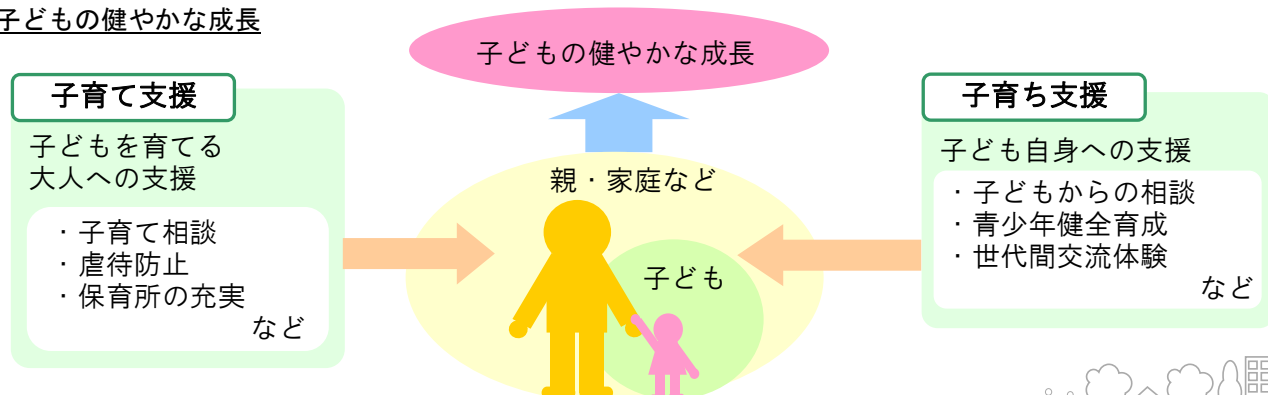
- ◇ 子ども自身が様々な人とふれあい、体験活動にチャレンジする
- ◇ 交流の場への参加など子育てを通じて親同士が交流する
- ◇ 親としての責任を持つ
- ◇ 夫婦で協力し合いながら子育てをする

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成34年度 (2022年度)
安心して子育てができていると感じている市民の割合	19.5% (平成22年度)	47.1% (平成28年度)	60%

子育て・子育て支援体制の充実度をはかる指標です。5人に3人の方が安心して子育てができていると感じていることを目標とします。

■子どもの健やかな成長



地域で子どもを育てる環境づくり

目指す姿

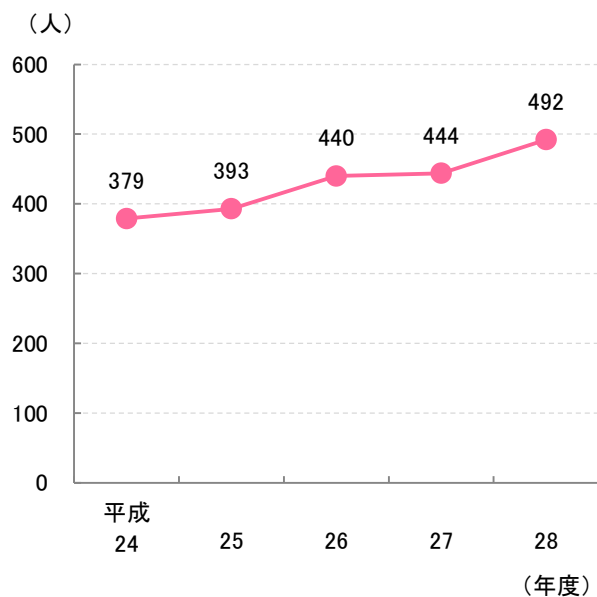
安心して子育てができるよう、地域全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えています。子どもたちは地域の一員として様々な人とかわりながら、多様な価値観を学び大人へと成長していきます。

現状・課題

- 子どもが地域の人々とかかわる機会が減少しています。そのため、子どもが郷土への愛着を持てるよう地域の人々に見守られながら活動できる環境が必要です。
- 地域のつながりの希薄化により、身近な人に相談できる機会が少なくなり、子育てに孤立感や不安感を持つ家庭が多くなっています。
- 地域で子育てを支えあう仕組みとしてファミリー・サポート・センターや子育て応援団 Bee ネットがあります。このような人とひとをつなぎ、地域で支えあう仕組みの充実が求められています。
- 子育てに関する様々な団体が活動しています。今後はそれぞれが連携し、子どもの健やかな成長を支えるためのネットワーク化をさらにすすめていく必要があります。

データ

■子育て応援団 Bee ネット登録者数



関連する個別計画・条例

子ども育成計画、地域福祉計画、
子ども家庭支援センター条例 など

5 か年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 中学生を対象に赤ちゃんふれあい事業を実施
- 親子の居場所・相談体制を充実
- 赤ちゃん・ふらっとの設置を促進
- 子ども会育成団体の活動を支援
- 子ども家庭支援ネットワーク中学校区分科会を開催



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 親や子どもが育つ場の充実

- 中高生も含めた子どもたちが地域の中で幅広い世代の様々な人々とふれあい、多様な体験ができるよう機会の充実をはかります。
- 青少年健全育成活動団体や子ども会などが行う社会奉仕活動や自然体験活動などの様々な活動を支援し、子どもの「人とのつながりを大切に作る心」や社会性・自立性を育みます。
- 子育て家庭の孤立化を防ぐため、親同士や子育て経験者との交流ができるような親子のための居場所づくりや、親子で外出しやすい環境づくりをすすめます。
- 子どもたちが健やかに育つよう、学校施設などの既存の施設を活用し、安全・安心な子どもたちの遊び場や居場所づくりをすすめます。

2 地域のネットワークづくり

- 地域住民やNPO・企業・大学などによる地域の様々な子育ての取組を支援します。
- 地域の中で相談しやすい体制を整えるなど、子育てに関する問題を地域で解決するための支援を行います。
- 子育て機関や市民活動団体・事業者などが連携し、子どもの健やかな成長を支えるためのネットワークを構築することで、一人ひとりの子どもの成長を連続的にとらえ、地域ぐるみで継続的に支援できる体制を整えます。



行政の役割

- ◇ 親子の居場所づくりや親子で外出しやすい環境の整備
- ◇ 青少年健全育成活動団体や子ども会等への支援
- ◇ 地域ぐるみで子育てを行う体制の整備



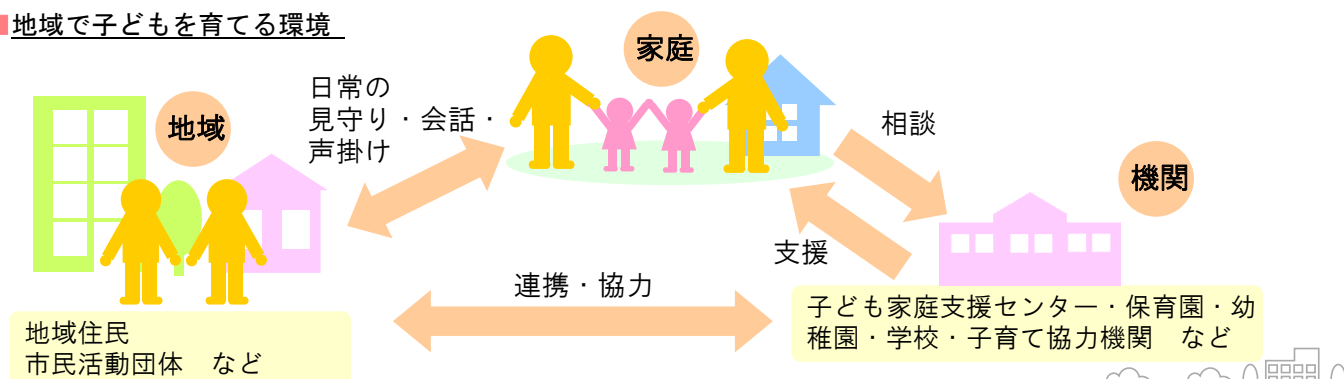
市民への期待

- ◇ 親子でイベントに積極的に参加する
- ◇ 親子で参加しやすいイベントを開催する
- ◇ 子育て家庭に見守りや声掛けを行う
- ◇ 子ども連れの人々が利用しやすい環境を整える（事業者）
- ◇ 子育てしながら働きやすい環境を整える（事業者）

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
子どもたちが地域の人に見守られながら成長していると感じている 市民の割合	32.7% (平成 22 年度)	46.5% (平成 28 年度)	60%
地域全体で子育て家庭や子どもの育ちを支える環境の実現度をはかる指標です。5 人に 3 人の方が地域の人に見守られながら子どもが成長していると感じていることを目標とします。			
子育て応援団 Bee ネットの登録者数	377 人 (累計) (平成 23 年度)	492 人 (累計) (平成 28 年度)	570 人 (累計)
子育てに関する地域のネットワークの充実度をはかる指標です。身近な地域で子育てを応援するボランティアの登録数を 5 年後には現状から 15%以上増やすことを目標とします。			
子ども家庭支援ネットワーク中学校区分科会の開催校数	—	22 校 (平成 28 年度)	37 校 (全校区)
子育てに関する地域のネットワークづくりの取組状況をはかる指標です。すべての中学校区においての開催を目指します。			

■ 地域で子どもを育てる環境



生きる力を育む学校教育

目指す姿

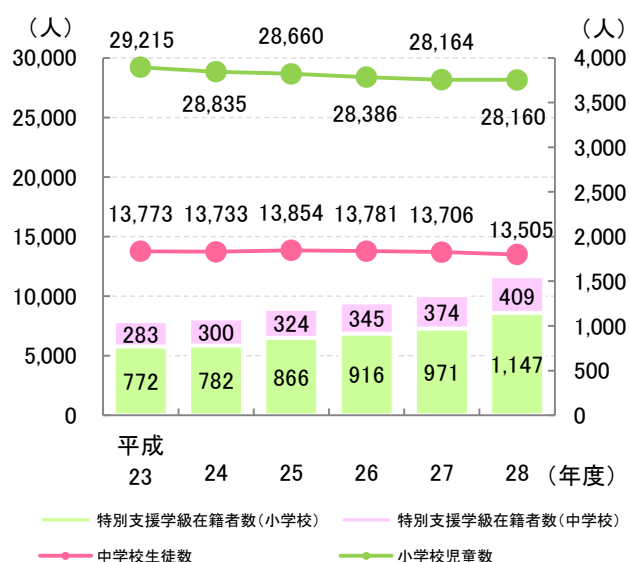
「確かな学力」、「豊かな人間性や社会性」、「健康や体力」を育むとともに、それらを支える「食」に関する教育が推進され、子どもたちが意欲を持って学び生き活きと成長しています。

現状・課題

- 基本的な学習の定着が十分でなく、学力の定着度に差があることが課題になっています。
- 児童・生徒の発達段階に応じたきめ細やかな指導ができるよう、義務教育9年間を見通した小中一貫教育をすすめています。
- 子どもたちの体力向上のために、学校では子どもたちの実態に応じた取組を行っています。
- 児童・生徒の個々の課題に応じた学習指導を充実させ、学力の向上をはかるためにアシスタントティーチャーの配置を行っています。
- 子どもたちが豊かな人間性や社会性を身に付けていくためには、規範意識や社会貢献の精神、美しいものや自然に感動する感性を育むことが重要です。
- 自らの健康につながる望ましい食生活を実践する力や「生きる力」を支える健康なからだを育むため、学校給食を生きた教材として活用した、食育の一層の充実が必要です。
- 子どもたちの誰もが意欲を持って学べるよう、子どもたち一人ひとりに応じた指導や継続的な対応が求められています。
- 来日して間もない帰国・外国籍で、日本語の理解が十分でない子どもが、学校における日常生活や学習活動を円滑に送れるよう、転入学初期の日本語指導の充実が求められています。
- 特別支援教育に関する理解がすすみ、保護者のニーズも高まっています。平成28年度からは小学校への特別支援教室の導入が始まり、30年度には全校に設置します。その後は中学校へも導入していく必要があります。

データ

■ 小・中学校の児童・生徒数と特別支援学級の児童・生徒数



関連する個別計画・条例

教育振興基本計画、食育推進計画、小中一貫教育に関する基本方針、特別支援教育推進計画、八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針、いじめを許さないまち八王子条例 など

5 か年(平成25~29年度)の主な取組

- 学力向上のため、児童・生徒の個別課題に応じた学習指導を充実
- 小中一貫教育を推進し、児童・生徒の発達段階に応じた指導を実施
- いじめ防止対策を推進
- 一人ひとりのニーズに応じた教育のために学校生活支援シートの作成や、就学支援シートを活用
- 登校支援ネットワークを整備

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 学ぶ意欲と確かな学力を育む教育

- 基本的な学習内容の定着や自ら考え判断し行動できる教育を推進します。
- 義務教育9年間を見通した小中一貫教育について、これまでの取組の成果などを検証し引き続き推進していきます。
- 子どもたちが自ら運動に親しみ、活き活きと生活できるよう、心身ともにたくましいからだを育む教育を推進します。
- 学力の向上をはかるため、児童・生徒の個々の課題に応じた学習指導を充実していきます。

2 豊かな人間性・社会性を育む教育

- 働くことの大切さの理解などを通して、児童・生徒一人ひとりが、社会の一員として自立できるような教育を推進します。
- 学校・家庭・地域が連携し、体験的な学習などを通じて基本的な社会のルールを身に付けさせるとともに、多様な考え方があることを踏まえ、他人を思いやる心を育む教育を推進します。
- 八王子に愛着をもてるよう、自分の住んでいる地域の歴史・伝統・文化を学ぶ機会を充実します。
- 義務教育9年間を通して、すべての児童・生徒に栄養バランスの取れた給食を提供することで、生涯に渡る健康づくりの基礎となる食習慣の確立と、毎日の食を大切にする心を育む食育を推進していきます。

3 一人ひとりのニーズに応じた教育

- 児童・生徒一人ひとりの発達や学びの状況を把握し、個々に応じた指導を充実します。
- 転入学などの際に必要な情報が適切に引き継がれ、一人ひとりに合った教育に活かされるよう努めます。
- 不登校や心の問題など学校だけでは対応が困難な課題を解決していくため、関係機関が連携し専門的な相談体制を充実します。
- 不登校児童・生徒などへの対策として、高尾山学園や適応指導教室など、関係機関が連携し児童・生徒への登校支援を充実します。

4 特別支援教育の充実

- 特別な支援が必要な児童・生徒に対し、行政機関と学校が連携して子どもの発達に応じた適切な教育を推進します。また、特別支援教室においては、小学校への設置を完了するとともに中学校への全校設置をすすめます。
- 特別支援教育に関し、地域の人たちへの理解の促進をはかるとともに、教員の専門性の向上のための研修を充実します。
- 障害の状況に応じた就学や指導を充実させます。また、特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習をすすめます。



行政の役割

- ◇ 子どもの自主性を高める学校教育の推進
- ◇ 子どもの人間性・社会性を高める教育の推進
- ◇ 児童・生徒一人ひとりの状況に応じた教育の推進
- ◇ 特別支援学級の適正な配置と特別支援教育の充実



市民への期待

- ◇ あいさつや手伝いなどを通して子どもの社会性を育む
- ◇ 子どもの生活リズムを整える
- ◇ 子どもが望ましい食生活を送れるよう努める

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成34年度 (2022年度)
意欲を持って授業に臨んでいる児童・生徒の割合	80.7% (平成22年度)	88.2% (平成28年度)	95%
授業の充実度をはかる指標です。常時、大多数の児童・生徒が積極的に授業に取り組んでいることを目標とします。			
不登校児童・生徒数及び出現率	—	498人/年 (1.2%) (平成28年度)	340人/年 (0.85%)

一人ひとりのニーズに応じた教育の充実度をはかる指標です。今後5か年で不登校児童・生徒数を約30%減少させることを目標とします。

地域とつながる学校づくり

目指す姿

学校と地域が一体となって地域の子どもたちを育んでいます。また、学校づくりにかかわることで、大人たちのつながりが生まれ、住民が地域づくりの担い手として活躍しています。

現状・課題

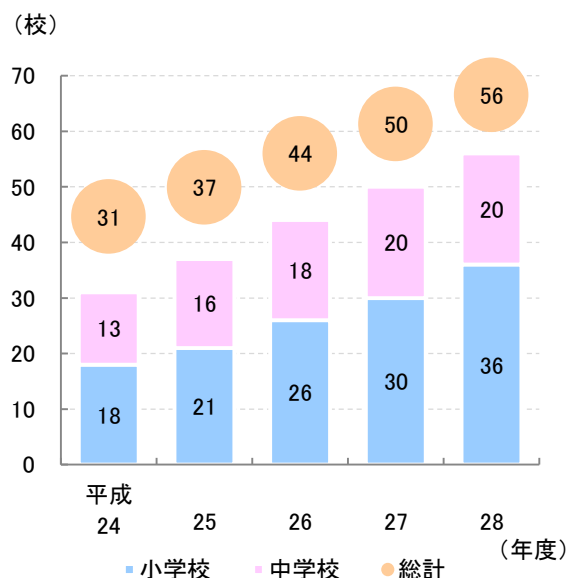
- 学校運営協議会の設置や学校安全ボランティアによる子どもの安全対策など、保護者・地域住民・学校の連携・協働による地域ぐるみの子育てをすすめています。
- NPO・企業・大学等の持つ専門性や人材を子どもたちの教育に活かしていくことが求められています。
- 子どもを取り巻く社会環境が複雑化しており、学校や行政の力だけでは子どもたちの健全な成長を育むには困難な面が生じているため、地域の人々の支えが必要となっています。
- 地域コミュニティが重要視される中で、学校には地域力向上のための役割が求められています。

5 年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 学校運営協議会設置校を拡大
- 地域ぐるみの学校安全体制を整備
- 学校と地域が連携した防災訓練を実施

データ

■ 地域運営学校数（学校運営協議会設置校数）



関連する個別計画・条例

教育振興基本計画、八王子市立学校における学校評価の実施指針（改訂版）など



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 地域の力を活かした学校づくり

- 学校・保護者・地域住民がともに知恵を出し合い、協働しながら子どもたちの成長を支える仕組みである地域運営学校を推進するとともに、質的な充実をはかります。
- 地域住民・企業・大学・NPOなどの協力を得て、学習や体験活動など地域と連携した教育活動をすすめていきます。
- 子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、学校が保護者や地域と連携して子どもたちの見守りを強化します。
- 学校コーディネーター・学校サポーター・学習支援ボランティアなど、地域と協働して子どもを支える担い手を育成します。
- 外部指導員やボランティアの協力を得て部活動の活性化をはかり、生徒の主体性や協調性を育みます。

2 地域の力を高める学校づくり

- 学校を核として子どもたちを育てる仕組みを構築し、地域の絆と力を高めます。
- 地域とともにある学校づくりに向け、校長のリーダーシップのもと地域の特性などを活かした学校づくりをすすめます。
- 総合的な学習の時間などを利用し、世代を超えた交流を促進することで、地域活動を行うきっかけづくりを推進します。
- 地域の課題でもある防災教育などに、地域とともに取り組む学校づくりをすすめます。



行政の役割

- ◇ 地域と連携した学校運営・教育活動・子どもの見守りの推進
- ◇ 学校を拠点とした地域の交流機会の充実



市民への期待

- ◇ 子どもたちに声掛けをするなどコミュニケーションをとる
- ◇ どのような学校行事があるのか関心を持ち参加する
- ◇ 学校行事をきっかけとして保護者同士が交流する

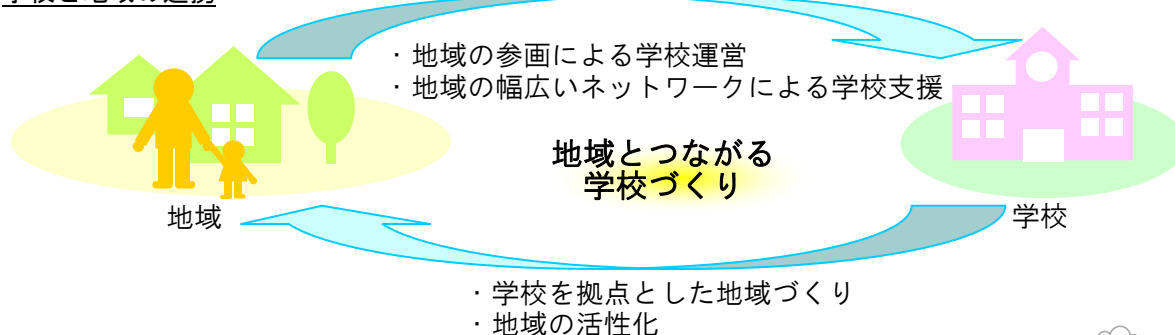
目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成34年度 (2022年度)
学校と地域が協力して子どもを育てていると感じている市民の割合	—	39.1% (平成28年度)	60%
学校と地域が連携して行う取組の数	29,481 回/年 (平成23年度)	56,281 回/年 (平成28年度)	62,700 回/年

学校と地域が一体となった子育ての取組をはかる指標です。学校と地域が、ともに協力し合って子どもたちを育てていると6割の市民が実感していることを目指します。

学校と地域の連携による教育の充実度・地域力向上の度合いをはかる指標です。各学校での行事や地域活動などの取組数の増加を目指します。

■ 学校と地域の連携



学びやすい教育環境づくり

目指す姿

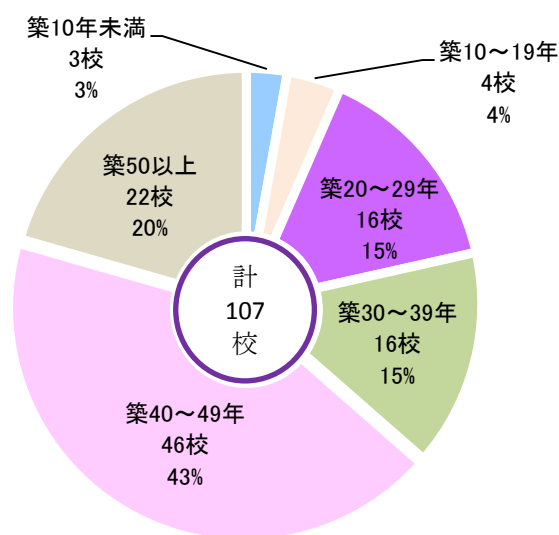
児童・生徒が良好な学習環境で学んでいます。また、教員の指導環境が向上し、教員が児童・生徒一人ひとりに向き合い、教育環境が充実しています。

現状・課題

- 学校選択制については、生徒・保護者へのアンケートや学校運営協議会への聞き取りなど検証を行い、より良い制度となるよう見直しに取り組んでいます。
- 児童・生徒数の減少により小規模化がすすんでいる学校や、施設の老朽化がすすんでいる学校があり、児童・生徒にとって望ましい教育環境を確保することが求められています。
- 学校施設は安心して学び、生活をする場であると同時に、緊急時の避難場所にもなることから、十分な防災機能を備えるための計画的な改修が求められています。
- 教員が様々な学校内事務に携わっているため、教材研究や児童・生徒一人ひとりに向き合うための十分な時間の確保が難しい状況にあります。
- 児童・生徒の効果的な学習のためのさらなるICT環境の整備が必要です。

データ

■ 経年別学校数（平成29年度）



※ 校舎または体育館のうち最も古い建物の経過年数

関連する個別計画・条例

教育振興基本計画、
市立小・中学校の適正配置に関する基本方針、
市立小・中学校適正配置推進計画、
教育情報化推進プラン、教員育成研修基本方針 など

5か年（平成25～29年度）の主な取組

- 全小・中学校の校舎・体育館本体の耐震補強工事を完了
- 全小・中学校で校務支援システムの利用を開始
- 学園都市としての本市の特徴を活かし大学等と連携した高度な教員研修を実施
- 小・中学校の全クラス（特別支援学級含む）に書画カメラ及びプロジェクタを配備

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 豊かな学びに資する教育環境の充実

- 児童・生徒・保護者・地域住民などの意向を把握し、学校選択制などの教育環境づくりに反映していきます。
- 児童・生徒の望ましい教育環境を充実していくため、学校規模の適正化や学校施設の老朽化対策を推進します。
- 児童・生徒が安心して学び、生活できる環境を整えるとともに、緊急時の避難場所としての防災機能を確保するため、学校施設の計画的な改修を行います。
- 教育指導内容に応じた授業を円滑に行うため、教材教具を充実していきます。

2 教育指導環境の整備

- 教員が児童・生徒の教育に十分な時間を割けるよう、様々な観点から教員の働き方改革をすすめ、校務を支援し、校務負担の軽減をはかります。
- 教員が十分な力を発揮できるよう、健康面を含めた相談体制を整備します。
- 教員の指導力向上をはかるとともに、保護者・地域から信頼される教員を育成するため、本市の特色を活かした教員研修を充実します。

3 学校の ICT 化の推進

- 授業の中で ICT を効果的に活用し、児童・生徒の学力向上につなげます。



行政の役割

- ◇ 学校選択制や学校の適正配置など、児童・生徒の望ましい教育環境の整備
- ◇ 教員の指導力向上に向けた環境の整備
- ◇ 学校教育・校務での ICT の推進



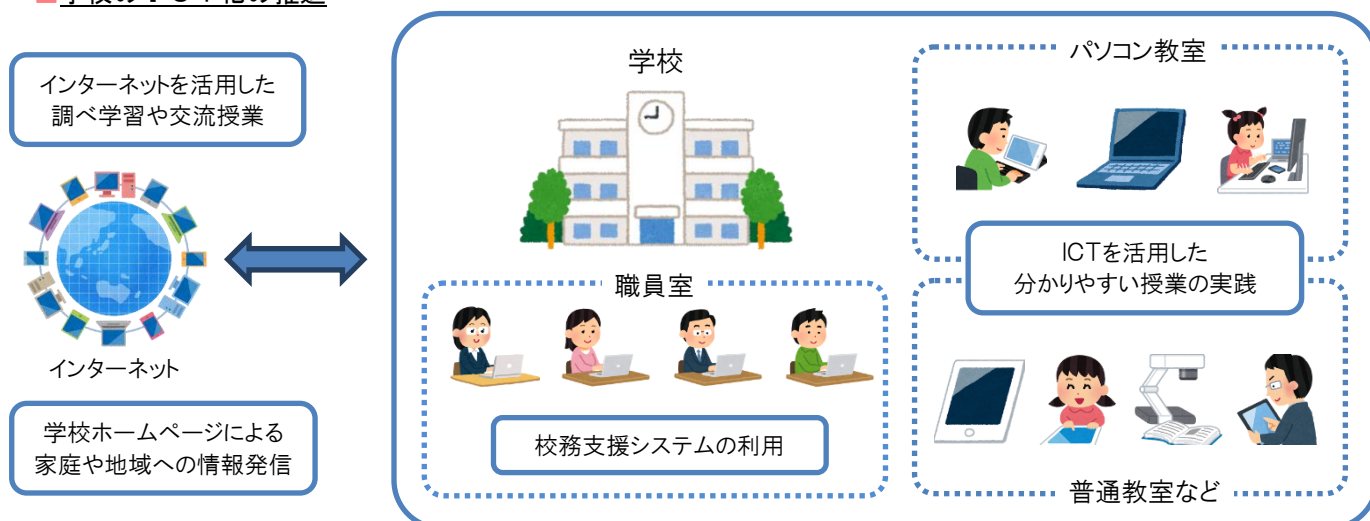
市民への期待

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
子どもたちに対し適切に教育できる環境となっていると感じている保護者の割合	76.4% (平成 23 年度)	80.8% (平成 28 年度)	90%

教育環境の充実度をはかる指標です。9 割の保護者が学びやすい教育環境となっていると感じていることを目標とします。

■学校の ICT 化の推進



市民がつながる生涯学習

目指す姿

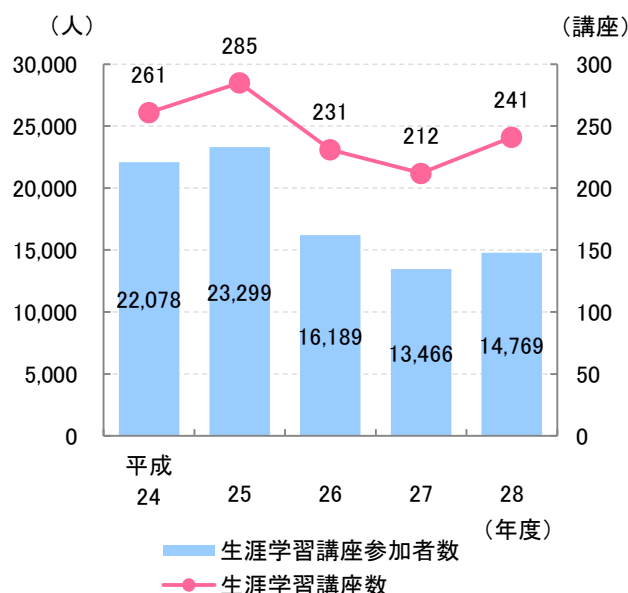
誰もが、いつでも、どこでも学習できる環境整備がすすみ、生涯学習を起点とした人とひととの交流やつながりが生まれています。そして、学んだ知識や経験が家庭・学校・地域で活かされ、一人ひとりの生きがいとなっています。

現状・課題

- 市は、毎年多くの生涯学習講座の実施やいちよう塾の開講により、市民の生涯学習活動を支援しています。また、企業や大学等での生涯学習講座も充実しつつあります。
- 生涯学習施設を中心に多くの市民が生涯学習講座を受講しています。今後は学んだ成果を地域社会の中で還元していく仕組みや、市民がつながる生涯学習をすすめるためのさらなる支援が必要です。
- こども科学館は、市制100周年にあわせ、リニューアルオープンしました。今後は、科学工作教室、講座、企画展の開催など、大人も子どもも学べる企画の充実が求められています。
- 他市・大学図書館との連携など、市民一人ひとりが自主的に読書活動を行えるよう取り組んでいます。さらにより多くの市民の図書館利用促進をはかるために、身近な場所で本に親しめる環境の整備が必要です。

データ

■生涯学習センターの講座数・参加者数



関連する個別計画・条例

教育振興基本計画、生涯学習プラン、読書のまち八王子推進計画、図書館条例、こども科学館条例 など

5 かん（平成25～29年度）の主な取組

- 学園都市大学において地域特性を活かした質の高い特色ある講座を提供
- 市制100周年にあわせてこども科学館をリニューアルオープン
- 由井市民センターみなみ野分館の地区図書室を司書を配置した図書館に転換
- 図書館の蔵書を学校へ貸し出し、読書活動を推進

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 生涯学習環境の充実

- 誰もが学びたいときに多様に学べるよう、生涯学習の内容を充実します。また、生涯学習の情報を市民に分かりやすく提供します。
- 企業や大学などと連携して、市民向け講座の実施など、身近なところで学べる学習環境を充実します。
- 魅力ある学習施設としてこども科学館を充実させるため、地域の高校・大学や企業などとの協働をすすめます。

2 図書館機能の充実

- 市民センターにある地区図書室を司書を配置した図書館へ転換し、サービス拡充をすすめます。
- 市民・市民団体・学校などが相互に協力した取組により、市民の自発的な読書活動を促進します。

3 学習成果を活かせる制度の充実

- 市民が学びの成果を発揮し地域で活躍できるよう、人とひとをつなげる人材を育成するとともに、学びからつながる市民のネットワークを支援します。



行政の役割

- ◇生涯学習の情報発信と身近な場所で学べる環境の充実
- ◇市民が自発的に読書活動をしやすい環境の整備
- ◇学びの成果を次につなげられる環境の整備



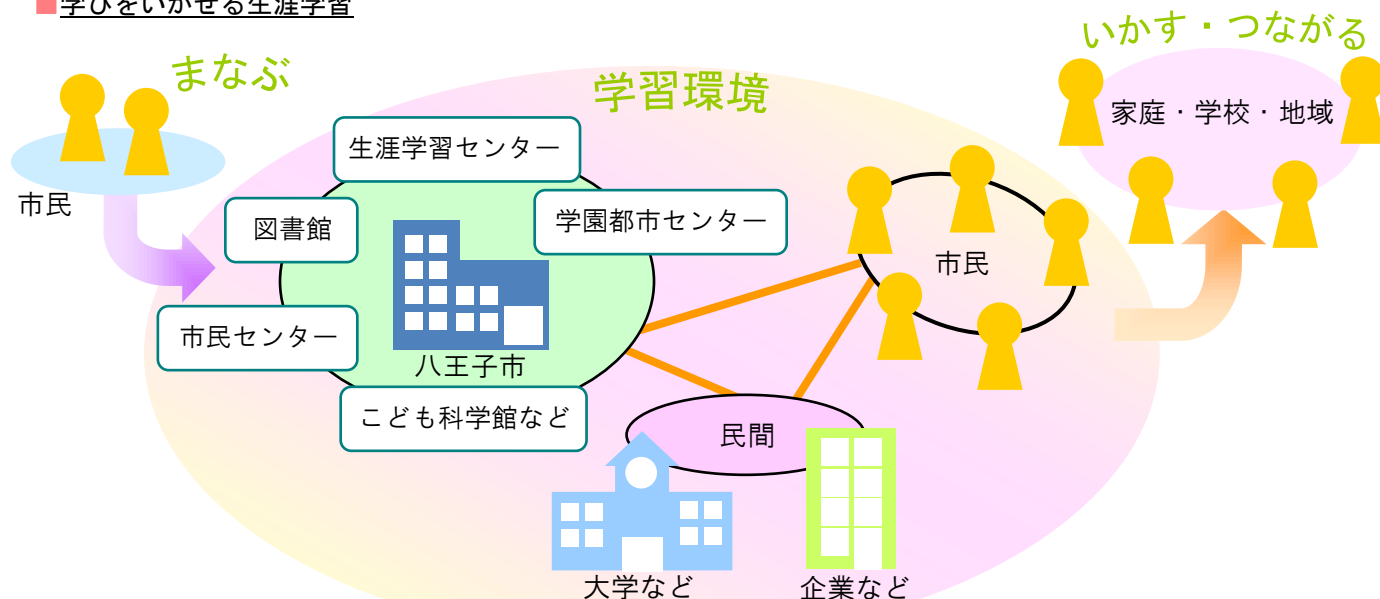
市民への期待

- ◇趣味を持つ
- ◇生涯学習講座などに参加する
- ◇講座への参加を通じて交流の輪を広げる
- ◇学んだ成果を地域社会の中で活かす

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
生涯学習活動をしている市民の割合	71.3% (平成 23 年度)	60.7% (平成 28 年度)	90%
生涯学習の充実度をはかる指標です。9 割の方が具体的な生涯学習活動を行っていることを目標とします。			
生涯学習活動の成果を地域活動に活かしている市民の割合	11.1% (平成 22 年度)	9.3% (平成 28 年度)	40%
生涯学習成果の地域への還元度をはかる指標です。学びの成果をまちづくりの中で活かし、地域や社会の中で活動する市民の増加を目指します。			

■学びをいかせる生涯学習



誰もが楽しめる生涯スポーツ・レクリエーション

目指す姿

誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しんでいます。そして、スポーツ・レクリエーションが充実した生活の一部として定着し、市民が生涯を通じ健康で生き活きと暮らしています。

現状・課題

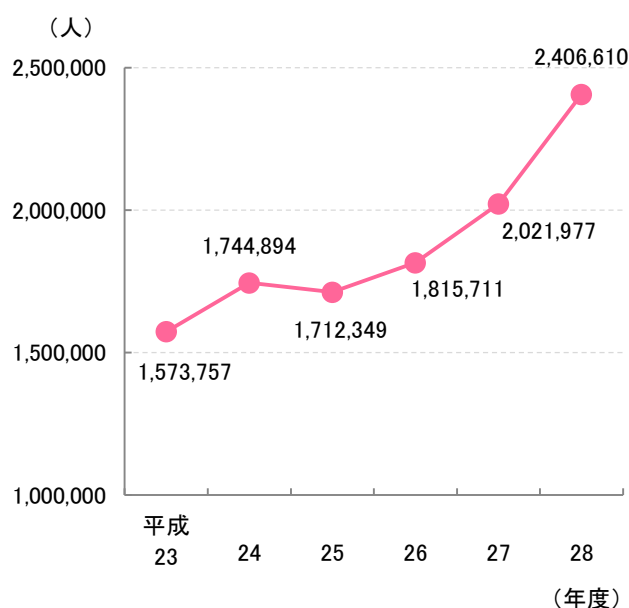
- 市内スポーツ施設の利用者は、年間 200 万人を超えています。施設を安全で安心して利用できるように、計画的な改修・整備が必要です。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成功を支えるとともに、大会を契機に多くの市民が多様なスポーツに触れ合い、参加できるような取組を推進していくことが重要です。
- 誰もが、いつでも、どこでも身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動を行うことができる環境づくりが求められています。
- 市民に身近なスポーツ・レクリエーションの場として、107 校の学校施設をはじめ、施設の一般開放を行っています。

5 年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援、推進
- スポーツ祭東京 2013・東京多摩国体を開催
- I F S C クライミング・ワールドカップボルダリング八王子 2017 の開催を支援
- 総合体育館（エスフォルタアリーナ八王子）を整備

データ

市スポーツ施設利用者数



関連する個別計画・条例

教育振興基本計画、スポーツ推進計画、
体育館条例、総合体育館条例 など



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 スポーツ・レクリエーションの振興

- スポーツ・レクリエーションへの市民意識を高めるための情報発信や誰もが参加できる機会の拡大に努めます。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を好機ととらえ、「観る」・「する」・「支える」スポーツの創出及び障害の有無にかかわらずスポーツに親しめる環境の創出、並びに次世代のスポーツの振興をはかります。
- スポーツ・レクリエーション活動を推進する各種団体の活動を支援します。
- 地域のスポーツ・レクリエーション団体が、地域や様々な団体とつながるための活動を支援します。

2 スポーツ・レクリエーション環境の整備と活用

- 市民のスポーツ・レクリエーション活動を支えるため、市の運動施設の環境整備・充実に取り組みます。
- 地域住民によって組織された総合型地域スポーツクラブが各地域の生涯スポーツ振興の核となるよう、活動内容の周知をはかるとともに、地域の実情に応じた支援をします。
- 安心してスポーツ・レクリエーションが行えるよう、安全な施設の維持管理に努めます。
- 市民がスポーツに親しむ機会を増やすため、民間企業と連携し、民間施設（企業・大学などのスポーツ施設）の活用をはかります。
- 小・中学校の施設開放を促進するため、より効率的な運用をするための組織づくりを地域住民とともにすすめます。



行政の役割

- ◇ スポーツ・レクリエーションに誰もが参加できる機会の提供
- ◇ 継続したスポーツ・レクリエーション活動の支援
- ◇ 運動施設の環境整備・維持管理の実施
- ◇ 民間施設や学校施設の活用



市民への期待

- ◇ 体を動かす
- ◇ 週 1 回程度運動する
- ◇ スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりを心掛ける
- ◇ スポーツ・レクリエーション活動を通じて交流の輪を広げる

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
週 1 回以上運動をしている成人の割合	29.9% (平成 23 年度)	60.3% (平成 28 年度)	67%
総合型地域スポーツクラブの数	19 団体 (平成 23 年度)	20 団体 (平成 28 年度)	27 団体

日常生活における運動の実践度をはかる指標です。3 人に 2 人の成人が定期的・継続的に運動を行っていることを目標とします。

地域におけるスポーツの普及度をはかる指標です。より多くの地域での総合型スポーツクラブの発足を目指します。

■ 総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブ

いろいろなスポーツ活動が楽しめる地域住民による自主的・自立的に運営する地域のクラブ

◇ 運営は…
住民が主体的に運営する「運営委員会」

◇ 協力する人は…
体育協会、レクリエーション協会 など

◇ 参加者は…
地域住民

◇ 活動場所は…
学校、スポーツ施設など

世代間の交流

健康の維持・増進

生涯スポーツの振興

地域コミュニティの活性化



豊かな心を育む市民文化の振興

目指す姿

市民が文化に親しみ、また主体的な文化活動が行われることにより、文化活動の輪が広がり、豊かな心が育まれています。

現状・課題

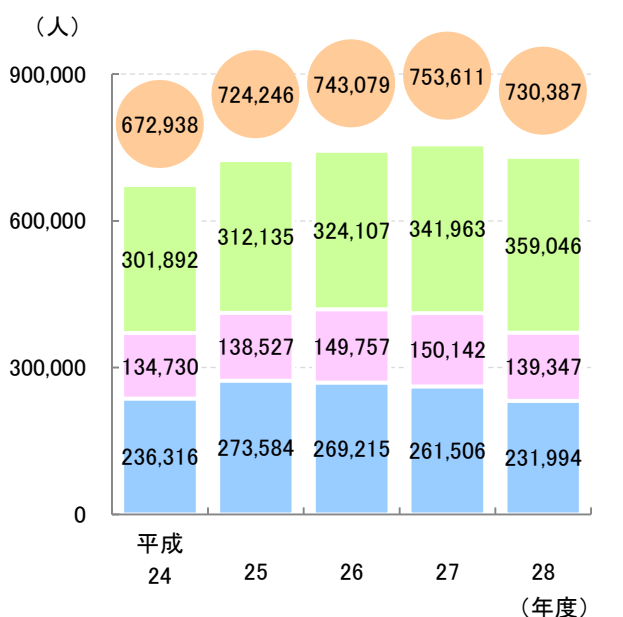
- 人々の生活に心の豊かさや潤いをもたらし、人と人を結び付けまちの魅力を高めるものとして、文化芸術の関心が高まっています。
- 「文化芸術振興条例」を施行し、多彩な地域性を活かして、文化芸術をさらに発展させるための様々な施策を推進しています。
- 子どもたちの豊かな創造性・社会性を育むとともに、文化芸術を継承していく未来の担い手を育成するため、子どもたちが文化芸術活動に参加する機会を提供しています。
- 市民の暮らしの中にある文化芸術や先人から受け継がれてきた伝統文化などを対象とした、市民が主役となる文化芸術振興の取組をすすめています。

5 年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 市民文化祭・多摩伝統文化フェスティバルなど文化芸術の魅力を市内外に発信する事業の実施・支援
- 文化芸術振興条例を制定
- 文化芸術ビジョンを策定

データ

■ 芸術文化会館・南大沢文化会館・市民会館の利用者数



■ 芸術文化会館 ■ 南大沢文化会館 ■ 市民会館 ● 総計

関連する個別計画・条例

文化芸術ビジョン、文化芸術振興条例、市民会館条例 など



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 文化芸術活動の支援

- 市民による文化芸術活動を通じて世代間や地域との交流が生まれるなど、地域の活性化につながる活動を支援します。

2 文化芸術の担い手の育成

- 文化施設を利用して、文化芸術への市民ニーズに沿ったイベントを開催します。
- 子どもたちが文化芸術にふれる機会を創るとともに、これからの担い手となる若い世代の育成をすすめます。

3 八王子の魅力を高める文化芸術の振興

- 八王子の文化芸術の魅力を広く伝えるため、SNS（Facebook 等）を活用するなど様々な方法で情報発信に努めます。
- 市民が文化芸術に関心を持ち身近なものに感じられるよう、優れた文化芸術にふれる機会を増やします。



行政の役割

- ◇ 文化芸術活動を通じた世代間や地域間の交流の推進
- ◇ 文化芸術にふれる機会の拡充
- ◇ 八王子の魅力を高める市民文化の推進



市民への期待

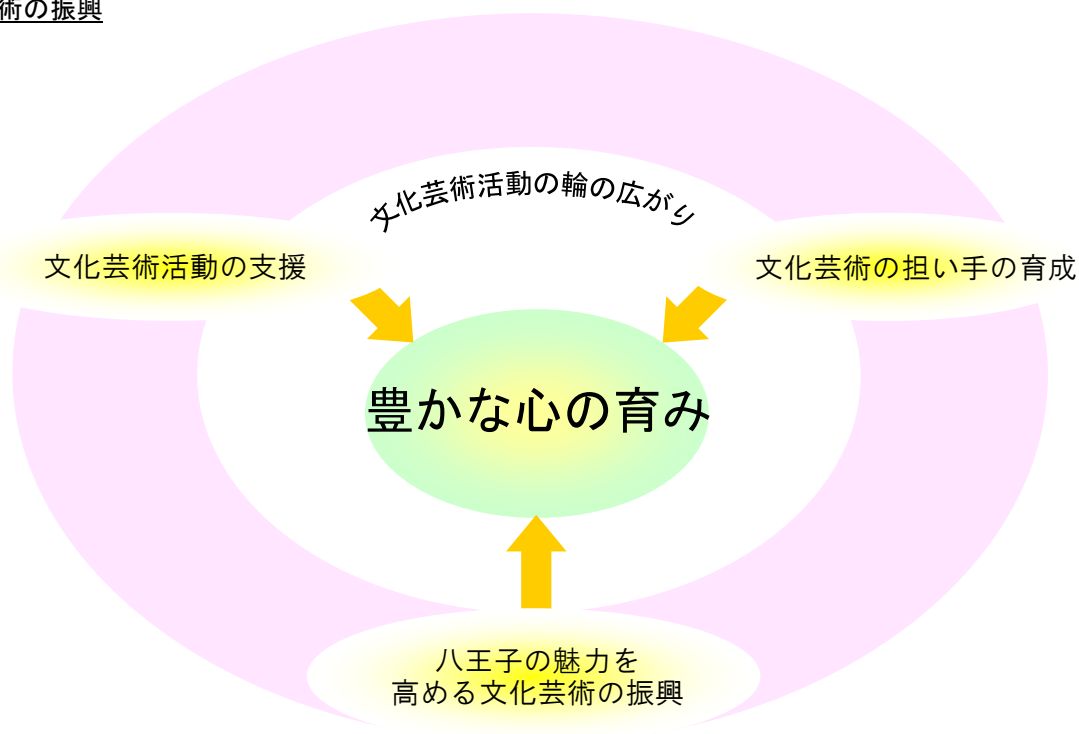
- ◇ コンサート・展覧会の鑑賞など文化芸術に親しむ
- ◇ サークル活動に参加する
- ◇ サークル活動の発表の機会を持つ

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
定期的に文化芸術活動に参加している市民の割合	56.2% (平成 23 年度)	43.6% (平成 28 年度)	60%

文化芸術活動の広がりや度合いをはかる指標です。5 人に 3 人の方が定期的に文化芸術活動に参加していることを目標とします。

■文化芸術の振興



市民が誇れる歴史と伝統文化の継承

目指す姿

文化・歴史・伝統の学びを通じて、誰もが八王子に誇りと愛着を感じ、八王子の歴史と伝統文化が次世代へ継承されています。

現状・課題

- 市制 100 周年記念事業として、「新八王子市史」を編さんしました。今後は、市史編さんの成果を活用して、本市の歴史・文化を広く市民に伝えるための取組が必要です。
- 新たに八王子に居住した住民や学生は、本市の歴史や文化・伝統芸能にふれる機会などが少ないことから、関心を高めていく必要があります。
- 八王子車人形をはじめとする本市の伝統芸能や八王子まつりを象徴する山車（だし）などの文化財の保存・継承を通じて、郷土への愛着を醸成することが求められています。
- 歴史の魅力を分かりやすく伝えるため、八王子城跡では、ガイドボランティアの案内により来訪者への関心を高めています。
- 10 万点以上の文化財や資料が収蔵されている郷土資料館は、施設の老朽化がすすみ、資料の保存・活用のための対策が必要です。

5 年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 市制 100 周年記念事業として、「新八王子市史」を編さん
- 八王子車人形と民俗芸能の公演を開催
- 国史跡八王子城跡保存管理計画を策定
- 国史跡八王子城跡の曳橋を架け替え
- 大久保長安没後 400 周年記念事業を実施

データ

八王子の伝統芸能

八王子車人形 （東京都指定無形文化財）

「ろくろ車」という箱型の車に腰かけて、人形を操る特殊な一人遣いの人形芝居です。

説経浄瑠璃 （東京都指定無形文化財）

本来、仏教伝道のひとつでしたが、やがて芸能化し、江戸時代に入って人形芝居と提携して興行されるようになりました。

木遣 （八王子市指定無形民俗文化財）

力を合わせて作業をするための掛け声を大勢で唱和し、それが唄となったものです。

獅子舞 （八王子市指定無形民俗文化財）

市内に伝わる獅子舞は、雨乞いや五穀豊穡、悪魔退散などを祈願して地域の氏神様で奉納されているものです。

関連する個別計画・条例

文化芸術ビジョン、
文化財保護条例、文化芸術振興条例 など



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 文化遺産等の保存・活用

- 「新八王子市史」の編さん過程で調査・収集した歴史資料を後世に伝えるために適正に保存・管理するとともに、歴史の継承に努めます。
- 市民の歴史や文化理解を深めるために、国史跡である八王子城跡など数多くの文化財の保存・管理をすすめるとともに、地域の魅力を発信するために本市固有の歴史・文化財の活用をはかります。

2 伝統芸能の継承

- 歴史文化の関係団体や町会・自治会、子ども会などの地域団体、学校との連携によって、伝統芸能にふれる機会や伝統行事に参加する機会を増やします。
- 東京都指定の無形文化財である八王子車人形など伝統芸能を支援し次世代への継承をすすめます。
- 伝統芸能の発表機会を通じて啓発活動を行い、市民意識を高めることなどにより伝統芸能を保存し継承していきます。

3 歴史と伝統文化を継承する場の充実

- 次世代に八王子の歴史・伝統文化を継承していくため、八王子の魅力の再発見につながる博物館を目指し、新郷土資料館の整備をすすめます。また、文化財の新たな把握に努め、調査・研究など機能の充実をはかり、その成果を発信します。



行政の役割

- ◇文化財や貴重な資料の保存・管理と活用
- ◇伝統芸能や伝統行事に参加する機会の拡充と次世代への継承



市民への期待

- ◇地域のまつりを楽しむ
- ◇市内のまつりを楽しむ
- ◇まつりの由来を知る
- ◇市内の名所・旧跡を訪ねる

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成34年度 (2022年度)
1年間のうちに伝統行事に参加したことがある市民の割合	23% (平成22年度)	48.4% (平成28年度)	50%
文化財関連施設の利用者数	37,347 人/年 (平成23年度)	93,661 人/年 (平成28年度)	100,000 人/年

伝統行事に対する関心度をはかる指標です。市民の2人に1人は伝統行事に参加していることを目指します。

歴史・文化に対する関心度と文化財の保存・活用の充実度をはかる指標です。10万人が利用していることを目標とします。

■八王子の伝統芸能



◇八王子車人形と獅子舞

◇説経浄瑠璃



◇木遣（きやり）



多様な文化交流の推進

目指す姿

国内・海外友好都市との文化交流により、互いに都市の魅力が広く住民に理解されています。また、市民・企業の間で、多様な文化交流が広がっています。

現状・課題

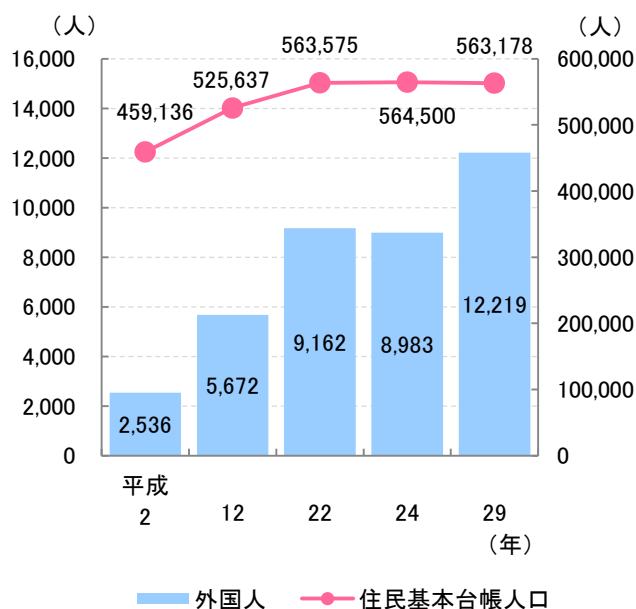
- 姉妹都市や海外友好交流都市への行政による公式訪問にとどまらず、市民や企業の間で多様な交流が行われています。
- 日光市や苫小牧市に加え、北条氏の縁から新たに小田原市、寄居町と姉妹都市の盟約を締結しました。八王子千人同心のつながりのある北海道白糠町も含め、多様な文化交流を広げていく必要があります。
- 中国の泰安(たいあん)市、台湾の高雄(たかお)市、韓国の始興(しふん)市に加え、市制100周年を契機に伝染病患者の治療に尽力した本市出身の医師・肥沼信次博士ゆかりのドイツ・ヴリーツェン市と友好交流協定を締結し、各都市との交流をすすめています。
- 市内には12,000人を超える外国人市民が住んでおり、日常生活においても外国人との交流や、外国の文化を知る機会が増えています。

5か年(平成25～29年度)の主な取組

- 市制100周年プレ記念事業として神奈川県小田原市及び埼玉県寄居町と姉妹都市盟約を締結
- 市制100周年を機にドイツ・ヴリーツェン市と友好交流協定を締結

データ

外国人登録者と人口



各年12月末日現在

関連する個別計画・条例

文化芸術ビジョン、多文化共生推進プラン(改定版)、文化芸術振興条例 など



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 都市間文化交流の推進

- 国内・海外の友好都市との絆を深め、教育・文化・スポーツ・芸術・産業など多方面にわたる交流を推進します。
- 多様な文化交流を促進するために、友好都市以外の自治体と連携した交流事業を展開していきます。
- NPO・企業・大学などが行う自主的な都市間文化交流を促進します。

2 国際理解の推進

- 外国人を支援する市民団体や大学などとの連携により、多文化共生意識の啓発や国際理解をすすめ、外国人との文化交流を推進します。



行政の役割

- ◇ 多分野にわたる友好都市や他自治体との交流推進
- ◇ 国際理解の推進と外国人との交流機会の拡充



市民への期待

- ◇ 地域の外国人とあいさつをする
- ◇ 姉妹都市の歴史を知る
- ◇ 外国の文化を紹介する交流イベントに参加する

目標設定

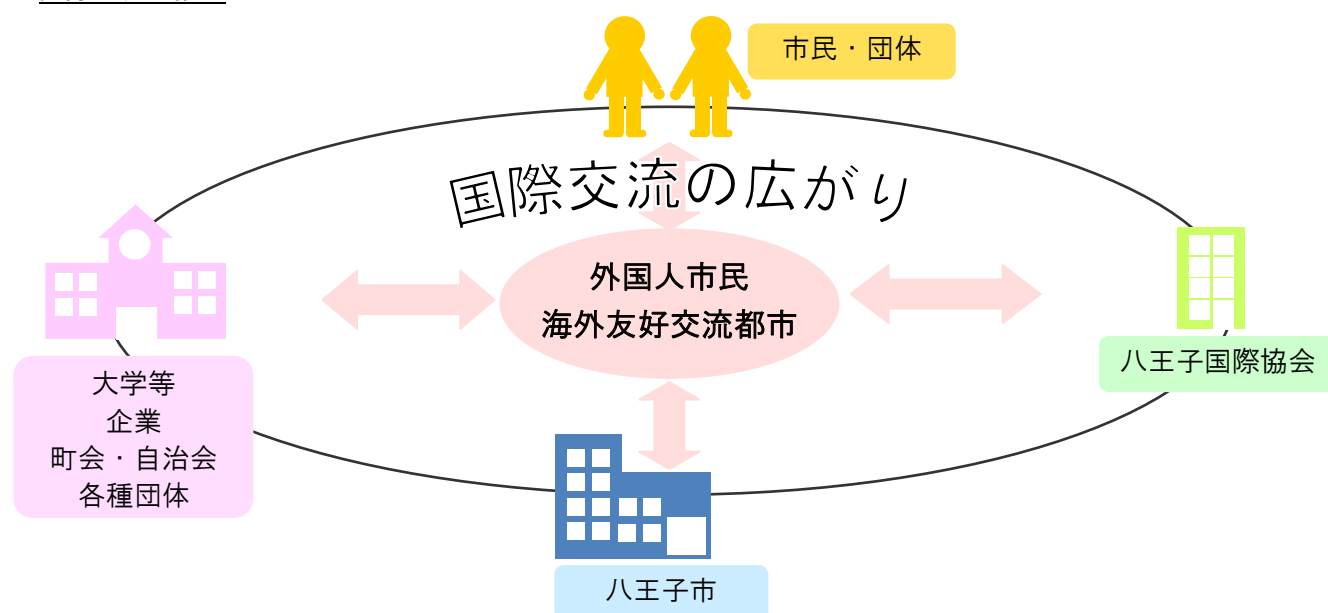
施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
市や八王子国際協会が開催する事業への参加者数	7,496 人/年 (平成 23 年度)	7,962 人/年 (平成 28 年度)	9,700 人/年

多様な文化交流の推進の度合いをはかる指標です。より多くの人々の参加を目指します。

海外友好交流都市を知っている市民の割合	—	38.6% (平成 28 年度)	50%
---------------------	---	---------------------	-----

海外友好交流都市の認知度をはかる指標です。2 人に 1 人の方が海外友好交流都市を知っていることを目標にします。

国際交流の推進



※八王子国際協会では、外国人市民とともに市民自らが企画し、市民団体、関係機関や行政との協働により、国際交流事業や地域の国際化に関する事業などを行っています。

第4編

安心・快適で、 地域の多様性を活かしたまち

豊かな自然や歴史的景観などの恵まれた財産や交通の要衝としてのポテンシャルを活かした持続可能な社会の実現を目指し、快適に暮らせるまちづくりを市民とともにすすめます。

また、都市の防災機能を強化するとともに、環境にやさしく安全で利便な都市型交通網を整備し、首都圏西部の中核的都市にふさわしい都市機能の拡充をはかります。

第1編 みんなで担う公共と協働のまち

第2編 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

第3編 生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち

第5編 魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち

第6編 一人ひとりが育てる、人と自然が豊かにつながるまち

第4編の内容

第4編 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

第1章 自然と共生し地域の多様性を活かしたまちづくり

第1節（施策27） 計画的なまちづくり

第2節（施策28） 誰もが快適なまちづくり

第2章 地域力を活かした安全で安心なまちづくり

第1節（施策29） 災害に強いまちづくり

第2節（施策30） 防災体制の充実

第3節（施策31） 防犯体制の充実

第3章 快適で人にやさしい交通環境づくり

第1節（施策32） 交通環境の充実

第2節（施策33） 安全・快適な道路環境の整備

第3節（施策34） 都市間交通網の整備促進

第4節（施策35） 公共交通の充実

計画的なまちづくり

目指す姿

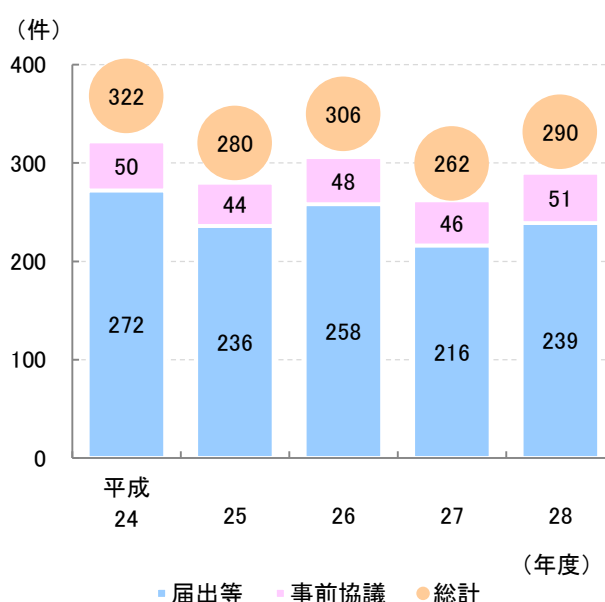
豊かな自然や歴史的景観などの地域の多様性を活かしたまちづくりがすすめられ、まちのにぎわいが創出されています。

現状・課題

- 人口減少・少子高齢化が進展する中で、誰もが快適に暮らせる持続可能なまちづくりを目指し、長期的な視点で居住と都市機能の誘導のあり方について考えていく必要があります。
- まちづくり方針に基づき、JR八王子駅を中心に新たなにぎわいを創出するまちづくりを推進しています。主要駅周辺のまちのにぎわいを創出するため、さらなる取組が求められています。
- 市民の主体的なまちづくりを推進するため、「地区まちづくり推進条例」に基づき、地区まちづくり協議会などの活動を支援しています。
- 市街化調整区域では、自然環境や営農環境の保全及び地域活力の向上が求められています。
- 良好な住環境を確保するため、土地区画整理事業をすすめていく必要があります。
- 屋外広告物の許可などの権限を景観計画と連携させた制度づくりに活かして、潤いと風格を感じる魅力あるまちづくりを推進しています。
- 市内にある国・都の未利用地などについては、まちづくりの視点に立った利活用が求められています。

データ

景観に関する届出件数



関連する個別計画・条例

都市計画マスタープラン、景観計画、地区まちづくり推進条例、市街化調整区域の保全に向けた適正な土地利用に関する条例、景観条例、屋外広告物条例 など

5 年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 市街化調整区域の集落における住民主体のまちづくりを支援
- 旭町・明神町地区周辺のまちづくりを推進
- 打越土地区画整理事業を完了
- 高尾駅北口地区の屋外広告物地域ルールを策定し、良好な景観形成に向けた取組を推進
- 八王子医療刑務所移転後用地活用計画を策定し、八王子駅南口における集いの拠点づくりを推進

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 持続可能なまちづくり

- 高齢化の進展や人口減少など社会情勢の変化を見据えた、持続可能なまちづくりを計画的にすすめます。

2 地域拠点の整備

- 地域の日常生活やコミュニティを支えていくため、それぞれの特性を活かした地域拠点の整備を計画的にすすめます。

3 主要駅周辺の整備

- 駅前のにぎわいを創出するため、誰もが利用しやすく往来しやすい駅周辺の整備を行います。
- J R 八王子駅と京王八王子駅周辺の一体整備をすすめます。

4 まちなみ整備の推進

- 地域の特性を活かす地区まちづくりを推進し、市民のまちづくりへの主体的な取組を促進します。
- 市街化調整区域について、保全を原則とした適正な土地利用の規制・誘導を行うとともに、調整区域内の沿道集落地区においては新たな土地利用制度を活用し、地域活力の向上に取り組みます。
- 土地区画整理事業を着実にすすめ、市民の生活環境の改善に努めます。

5 都市景観の推進

- 魅力ある都市景観の創造や保全のため、市民・事業者・市の協働により良好な景観を形成していきます。

6 国・都の未利用地等の活用

- まちづくりの核となる国・都の未利用地等について、地域の活力と魅力を創出するための利活用をはかります。



行政の役割

- ◇ 地域の特性を活かした拠点の整備
- ◇ 駅周辺の整備
- ◇ 適正な土地利用の推進
- ◇ 協働による魅力ある都市景観の形成



市民への期待

- ◇ 住んでいる地域を歩き地域を知る
- ◇ 地域に興味を持ちまちづくりや景観セミナーに参加する
- ◇ 八王子市域を巡り八王子市を知る
- ◇ まちづくりについて提案する

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
八王子の景観への市民評価度	37.2% (平成 23 年度)	48.7% (平成 28 年度)	60%
住み続けたいと思う市民の割合	88.9% (平成 23 年度)	87.5% (平成 28 年度)	92%

景観に配慮したまちづくりへの取組の度合いをはかる指標です。5 人に 3 人の方が景観の良好さを実感できることを目標とします。

市民の定住意向割合から、計画的なまちづくりにより暮らしやすい地域づくりが行われている度合いをはかる指標です。10 人に 9 人を超える方が住み続けたいと思っていることを目標とします。

目指す姿

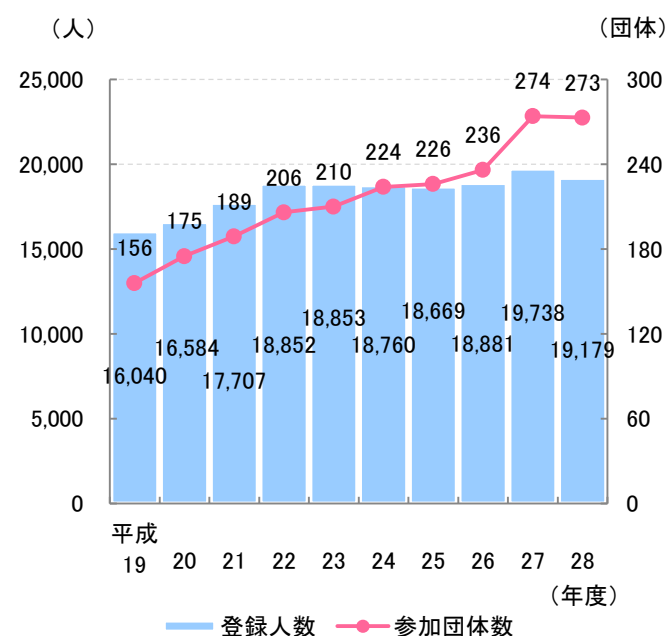
身近にみどりを感じられ、ユニバーサルデザインを基調としたまちづくりが推進されるとともに、快適に暮らすことができる生活環境となっています。

現状・課題

- 公共施設や駅などはバリアフリー化がすすんでいます。歩道や住宅などのバリアフリー化はまだ十分であるとは言えません。誰もが安心・快適に暮らせるよう、さらなる取組が求められています。
- 「緑化条例」に基づいて、一定規模以上の開発・建築を行う場合は事業区域内の緑化を義務付けています。今後、みどり豊かな市街地を形成していくために、さらなる取組が求められています。
- 住宅の空き家が増加し良好な居住環境を阻害するおそれがあることから、適正管理と利活用両面からの対策が求められています。
- 高齢者などの住宅確保要配慮者は今後増加する見込みであることから、住まいの安定確保に向けた取組が必要です。
- 公園・緑地の整備がすすみ、市民の憩いの場は増えていますが、公園・広場が少ない地域への整備が求められています。
- 地域住民が公園の維持管理を行うなど、公園が地域住民をつなぐコミュニティの場となる取組が求められています。

データ

公園アドプト団体数と参加人数



関連する個別計画・条例

都市計画マスタープラン、みどりの基本計画、住宅マスタープラン、緑化条例、都市公園条例 など

5 年（平成 25～29 年度）の主な取組

- こども科学館・大横保健福祉センター周辺施設を一体整備
- 居住環境整備補助金制度を運営
- 市営中野団地を建替
- 富士森公園整備に着手
- 公園アドプト制度を推進

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- 誰もが公共施設を安全・快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインを基調としたまちづくりを計画的にすすめます。
- 民間施設に対して、誰もが安全・快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した整備を促進します。

2 都市緑化の推進

- 市街地開発事業や広場の整備にあわせ公園・緑地を計画的に配置し、また、道路においては街路樹の植栽をすすめ適正な維持管理に取り組みます。
- 住宅地のみどりを確保するため、生け垣造成などを支援するとともに、公共施設の屋上などの緑化を推進します。
- 開発事業者に対しては、自発的な緑化の取組をさらに啓発していくとともに、みどり豊かなまちなみを形成するため、環境に配慮した適正な指導を行います。
- 全国都市緑化フェアの開催成果を継承し、花とみどりのまちづくりを展開します。

3 快適な居住環境の整備

- 住宅のバリアフリー化を推進するなど、誰もが安心して快適に暮ることができる住宅・居住環境の整備に取り組みます。
- 戸建て住宅のほか、分譲マンション・民間賃貸住宅などの既存の住宅ストックを十分に活用するための取組をすすめます。
- 空き家について、データベースを活用し、住宅以外の用途も含めた利活用をはかります。
- 市営住宅の適切な管理運営を行うとともに、民間賃貸住宅も含めた重層的な住宅セーフティネットの構築をすすめます。

4 公園・緑地の整備・維持管理

- 身近にみどりを感じられる憩いの場として、公園・緑地の整備をすすめます。
- コミュニティの活性化につながる地域住民との協働による公園づくりをすすめます。



行政の役割

- ◇ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進
- ◇公共施設と民有地の緑化の推進
- ◇快適な居住空間の整備
- ◇公園・緑地の整備と公園アドプト制度の推進



市民への期待

- ◇自宅のみどりを大事にする
- ◇公園などの施設に出掛け、みどりに親しむ
- ◇公園アドプトや緑化推進活動に参加する
- ◇事業所内や周辺のみどりを大事にする（事業者）

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成34年度 (2022年度)
市民1人当たりの都市公園面積	11.48 m ² (平成23年度)	12.16 m ² (平成28年度)	12.5 m ²
誰もが安全で快適に暮らせるまちになっていると感じている市民の割合	22.7% (平成22年度)	34.9% (平成28年度)	40%

市民が身近にみどりを感じられるまちづくりの推進の度合いをはかる指標です。都市公園などの整備については地域の偏りがないよう努め、面積の増加を目指します。

ユニバーサルデザインを基調としたまちづくりの推進の度合いをはかる指標です。誰もが安全で快適に暮らせる生活環境や移動環境になっていることを実感できる市民の増加を目指します。

目指す姿

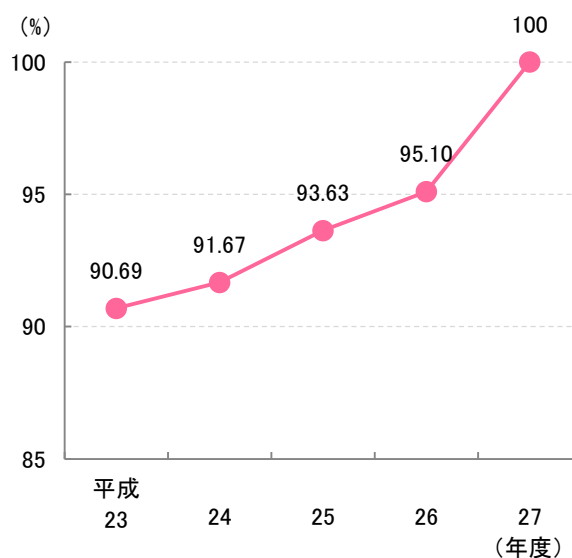
災害から市民の生命や財産を守るため、災害に強い都市基盤の整備がすすめられ、さらに施設等の耐震化などにより都市の防災機能が向上しています。

現状・課題

- 火災の被害を最小限にとどめるために、延焼を防ぐ都市基盤の整備が必要です。
- 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、災害時用トイレなどの防災機能を備えた都市公園の整備をすすめています。
- 豪雨時の河川の氾濫で発生する洪水などに対する治水対策が求められています。
- 斜面地などの開発は、集中豪雨の際に家屋倒壊などにつながる恐れがあります。
- 公共建築物の耐震化がすすみ、民間建築物の耐震化にも取り組んでいます。民間建築物所有者へのさらなる働きかけや支援が必要です。
- 地震への備えとして、上下水道・ガスなどのライフラインの耐震化をすすめることが重要です。
- 市施設は防災拠点としての役割を担っており、さらに機能強化が求められています。

データ

■市施設耐震化率（学校を除く）



※延床面積 100 ㎡以上の市施設

関連する個別計画・条例

都市計画マスタープラン、地域防災計画、水循環計画、耐震改修促進計画 など

5 か年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 木造住宅耐震改修補助金を充実
- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進
- 分譲マンションの耐震化を促進
- 下水道管路の耐震化を推進



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 都市基盤整備の推進

- 土地区画整理事業や都市計画道路の整備により、延焼を防ぐ災害に強い都市基盤整備を推進します。
- 災害時の避難場所や応急対策活動の拠点となる防災機能を備えた都市公園の整備をすすめます。
- 洪水による災害を防止するため、国や都と連携し河川などの整備に取り組みます。
- 土砂災害の防止に向け、斜面緑地や森林の保全に努めるとともに、開発許可権限を活かして、より地域の実状に合った審査を行い、無秩序な開発の抑制をはかります。
- 圏央道八王子西インターチェンジ周辺地区に救援物資などを輸送するための拠点整備をすすめます。

2 都市の防災機能の向上

- 震災時に重要な役割を果たす緊急輸送道路が沿道建築物の倒壊により通行できなくなることを防ぐため、沿道建築物の耐震化をすすめます。
- 震災に備え、ライフラインの耐震化をすすめるとともに、民間建築物の耐震化を促進します。
- 倒壊による被害を軽減するためのブロック塀の生け垣化や延焼を防ぐための防火水槽の整備を推進します。
- 災害時に必要な施設や資機材などの整備を計画的に推進し、防災拠点機能を強化します。
- 新たな消防施設の設置により、防災機能の強化をはかります。



行政の役割

- ◇ 災害に強い都市基盤の整備
- ◇ ライフラインや民間建築物の耐震化の促進
- ◇ 市民の減災に向けた取組の促進
- ◇ 市施設の防災拠点の機能強化



市民への期待

- ◇ 自宅の耐震度を知る
- ◇ 土砂災害や浸水など周囲における危険性を知る

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率	81.7% (平成 24 年度)	89.6% (平成 28 年度)	96.6%
災害に強い都市の防災機能の向上の度合いをはかる指標です。都が指定した「特定緊急輸送道路」沿道の建築物（道路幅員のおおむね 2 分の 1 以上の高さの建築物）の耐震化率を平成 37 年度末（2025 年度末）までに 100%とすることを目標とし、5 年間で 7 ポイントの増加を目指します。			
下水道の耐震化率	34% (平成 24 年度)	67.9% (平成 28 年度)	100%
災害に強い都市の防災機能の向上の度合いをはかる指標です。防災拠点から下水処理場までの管路などを「重要な管路」と位置づけ、全ての「重要な管路」約 415km を耐震化することを目標とします。			

■ 特定緊急輸送道路図



防災体制の充実

目指す姿

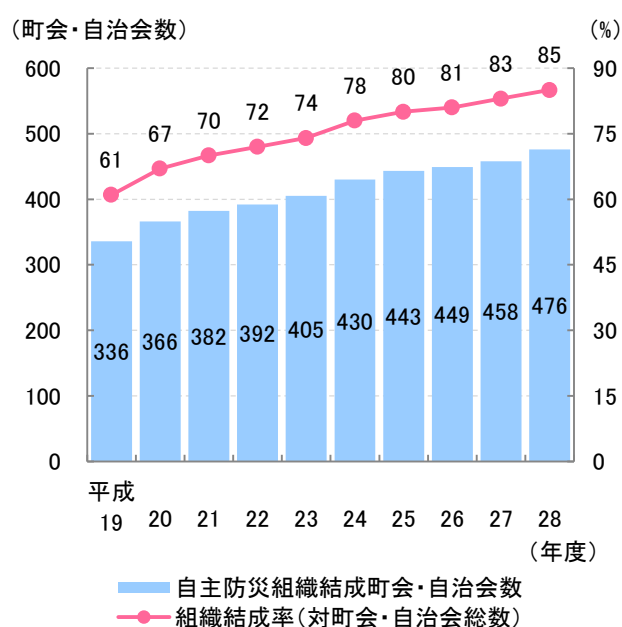
市民が高い防災意識を持ち、地域による防災体制が充実しています。また、大規模災害発生時に迅速・的確に対応するため、関係機関との連携体制や災害後の復旧・復興の仕組みが整っています。

現状・課題

- 市民一人ひとりの災害に対する備えや意識の高まりにより、市の自主防災組織の結成率は、84.7%（平成28年度）になっています。防災力をより高めていくためにも、さらに自助・共助の体制を推進することが重要です。
- 大地震など大規模災害発生時には、災害情報が得づらい状況が発生することから、防災無線をはじめとした災害情報の伝達手段のさらなる拡充が求められています。
- 広域的な災害発生時には、近隣自治体との連携体制だけでなく、被災していない遠隔地の自治体からの支援の受け入れが重要となることから、受援体制の構築が必要です。
- 災害時における被災者支援を迅速かつ効率的に行い、都市や生活の一刻も早い復旧・復興を円滑に行う必要があります。災害時における迅速な復旧・復興に向けて、手順を整理したマニュアルを策定・活用し復興訓練に取り組んでいます。
- 大地震など大規模災害発生時には、大量の災害廃棄物の処理が課題となるため、計画に基づいた災害廃棄物処理体制の充実をはかる必要があります。

データ

■ 自主防災組織結成町会・自治会数及び結成率



関連する個別計画・条例

地域防災計画、地域福祉計画、国民保護計画、ごみ処理基本計画、災害廃棄物処理計画、消防団に関する条例、震災復興の推進に関する条例など

5 年（平成25～29年度）の主な取組

- 自主防災組織の運営を支援
- 消防団の消防力を強化
- 防災行政無線スピーカーをデジタル化
- 被災者生活再建支援システムを導入
- 災害時緊急医療救護所を設置

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 災害に対する備え

- 市民を災害から保護するため、市民や関連機関などと連携し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興にいたる一連の防災活動を見直し、災害に対する備えを強化します。

2 自助・共助体制の充実

- 総合型の防災ガイドブックを作成・活用して防災意識の啓発をはかります。また、地域における防災訓練などを通じて、災害に関する知識の普及や防災意識の向上に努めます。
- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織の結成を促進するとともに継続的な活動を支援します。
- 災害時の地域住民の避難誘導などを行うため、地域住民自らの防災力を高めるとともに、自主防災組織や関係機関との連携を強化します。
- 障害者手帳保持者など避難行動要支援者への避難支援を行うため、町会・自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員などを中心として結成された地域支援組織と連携をすすめます。

3 危機管理対策

- 自然災害だけでなく鉄道などの大規模事故やテロなどの重大事件、感染症の発生などの緊急事態に適切に対処できるよう、危機管理体制を強化します。
- 武力攻撃災害による被害を最小限にするために、市民が国民保護に関する正しい知識を身につける必要があることから、国民保護計画を市民に周知します。

4 防災情報の迅速な提供

- 防災メール・防災無線など多様な手段を活用し、情報伝達手段の複線化をはかることで、確実に災害情報を市民に伝達します。

5 関係機関等との連携強化

- 災害時の帰宅困難者対策や医療対策などを迅速に行うため、鉄道事業者・企業・医療機関などとの災害時協力体制を強化していきます。
- 総合防災訓練のほか、警察・消防・消防団・病院や学校などと連携した地域の防災訓練を充実します。
- 広域災害に備えるため、姉妹都市や甲州街道沿道の各市に加え遠隔地の自治体との災害時相互応援体制を構築するなど、自治体間共助を強化します。

6 復旧・復興体制の整備

- 震災時における迅速な復旧・復興に向けて手順を整理したマニュアルの活用と適時適切な見直しをすすめます。
- 大規模災害発生時の被災者への住宅支援や生活再建支援を迅速かつ円滑に行うため、被災者生活再建支援システムを活用した体制整備を行います。
- 計画に基づき実効性のある災害廃棄物処理対応マニュアルの作成・活用をはかります。



行政の役割

- ◇ 災害に対する知識の普及や防災意識の啓発
- ◇ 地域防災力の向上と関係機関等との連携強化
- ◇ 危機管理体制の強化
- ◇ 迅速な復旧・復興体制の構築
- ◇ 自治体間共助体制の構築



市民への期待

- ◇ 日頃から避難経路や持ち出し品の確認を行い、定期的に非常用食料や水の備蓄確認をする
- ◇ 地震の際に家具が倒れないように工夫する
- ◇ 地域の人と顔見知りになる
- ◇ 地域の防災訓練に参加する

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
各家庭で災害時のための食料及び飲料水を備えている市民の割合	23.7% (平成 23 年度)	24.1% (平成 28 年度)	80%
1 年間のうちに防災訓練に参加したことがある市民の数	52,046 人/年 (平成 23 年度)	70,503 人/年 (平成 28 年度)	118,200 人/年

災害対応で大切な「自助」の推進の度合いをはかる指標です。3 日間の食料及び飲料水などを備蓄している市民の割合を 8 割とすることを目標とします。

地域における「共助」による防災力の向上の度合いをはかる指標です。全市民の約 5 人に 1 人の方が防災訓練を経験していることを目標とします。

防犯体制の充実

目指す姿

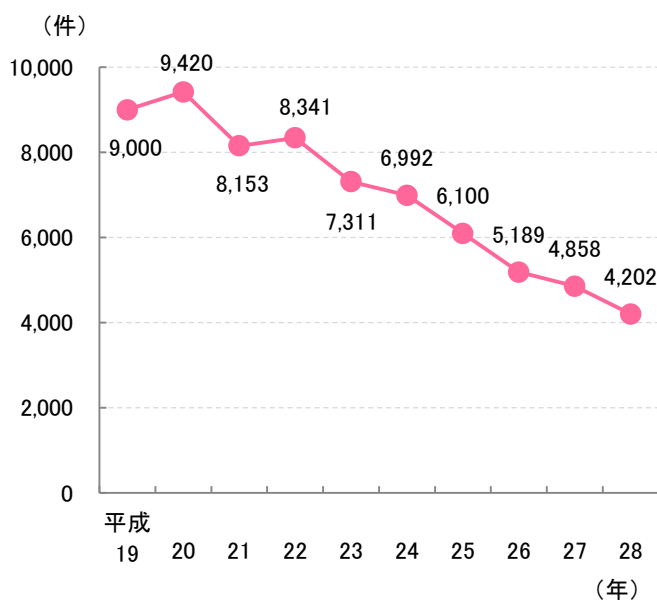
市民の防犯意識が高まり、地域による防犯活動が実施されています。また、犯罪を防ぐ対策がすすみ、市民が安全で安心した日常生活を送っています。

現状・課題

- 市は、市民・防犯団体・事業者・警察とともに安全・安心なまちづくりに取り組んでいます。今後も振り込め詐欺や空き巣などの被害を防ぐため、防犯対策の普及・啓発が重要です。
- 市民の安全・安心な生活の確保のため、空き家の適正管理が求められています。
- 駅周辺の繁華街で行っている、しつこくつきまとう勧誘行為や客引き行為、違法な置き看板などに対するパトロールをさらに充実していく必要があります。
- 市の講習を受けた地域防犯リーダー数は、平成28年度現在906人となっています。今後も地域防犯リーダーを増やし、防犯活動の輪を広げていく必要があります。
- 多様な犯罪から身を守るためには、一人ひとりの防犯意識を高めることが求められています。
- 「暴力団排除条例」に基づき、暴力団の排除を推進しています。

データ

■市内刑法犯認知件数



関連する個別計画・条例

安全・安心まちづくりのための防犯対策方針、暴力団排除条例、空き家の適正管理に関する条例、生活の安全・安心に関する条例 など

5か年（平成25～29年度）の主な取組

- 防犯カメラ設置経費の補助制度を創設
- 空き家の適正管理に関する条例を制定し、管理不全な空き家の所有者に対する指導・勧告を実施
- 客引き行為等防止パトロールを実施
- 町会・自治会の自主防犯活動を支援
- 不審者情報・防犯情報をメールを利用して発信

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 生活安全対策の充実

- 高齢者を狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺被害防止対策を推進します。
- 住宅については、補助錠を設置するなど防犯効果を高める取組の普及・啓発を行います。
- 集合住宅や商業施設などについては、防犯に配慮した設備の設置を促進します。
- 道路や公園などの公共施設については、防犯灯や防犯カメラの設置、樹木の剪定など、地域と連携して犯罪が発生しにくい環境づくりを推進します。
- 管理不全な空き家の所有者に対し、防犯・防災上の視点から、適正管理を促進します。
- 安全・安心なまちづくりをすすめるため、市民や関係機関と連携し市内全域のパトロールを強化します。

2 地域の防犯体制の充実

- 日頃から地域のつながりを深め、地域の防犯力を高めていく取組を充実します。
- 地域での防犯活動を推進するため、防犯協会や自主防犯組織への支援を行います。

3 防犯意識の向上

- 防犯情報をSNS（Twitter、Facebook）やメール配信などで迅速に提供します。
- 防犯意識の向上をはかるため、関係機関と連携し防犯講習会などを実施します。
- 防犯指導員の個別訪問によるアドバイスなど、防犯における啓発活動を実施します。

4 暴力団排除の推進

- 市民の安全で平穏な生活を確保するため、警察などの関係機関と連携し暴力団排除活動を推進します。
- 市民の暴力団排除意識の高揚をはかるため、広報、啓発などの活動を行います。



行政の役割

- ◇ 防犯効果を高める取組の普及・啓発
- ◇ 犯罪が起こりにくい環境の整備
- ◇ 地域の防犯活動の推進
- ◇ 暴力団排除に向けた活動の推進
- ◇ 関係機関との連携



市民への期待

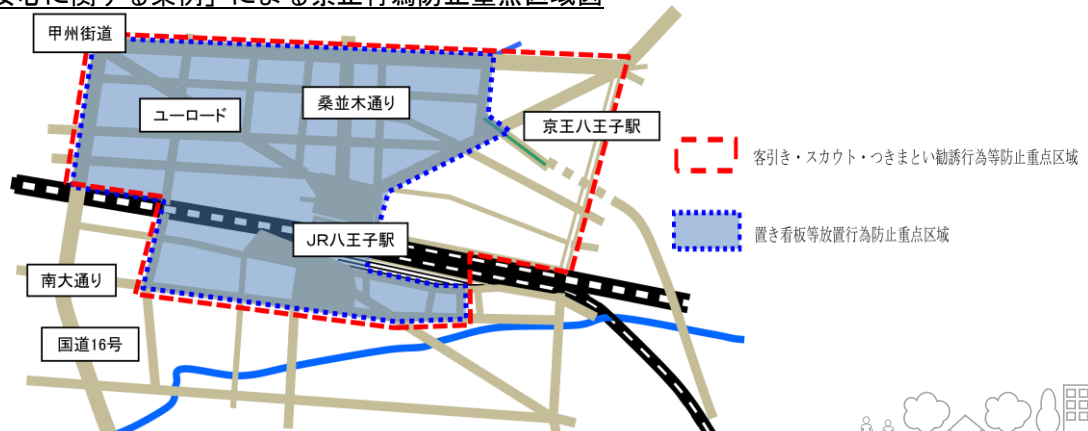
- ◇ 近所のピーポくんの家の場所を確認する
- ◇ 自宅や自転車などに確実にカギかけをする
- ◇ 市の防犯メールへ登録し防犯対策に活用する
- ◇ 地域の防犯パトロールに参加する

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成34年度 (2022年度)
地域防犯リーダーの数（町会等当たり平均人数）	1人 (平成24年度)	1.7人 (平成28年度)	3人

地域の防犯体制の充実度をはかる指標です。市の講習を受講し各地域で自主防犯活動を牽引する地域防犯リーダーが、全ての地域で活動できていることを目標とします。

「生活の安全・安心に関する条例」による禁止行為防止重点区域図



目指す姿

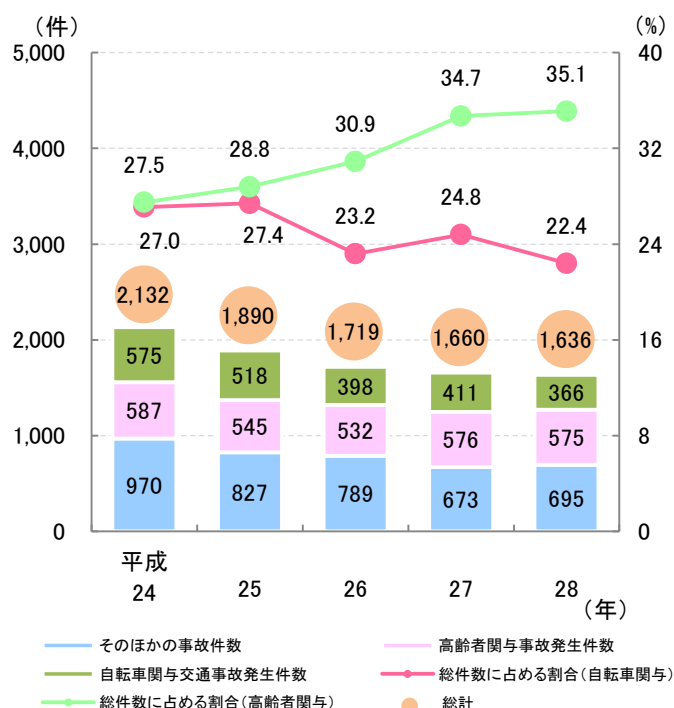
地域における交通環境が改善され、市民の利便性が向上しています。また、市民の交通安全意識が高まり、交通事故が減少しています。

現状・課題

- 鉄道駅にエレベーターなどを設置し、利用環境の改善をすすめてきました。バスや自動車、歩行者が集中する主要駅においては、安心して利用できる動線の確保や円滑な乗り換えなど安全性・利便性の向上が求められています。
- 市内の交通渋滞の状況は、幹線道路の整備などにより改善されてきていますが、依然として渋滞が生じている場所があります。今後も道路の拡幅や計画的な道路の整備を行っていくとともに、公共交通の活用をはかっていくことが必要です。
- 市内の交通事故件数は減少していますが、事故全体に占める高齢者の交通事故の割合は増加傾向にあります。高齢者に対するより一層の交通事故防止対策と、子どもをはじめとする交通弱者を事故から守る取組が必要です。
- 信号無視など自転車側に何らかの違反があったとされる事故の割合が平成 28 年は約 4 割になるなど、利用者のルールやマナーに課題が見られる状況となっています。

データ

■ 交通事故件数



関連する個別計画・条例

都市計画マスタープラン、交通マスタープラン、交通安全計画、自転車利用環境整備計画、迷惑駐車等の防止に関する条例 など

5 か年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 都市計画道路の整備を推進
- マルベリーブリッジの東放射線アイロード方面への延伸を完了
- 八王子駅南口自転車駐車を整備
- 交通事故疑似体験教育を高校生・一般向けにも拡大して実施

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 交通環境の改善

- 市民が快適に移動できるよう、幹線道路などの整備を計画的にすすめます。
- 利用者の安全性や利便性を高めるため、主要駅周辺の整備をすすめ交通結節点の機能強化をはかります。

2 交通渋滞の緩和推進

- 右折レーン設置などによる交差点改良をすすめます。また、J R 中央線の連続立体化についても J R に働きかけていきます。
- 自動車から公共交通への利用転換を促進します。

3 交通安全教育の推進

- 市民一人ひとりの交通安全意識の向上をはかるため、関係機関と連携し交通安全教育を充実します。特に、高齢者や子どもが事故にあわない、起こさないための交通安全教育を推進します。
- 自転車利用者のルール遵守やマナー向上をはかるため、事故割合の多い成人層の交通安全教育も強化します。



行政の役割

- ◇ 市民が移動しやすい交通環境の整備
- ◇ 交通渋滞解消に向けた道路環境の改善
- ◇ 公共交通利用の促進
- ◇ 交通安全意識の高揚・自転車のマナーを向上させる教育の推進



市民への期待

- ◇ 交通ルール・マナーを遵守する
- ◇ 交通安全講習会に参加する
- ◇ 公共交通を利用する

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
市内の道路が渋滞なく利用できると感じている市民の割合	26.3% (平成 22 年度)	26.6% (平成 28 年度)	42%
交通事故数	2,338 件/年 (平成 23 年度)	1,636 件/年 (平成 28 年度)	1,500 件以下/年
「交通の便」の満足度	—	46.8% (平成 28 年度)	51%

道路整備や交差点改良などによる交通環境の改善度をはかる指標です。渋滞なく利用できていると感じている市民の増加を目指します。

道路の安全対策の向上の度合いをはかる指標です。交通事故数をさらに減少させることを目指します。

市内の交通環境の満足度をはかる指標です。2 人に 1 人の方が交通の便に満足していることを目標とします。

■ 主な幹線道路の整備図



凡例

- …整備済
- - - …未整備
- …事業中
- …都市計画道路以外の放射道路

安全・快適な道路環境の整備

目指す姿

生活に密着した道路では、歩行者などの安全が確保されるとともに自転車の利用が促進され、誰もが快適に移動できています。

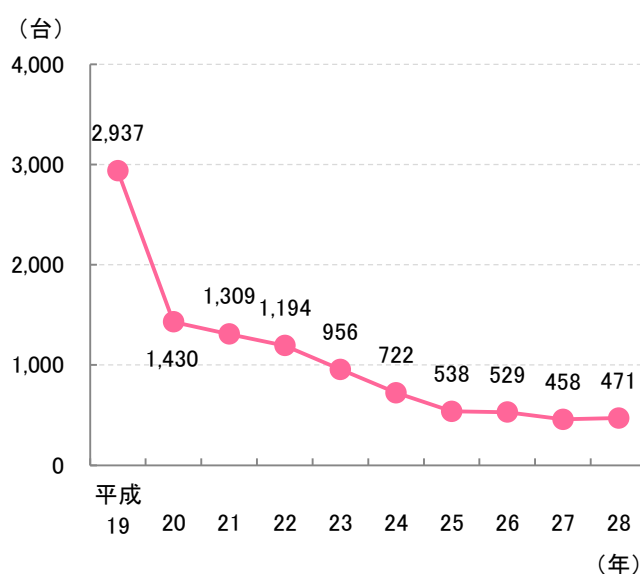
現状・課題

- 自転車駐車を市内の鉄道各駅に整備するとともに、放置自転車対策を実施しています。また、自転車走行空間の整備をすすめ、歩行者や自転車利用者の安全な通行環境の確保をはかっていますが、今後、自転車の利用を広げていくための利用環境の整備が求められています。
- 市内にはまだ多くの狭い道路があるため、安心して通行できる道路整備が求められています。
- 幹線道路の渋滞を回避しようと通学路などの生活道路を通過する自動車が多いことから、通学路などの安全対策が求められています。
- 地域住民などと協働して、身近な道路の維持管理を行う道路アドプト制度を推進しています。



データ

■ 放置自転車等の台数



関連する個別計画・条例

都市計画マスタープラン、交通マスタープラン、自転車利用環境整備計画、建築基準法のみなし道路の保全及び整備に関する条例など

5 か年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 自転車利用環境整備計画を策定し、自転車走行空間整備の実証実験を実施
- 自転車駐車の整備と併せて放置自転車対策を推進
- 市内各所において、幹線・生活道路の整備を推進
- 橋守計画に基づく橋梁の点検・修繕を実施
- 道路アドプト制度を推進

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 自転車交通の推進

- 環境負荷の少ない自転車の安全な利用を促進するため、走行環境や自転車駐車場の整備などを推進します。

2 道路の安全・快適性向上

- 安全な道路環境を確保するため、狭い道路の拡幅や交通安全施設の整備をすすめます。
- 子どもをはじめとした歩行者の安全を確保するため、各地域の実情に配慮し、通学路などの安全対策に努めます。
- 地域住民による道路アドプト制度をさらに推進します。



行政の役割

- ◇ 自転車を利用しやすい環境の整備
- ◇ 道路の安全確保と道路アドプト制度の推進



市民への期待

- ◇ 自転車を利用する
- ◇ 自転車駐車場を利用し自転車を放置しない
- ◇ 物を置くなど通行の妨げになることをしない
- ◇ 営業車などはスクールゾーンを通行しないよう配慮する（事業者）

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成34年度 (2022年度)
自転車駐車場の利用率	83.3% (平成24年度)	84.5% (平成28年度)	90%
自転車利用の普及度をはかる指標です。有料公営自転車駐車場の利用率を9割とすることを目標とします。			
市道整備割合	83% (平成23年度)	83.7% (平成28年度)	86%
市の道路の安全性・快適性の向上の度合いをはかる指標です。市の認定道路の拡幅等の整備割合を今後5か年で約2.5ポイント上昇させることを目標とします。			

■ 浅川ゆったりロードマップ

※浅川ゆったりロードとは、浅川の堤防上などを利用して整備した、ゆったりと散策できる歩行者、自転車専用道路のことです。



都市間交通網の整備促進

目指す姿

首都圏南西部の交通体系の構築がはかれ、周辺都市との円滑な交通アクセスが確保されることにより、人の往来や物流が活発になっています。

現状・課題

- 圏央道へのアクセス道路である新滝山街道が整備され、さらに圏央道八王子西インターチェンジから関越道方面へのアクセスが可能になったことにより、利便性は向上しましたが、本市と周辺都市を結ぶ主要幹線道路の整備は十分ではありません。
- 相模原市の橋本駅がリニア中央新幹線の間駅となっており、多くの利用者が見込まれます。今後本市への新たな人の流れが生み出されることが期待されています。
- 国の「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」のひとつとして、多摩都市モノレール八王子ルートが位置付けられています。

5 年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 北西部幹線道路（2 工区）の整備を推進
- 八王子西インターチェンジのフルインター化完了
- 八王子南バイパス及び日野バイパス延伸の整備を促進
- 多摩都市モノレールの整備を促進

データ

■ 市内各駅の乗降者数（1 日平均）

駅名	平成27年	平成28年
八王子駅	172,356	170,186
西八王子駅	64,172	64,604
高尾駅	58,220	58,142
片倉駅	10,426	10,454
八王子みなみ野駅	35,920	35,982
北八王子駅	17,678	18,196
小宮駅	6,360	6,372
京王八王子駅	59,083	58,782
北野駅	22,357	22,645
長沼駅	4,148	4,143
京王片倉駅	4,699	4,767
山田駅	5,152	5,221
めじろ台駅	17,830	17,832
狭間駅	7,567	7,720
高尾駅（京王）	27,414	27,425
高尾山口駅	11,110	11,442
京王堀之内駅	32,047	32,102
南大沢駅	62,877	64,057
松が谷駅	2,492	2,486
大塚・帝京大学駅	7,334	7,192
中央大学・明星大学駅	35,342	35,461

関連する個別計画・条例

都市計画マスタープラン、交通マスタープラン など



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 広域・主要幹線道路の整備

- 周辺都市への道路交通の連絡性を高めるため、主要幹線道路の整備を国や都に働きかけていくとともに、地域を支える幹線道路の整備を推進します。

2 近隣自治体等との連携強化

- 相模原市のリニア中央新幹線中間駅開設に向け、本市に新たな人の往来や物流を創出するため、相模原市をはじめとする近隣自治体と連携体制を構築します。
- 市内交通機関の充実をはかるため、多摩都市モノレール八王子ルートの実現に向けて関係機関に働きかけていきます。



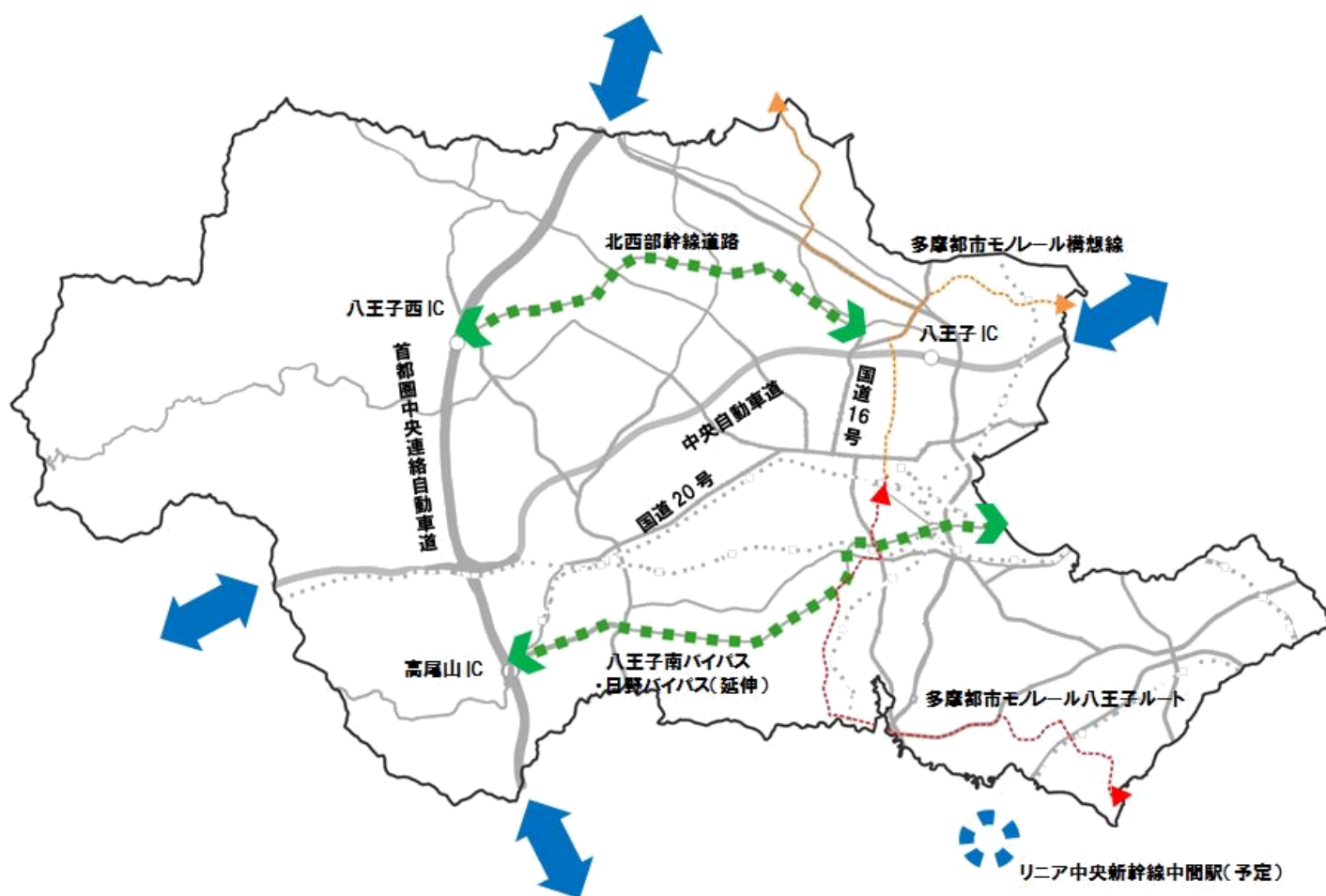
行政の役割

- ◇ 広域・主要幹線道路の利便性向上に向けた取組の推進
- ◇ 新たな交通体系に備えた近隣自治体との連携強化や関係機関への働きかけ



市民への期待

都市間交通網の構想図



公共交通の充実

目指す姿

鉄道や路線バスなどの公共交通が定時に運行されるなど、利用者の利便性が向上しています。

現状・課題

- 交通渋滞などにより、路線バス運行の定時性が確保されない場合があります。
- 路線バスの系統数は増えていますが、高齢化や地域の人口減少により、移動手段の確保が困難な地域があります。
- J R 線、京王線などの既存鉄道の利便性向上が求められています。

関連する個別計画・条例

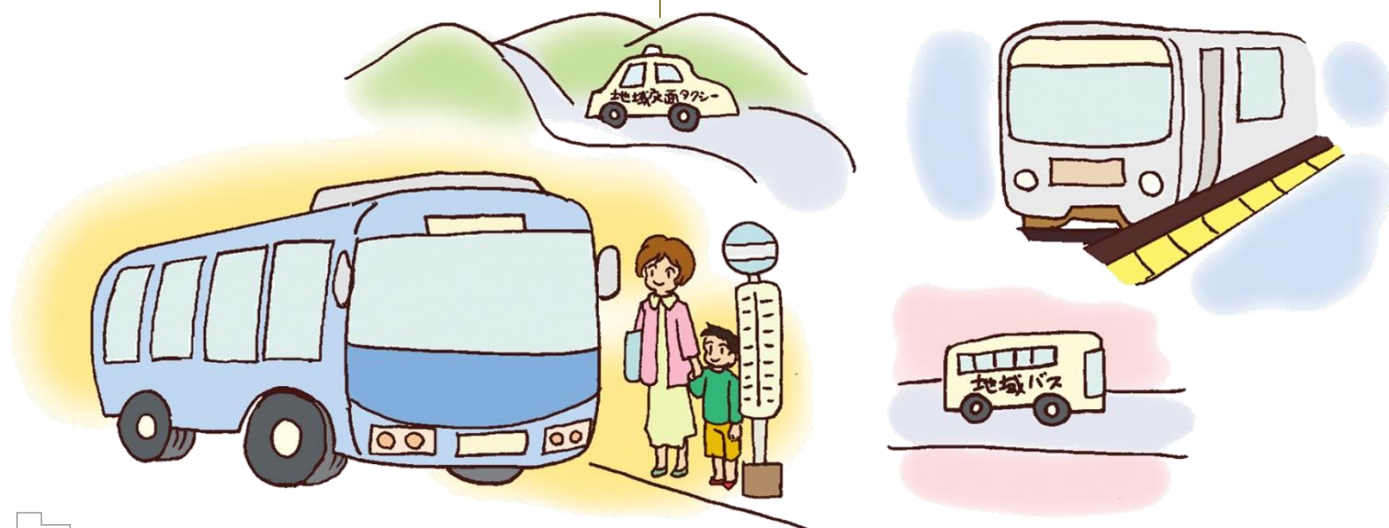
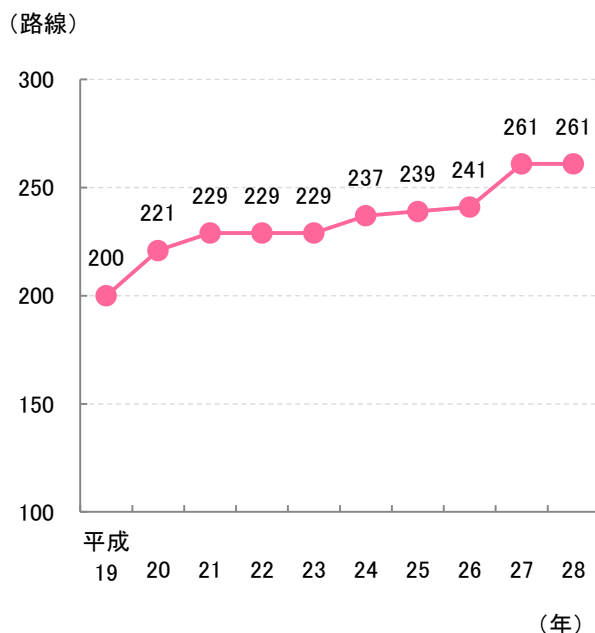
都市計画マスタープラン、交通マスタープラン、公共交通計画 など

5 か年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 公共交通計画を策定し、八王子市バスマップを作成
- 交通空白地域における地域交通事業を支援
- 地域循環バス「はちバス」を運行

データ

定期路線バスの路線系統数



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 バス交通の充実

- バス事業者との連携を強化して、利用しやすい路線バスの環境整備をはかります。
- はちバスの運行や地域で運営されるバスなどの運行支援により、交通空白地域における移動手段の確保に努めます。

2 既存鉄道の利便性向上

- J R 八高線の複線化や J R 横浜線の輸送力強化などを J R に働きかけていきます。



行政の役割

- ◇ バス交通に対する利便性向上に向けた取組の推進
- ◇ 既存鉄道に対する利便性向上に向けた働きかけ



市民への期待

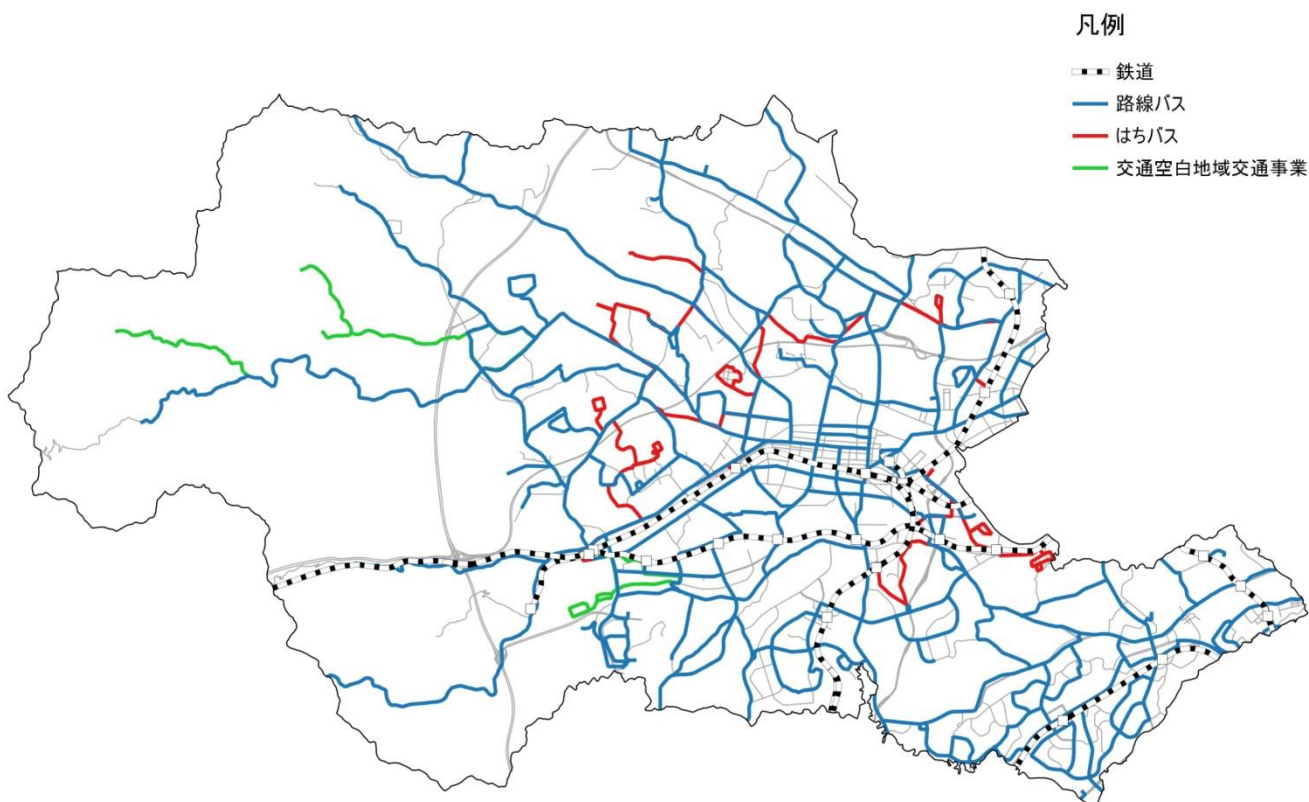
- ◇ 公共交通を積極的に利用する

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
公共交通の利便性の満足度	50.9% (平成 24 年度)	60.1% (平成 28 年度)	67%

公共交通機関の利便性をはかる指標です。3 人に 2 人の方が利用しやすいと感じていることを目標とします。

公共交通網図



第5編

魅力あふれる産業で にぎわう活力あるまち

交通の要衝として発展してきた八王子は多くの産業資源を有しています。これらを活かして産業が多様に結び付き、さらに発展できるよう支援し、地域産業の振興に努めます。また、新たな産業の創出や高度技術の集積化などを推進するとともに、自然に恵まれた八王子独自の地域資源を活かし、首都圏西部の産業・経済の拠点としてにぎわいのあるまちづくりをすすめます。

第1編 みんなで担う公共と協働のまち

第2編 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

第3編 生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち

第4編 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

第6編 一人ひとりが育てる、人と自然が豊かにつながるまち

第5編の内容

第5編 魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち

第1章 地域経済を支える産業の振興

第1節（施策36） 産業振興の体制強化

第2節（施策37） 企業支援

第3節（施策38） 就労環境の整備

第2章 まちの活力を創出する産業

第1節（施策39） 高度な技術の集積を活かした産業振興

第2節（施策40） 新産業の創出

第3章 まちの魅力を向上させる産業

第1節（施策41） にぎわいにつながる産業の振興

第2節（施策42） 地域資源を活用する産業の振興

産業振興の体制強化

目指す姿

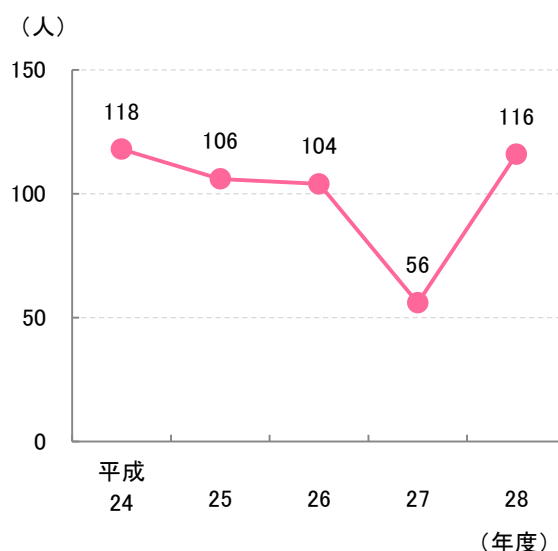
産業を担うリーダーや人材が育ち、製造業・商業・観光業・農林業など全ての分野で業種を超えて広域的に結び付き、地域の経済活動が活発に行われています。

現状・課題

- 新興国などの景気の減速や、欧米の経済政策の変化など、世界経済の不確実性が高まっており、国内経済の先行きが見通せない状況が続いています。
- 国・都・近隣自治体に加え、大学等や地域金融機関、各種産業支援機関などと連携して産業振興をすすめています。都の産業交流拠点整備を機に、さらなる連携が必要です。
- 都では、多摩地域における産業集積・産業交流の促進を重点施策として掲げ、本市に都域を越えた産業交流拠点の整備をすすめています。産業交流拠点の積極的、効果的な活用を行うことで、本市の産業活性化に結び付けていくことが求められています。
- 企業OBによる中小企業支援や若手経営者グループによる企業後継者の育成支援などの地域産業活性化の取組が見られます。これらの組織やグループの取組と、市や地域産業支援機関による効果的な連携体制の構築が課題です。

データ

「ビジネスお助け隊」相談件数



※「ビジネスお助け隊」とは、地域の中小企業活性化を目的としている、企業OBを主体とした任意団体

関連する個別計画・条例

産業振興マスタープラン、いきいき産業基本条例など

5 か年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 本市の強みである先端ものづくり産業を支援
- 産業交流拠点の整備を促進
- 「ビジネスお助け隊」による相談事業など中小企業等の活性化を支援

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 産業振興にかかわる機関との連携

- 商工会議所・産業支援機関・市がそれぞれの強みを活かしながら連携し、地域経済の活性化をはかります。
- 国や都と連携し、市内事業者への支援制度や産業振興施策を展開します。

2 産学公連携の推進

- 事業者が抱える技術革新などの課題を解決するため、市・事業者・産業支援機関・大学等相互の連携を強化します。

3 産業交流拠点の整備・促進と連携

- 広域的な交流を活かした産業支援、情報発信、異業種交流をすすめるために、都が建設する産業交流拠点の整備に合わせ、産業活性化につながる環境整備をすすめます。

4 人材の発掘と育成

- 産業の活性化やまちづくりに積極的にかかわる人材の発掘・育成に努めます。また、リーダーとなる人材の育成や人的ネットワークの形成をすすめます。



行政の役割

- ◇ 関係機関や国・都との連携による産業振興策の推進
- ◇ 産学公連携の推進
- ◇ 産業の活性化を担う人材の育成



市民への期待

- ◇ 地域の産業支援機関や大学などとの連携に関心を持つ（事業者）

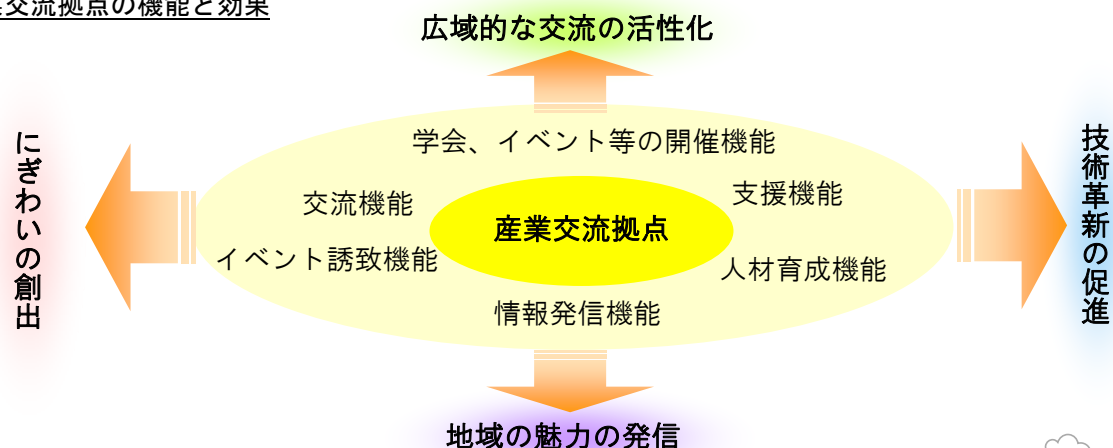
目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
市内の産業活動が活発に行われていると感じている市民の割合	25.1% (平成 23 年度)	26.7% (平成 28 年度)	40%
法人市民税の納税義務者数の伸び率	—	市 0.01 (全国 0.01) (指数) (平成 28 年度)	全国の 伸び率を 上回る

商業や観光業、農業、工業など多様な事業者による産業の活気の度合いをはかる指標です。産業活動が活発に行われていると感じている市民の増加を目指します。

産業の活性度をはかる指標です。全国の法人市民税均等割納税義務者数の伸び率を上回ることを目標とします。

産業交流拠点の機能と効果



企業支援

目指す姿

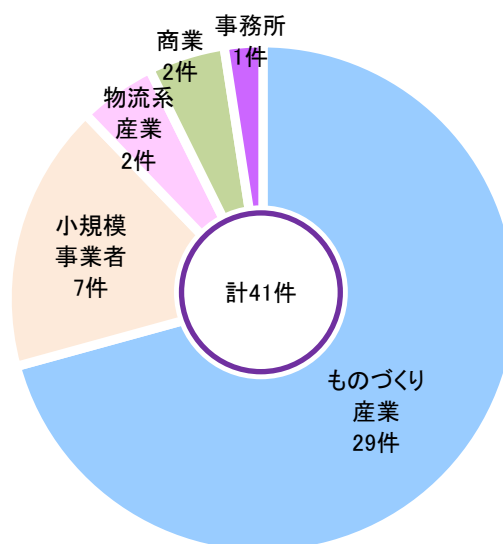
社会状況の変化や企業のニーズを踏まえた支援により、多くの企業が立地しています。また、地域の産業を支える中小事業者が地域で活発に経済活動を営んでいます。

現状・課題

- 企業誘致制度の拡充などにより多くの企業が立地し、税収や雇用確保に結び付いています。今後も、交通利便性など本市の強みを積極的に発信することで、企業のさらなる立地や市外への流出防止につなげていくことが必要です。
- ニュータウン地区をはじめとする業務用地での企業立地がすすんでいます。今後、さらに企業誘致をすすめるためには、既存用地の利用転換や拠点整備の進捗により、新たな業務用地を確保することが必要です。
- 中小企業は、自社のみで解決することが困難な課題も抱えており、中小企業の経営を安定化し効率的な経営を実現するための支援が求められています。
- 市内の約2万事業所の9割強を占める中小事業者の多くは、経済・社会情勢の影響を受けやすく厳しい経営環境にあります。
- 圏央道の延伸や八王子西インターチェンジ関越道方面の開通などにより、高速道路ネットワークが強化され、流通拠点としてのポテンシャルがさらに高まっています。こうした交通の要衝としての強みが注目され、近年では企業の研究施設の立地もすすんでおり、本市の特徴や強みを活かしたさらなる積極的な企業誘致が必要です。

データ

企業立地支援条例により支援した企業の業種内訳



※平成24～28年度までに支援した事業者の類型です。
(小規模事業者は平成26～28年度)

関連する個別計画・条例

産業振興マスタープラン、企業立地支援条例 など

5か年(平成25～29年度)の主な取組

- 企業立地支援条例により、企業誘致と市内企業の市内移転や設備拡充を支援
- 市内産業支援機関と連携し、市内業者の海外展開を支援
- 市内事業者の資金需要に応えるため事業資金調達を助成

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 企業誘致の推進

- 企業誘致制度の見直しを行い、交通利便性など本市の強みを活かした企業誘致や市内企業の移転・拡張などの市内立地継続を支援し、雇用の維持・創出や税収の確保をはかります。
- 新たな企業の誘致や市内企業の流出防止のため、既存の業務用地の継続的活用とあわせて、既存用地の業務系への土地利用転換やまちづくりの進捗に応じた新たな業務用地の確保に努めます。

2 中小事業者支援

- 中小事業者や個人事業者の経営改善・販路拡大などの課題を解決するため、商工会議所・産業支援機関・企業OBなどの経験豊富な人材と連携します。
- 景気の影響を受けやすい地域の中小事業者の資金需要に応えるため、事業者のニーズの把握に努め、事業資金融資助成制度の充実をはかります。

3 流通機能集積の推進

- 交通の要衝である本市の特性を活かし、新滝山街道周辺地区や圏央道八王子西インターチェンジ周辺地区への流通機能の集積を推進します。



行政の役割

- ◇ 企業誘致及び既存企業の移転・拡張の支援
- ◇ 中小事業者の業績向上に向けた支援策の推進
- ◇ 市の特性を活かした流通機能の集積



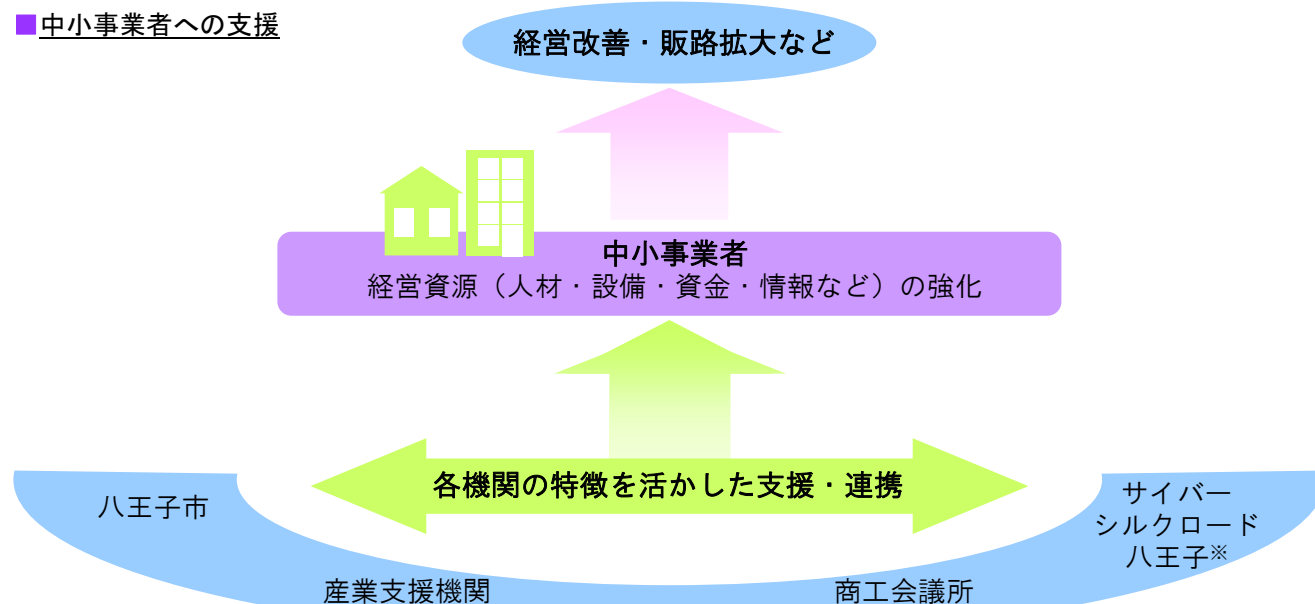
市民への期待

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成34年度 (2022年度)
企業誘致制度により立地を支援した企業数	60件 (累計) (平成23年度)	101件 (累計) (平成28年度)	145件 (累計)

企業支援に対する市の取組の度合いをはかる指標です。企業誘致制度による立地支援件数の増加を目指します。

■ 中小事業者への支援



※サイバーシルクロード八王子とは、八王子市と八王子商工会議所の連携により設立した地域産業活性化組織のことです。

就労環境の整備

目指す姿

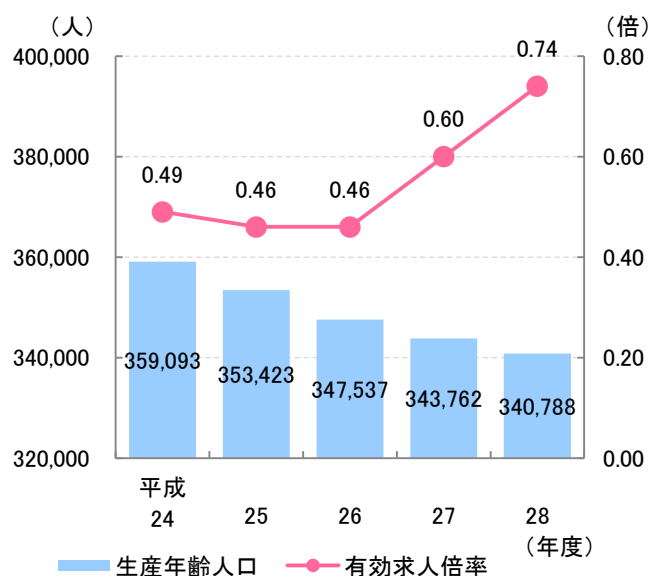
企業支援や新たな産業の創出などにより地域における雇用が生まれ、職住近接など働きやすい労働環境が整い、誰もが生き活きと安心して働いています。

現状・課題

- 経済状況は回復傾向にあるものの、個人消費が伸び悩むなど不安定要素もあり、依然として先行きは不透明な状況です。
- 雇用状況については、生産年齢人口の減少もあり、有効求人倍率は高水準となり、新卒者の内定率も過去最高水準となっています。一方、求職者の都内集中や大手志向、大企業の採用意欲の高まりにより、市内中小企業は人材確保に苦慮している状況です。
- 人手不足に対応していくため、若者を対象とした従来の就労支援、中小企業支援に加え、子育てや介護で離職した人や高齢者が再就職しやすい環境づくり、ひきこもりやニートの若者の就労意欲を向上させる取組が重要となっています。
- 「入社後ギャップ」などによる新入社員の早期離職への対応が課題となっています。特に中小企業においては、新規採用人数が大企業に比べて少ないことから、一人の退職が業績に与える影響が大きく、企業への定着を促進していく必要があります。

データ

■ 生産年齢人口とハローワーク八王子管内の有効求人倍率



関連する個別計画・条例

産業振興マスタープラン など

5 年（平成 25～29 年度）の主な取組

- ハローワーク等との連携により「しごと情報館」を運営し、就業支援を促進
- 一時的に仕事を離れた女性や高齢者向けのセミナー等を開催し、再就職を支援
- 国・都が実施する就業支援制度の情報を提供
- 市内企業の情報発信、マッチングや市内企業就職者への奨励金制度の創設など、若者の就業を支援

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 雇用・就労支援

- 企業誘致の推進やソーシャルビジネス・コミュニティビジネスなど新産業の事業化支援を通じて、新たな雇用を促進します。
- ハローワークをはじめとする労働関係機関や地域の企業と連携して、就労機会の提供及び雇用のミスマッチの解消に努めます。
- 労働人材の確保のため、女性・高齢者・障害者などの就労を支援するとともに、病気になったり親族の介護が必要になったりした場合でも働き続けることができる環境整備に努めます。
- 国・都の制度を活用した中小企業への雇用支援など、本市の経済・雇用情勢に合った雇用対策を推進します。

2 若者などの雇用・就労促進

- 地元の企業や大学などと連携し、学生や留学生を含む若者が市内企業を知る機会を広く提供することで、若者の就労促進と市内中小企業の人材確保に努めます。
- 人材育成体制を整えることが難しい中小企業を対象に研修会などを実施し、就職した若者の定着及び早期離職の防止をはかります。
- ひきこもりやニートの若者への就労のきっかけづくりを関係機関と連携し促進します。

3 労働環境の整備

- 企業・勤労者の双方に対して労働に関する法制度の周知や意識啓発に努め、勤労者が働きやすい環境づくりを促進するとともに、ワークライフバランスの気運醸成に努めます。
- 中小企業の福利厚生制度を向上させる取組を支援し、勤労者の働く環境の改善をはかります。



行政の役割

- ◇ 雇用の創出と雇用のミスマッチの解消
- ◇ 若者の就労支援・就労機会の促進
- ◇ 労働者が働きやすい環境づくりの促進



市民への期待

- ◇ 市内在住者の雇用に心掛ける（事業者）
- ◇ ワークライフバランスの促進など労働環境を整備する（事業者）

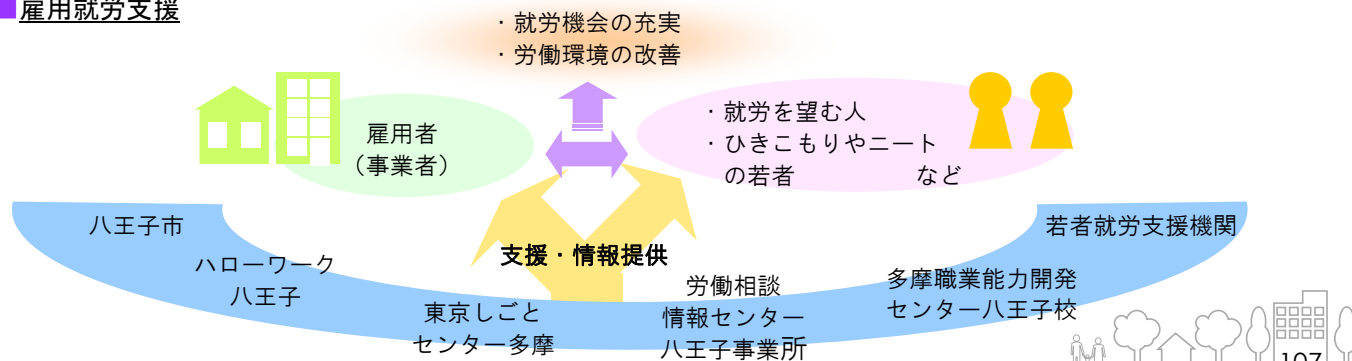
目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
就職率	22.3% (平成 23 年度)	28.3% (平成 28 年度)	33%
「はちおうじ就職ナビ」掲載の中小企業等に就職した若者への奨励金 交付認定者数	—	167 人 (累計) (平成 28 年度)	640 人 (累計)

国・都との連携による雇用・就労支援の取組の度合いをはかる指標です。「ハローワーク八王子」と「しごと情報館」を合わせた就職率を今後 5 か年で約 5 ポイント向上させることを目標とします。

市内の中小企業等の人材確保に関する市の取組の度合いをはかる指標です。今後 5 か年で現在の約 4 倍の増加を目指します。

雇用就労支援



高度な技術の集積を活かした産業振興

目指す姿

高度な技術力を持つ多くの製造業や情報通信産業が地域経済を活性化させ、首都圏西部の産業・経済の拠点となっています。

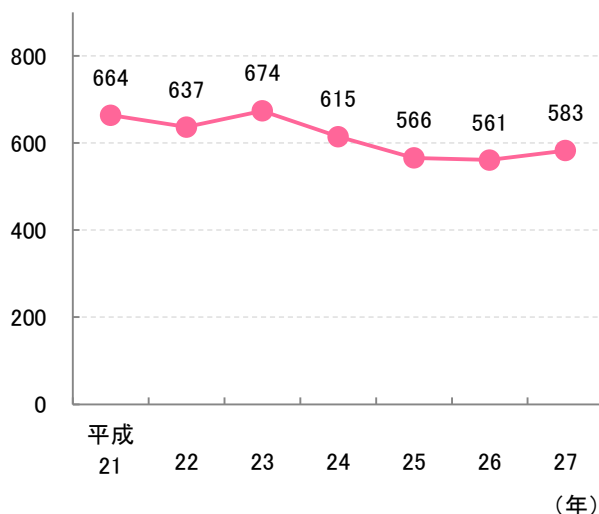
現状・課題

- 製造拠点の海外移転など経済のグローバル化はさらにすすみ、加えてI o T（あらゆるモノがインターネットを通じて接続され、モニタリングやコントロールを可能にするといった概念）の進展やA I（人工知能）の活用などにより、国際的に製造業を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。
- 国は第四次産業革命の推進やイノベーションの創出を掲げ、人口減少などの社会環境の変化に対応した成長戦略を推進しています。
- 市には優れた技術力を持つ中小の製造業や情報通信産業が集積していますが、業界を取り巻く環境変化に対応していくためには、技術の高度化のみならず、異業種連携や産学連携などによって、新たな事業分野を開拓していく取組が求められています。
- 企業の共同研究や技術面の相談などに対し、産学連携支援や最新の技術情報の提供などの取組を「先端技術センター」においてすすめています。

データ

製造業事業所数

(事業者)

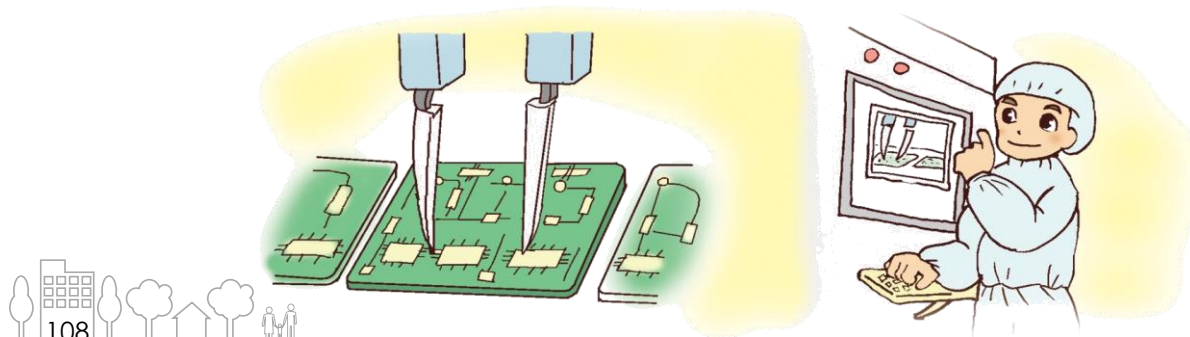


関連する個別計画・条例

産業振興マスタープラン、いきいき産業基本条例、先端技術センター条例 など

5 か年(平成 25~29 年度)の主な取組

- 先端技術セミナーを開催し、先端ものづくり企業を支援



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 製造業・情報通信産業の振興

- 経営基盤の強化や新技術開発などの支援を通じて、市場の変化に対応できる企業力の強化をはかります。
- 市内の製造業や情報通信産業の技術水準の向上など国際競争力の強化を目指し、本市の産業集積を活かすとともに、産業交流拠点の活用を視野に入れた広域的な企業活動や産学連携・企業間連携を支援します。
- 製造業や情報通信産業にかかわる企業の人材育成や人材確保の機会を創出するために、大学等と企業の連携を強化します。
- 産業の基盤となる情報通信技術を活用して、製造業などの振興をはかります。



行政の役割

- ◇ 技術水準の向上に対する支援と人材の育成
- ◇ 情報通信技術を活用した産業の振興



市民への期待

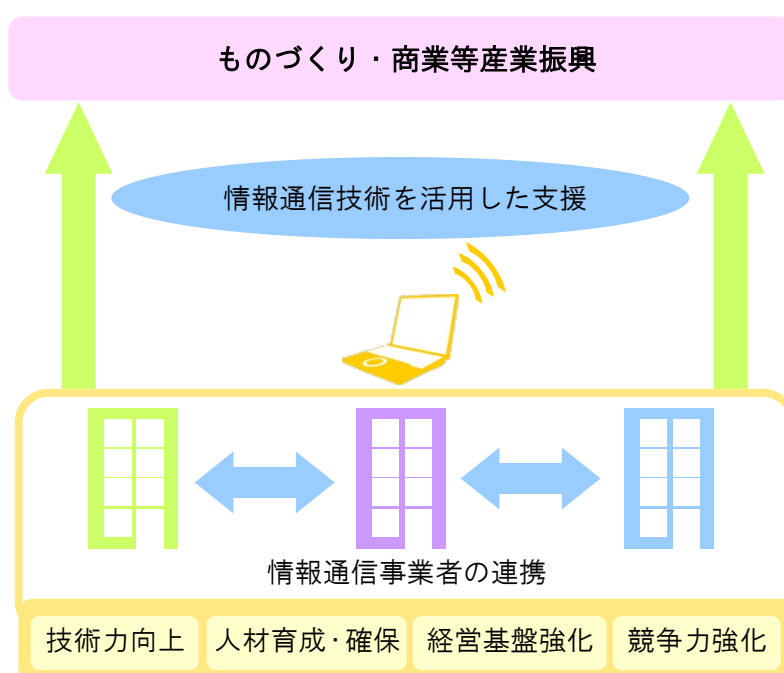
目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
中小製造業の市内事業所数の伸び率	市 0.96 (全国 0.95) (指数) (平成 22 年度)	市 0.99 (全国 0.97) (指数) (平成 27 年度)	全国の 伸び率を 0.03 上回る

中小製造業による地域活性化度をはかる指標です。全国の伸び率を上回ることを目標とします。

※工業統計調査による従業者数 4 人から 299 人までの事業所数で算出

■ 情報通信技術を活用した産業振興の例



新産業の創出

目指す姿

環境や医療・介護分野などの新たな事業に取り組む多様な事業者が本市に集まり、市内で様々な技術・製品が開発され、新たなサービスも生まれています。

現状・課題

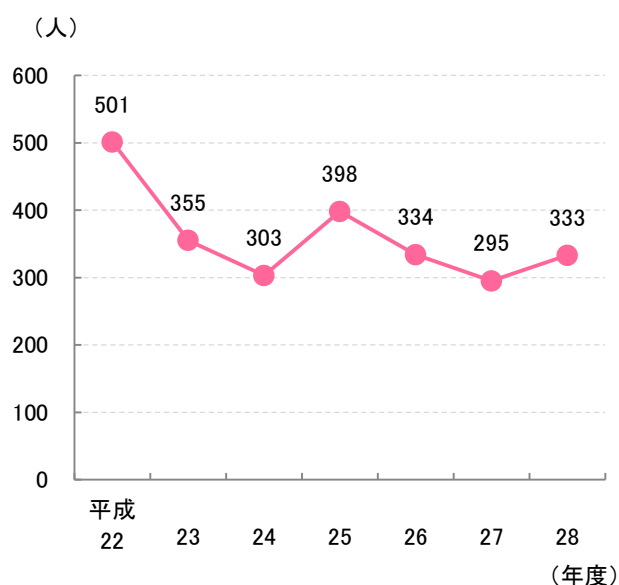
- 地域経済の成長による新たな活力の創出には、新たな事業に取り組む事業者や起業家・創業者への支援とともに、地域が持つ多様な産業資源の連携が必要です。
- 商工会議所や地域金融機関、産業支援機関と連携しながら、新産業分野に取り組む企業への支援を実施しています。商工会議所と農業協同組合の連携など、異なる業界間での新たな取組がはじまっています。
- 市民生活にかかわる課題や地域課題の解決を目的としたソーシャルビジネスやコミュニティビジネスでの起業・創業を志す人が増えてきています。異なる分野間の多様な連携を、より多く生み出していくための支援が求められています。

5 年間（平成 25～29 年度）の主な取組

- 起業を目指す人に「ビジネスお助け隊」による伴走支援を実施
- 八王子市新商品開発認定制度を実施し、販路拡大を支援
- 販路開拓支援補助金により、市内中小企業の展示会等への出展を支援
- サイバーシルクロード八王子事業として本気の創業塾を開催し、市内での創業を支援

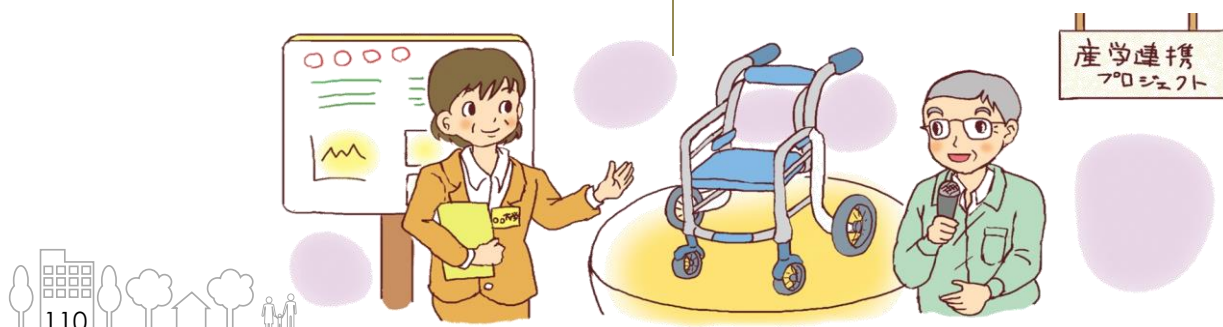
データ

■ 先端技術センターにおけるセミナー参加者数



関連する個別計画・条例

産業振興マスタープラン、いきいき産業基本条例など



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 起業・創業者支援

- 起業・創業に必要とされる知識やノウハウを提供するとともに、企業の成長段階に応じてきめ細やかな支援を行います。

2 新産業分野の事業創出支援

- 環境や医療・介護などの新産業分野に取り組む事業者に対して、大学等や産業支援機関と連携しながら技術的課題の解決や経営支援を行います。
- 社会や地域の課題解決に向け、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスの事業化の支援を行います。
- 新たな事業を開拓する事業者を支援するため、広域的・多様な産業の交流を促進します。
- 新産業の創出のため、事業化や販路開拓に向けた支援を行います。また、新技術の開発のために技術的な課題解決や情報通信技術の活用を促進します。



行政の役割

- ◇ 起業・創業及び成長段階に応じた支援
- ◇ 新産業に取り組む事業者・団体に対する支援



市民への期待

目標設定

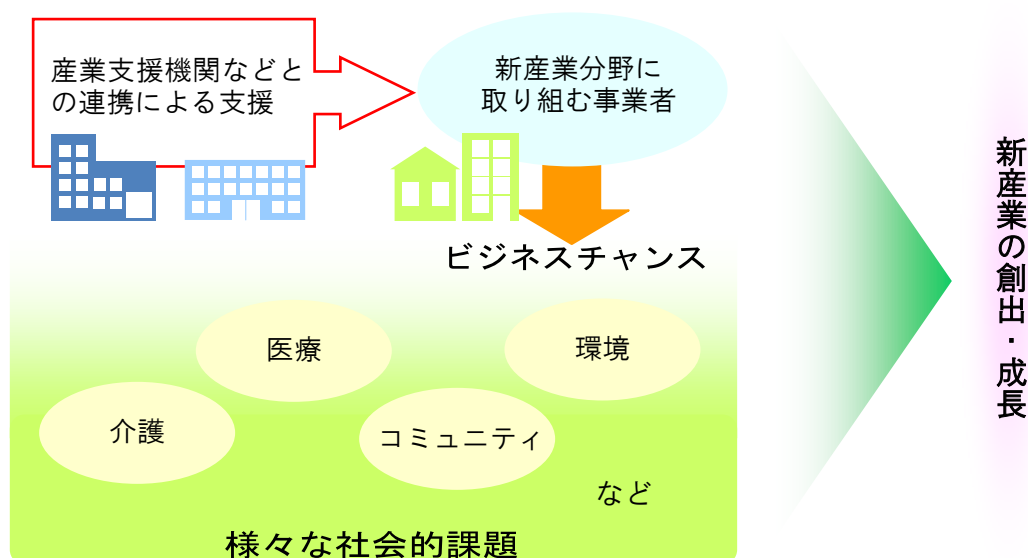
施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
新設事業所数の伸び率	市 0.42 (都 0.36) (指数) (平成 21 年度)	市 2.96 (都 3.49) (指数) (平成 26 年度)	都全体の 伸び率を 0.08 上回る

市内での新規事業の展開のしやすさをはかる指標です。都全体での伸び率を上回ることを目標とします。

「本気の創業塾」卒業後の創業率（過去 5 年間平均）	—	36.2% (平成 28 年度)	30%以上を 維持
----------------------------	---	---------------------	--------------

起業・創業者支援に対する市の取組の度合いをはかる指標です。創業率の 30%以上維持を目標とします。

■新産業分野の事業創出支援



にぎわいにつながる産業の振興

目指す姿

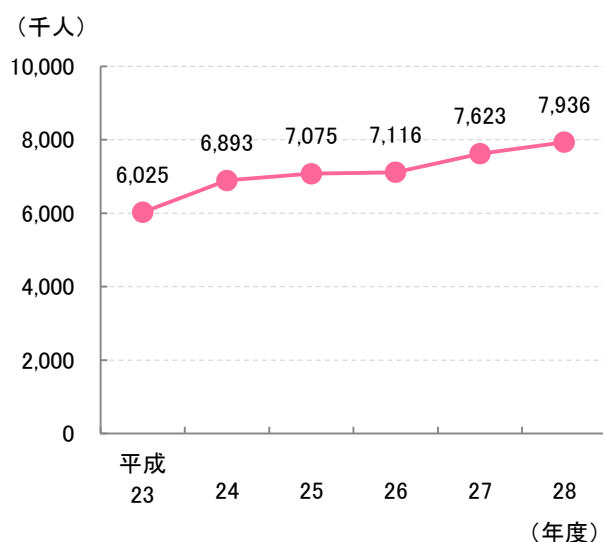
にぎわいを創出する観光産業や商業が活性化し、何度でも訪れたくなるまちとして中心市街地などが多くの人でにぎわい、まちが活気にあふれています。

現状・課題

- まちのにぎわいの核となる中心市街地には商業施設が集積しており、近年は、マンション建設が続き、居住者数が増加しています。また、J R 八王子駅と京王八王子駅の間には、都が産業交流拠点の整備をすすめています。商業施設の集積と居住人口の増加、新たな施設整備による来訪者の増加という要素を活かし、まちのにぎわいと経済活力の向上につなげていく必要があります。
- 後継者不足や郊外型大型店の進出、インターネットショッピングの普及などにより店舗数が減少し、存続が難しくなっている商店街もあります。
- 平成 29 年度に発足した「八王子観光コンベンション協会」と市が連携してM I C E戦略を本格的に展開し、年間 300 万人を超す観光客が訪れる高尾山をはじめとして、他の観光スポットや中心市街地などの様々な魅力を効果的に発信するなど、観光行政を総合的に推進していく必要があります。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、本市の強みでもある自然、歴史、伝統文化など外国人観光客へ魅力発信するためのソフトや、観光案内看板などのハード整備の充実が課題となっています。

データ

■ 市内観光地への観光客数



関連する個別計画・条例

産業振興マスタープラン、
いきいき産業基本条例、高尾 599 ミュージウム条例
など

5 か年（平成 25～29 年度）の主な取組

- M I C E都市推進のための新組織設立に向けた支援とM I C E誘致活動
- 空き店舗の出店支援と、中心市街地の活性化を推進
- はばたけ商店街事業補助金を活用した商店街支援を実施
- 高尾 599 ミュージウムを開設・運営
- 多言語化などにより外国人観光客にもわかりやすい本市の観光資源情報を提供

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 中心市街地活性化の推進

- 産業交流拠点整備や西放射線ユーロード周辺整備などのまちづくりと連携して回遊性の向上をはかり、中心市街地活性化を推進します。
- MICE誘致活動に積極的に取り組み、ビジネスやイベント・展示会などに訪れる人の増加を目指すとともに、宿泊・観光・飲食・買い物などにつなげる取組を民間事業者や市民とともにすすめます。
- まちや商店街の活性化につながる、空き店舗・空きフロアの活用をすすめます。

2 商業の振興

- 地域づくりを支える担い手として商店街が実施する活性化に向けた取組や、地域の課題解決に向けた取組を支援します。
- SNS（Facebook等）の活用による商店街や魅力ある個店をPRする仕組みづくりをすすめます。
- 魅力ある個店づくりに向け、意欲ある事業者を育成するとともに、意欲的に取り組む事業者を結び付けて、商業を活性化するための取組を支援します。

3 観光地の魅力の向上

- 高尾山や中心市街地などに多くの人が訪れやすい環境や民間のネットワークを活かす仕組みを整えるなど、魅力を高める取組をすすめます。
- 八王子観光コンベンション協会をはじめとする関連団体と協働しながら本市の魅力や観光情報を国内外に広く発信して、観光客誘致に努めます。
- 海外友好交流都市などとの交流を通じて、より多くの外国人観光客の誘致をはかります。



行政の役割

- ◇ 中心市街地の活性化と空き店舗対策の推進
- ◇ 商店街や魅力ある商店の活性化支援
- ◇ 観光地としてのPR推進と観光客誘致策の推進



市民への期待

- ◇ 市内にどのような商店などがあるか知る
- ◇ 買い物はなるべく市内ですよう心掛ける
- ◇ 魅力ある店舗について身近な人に伝える
- ◇ 市内の観光スポットを知り出掛けてみる

目標設定

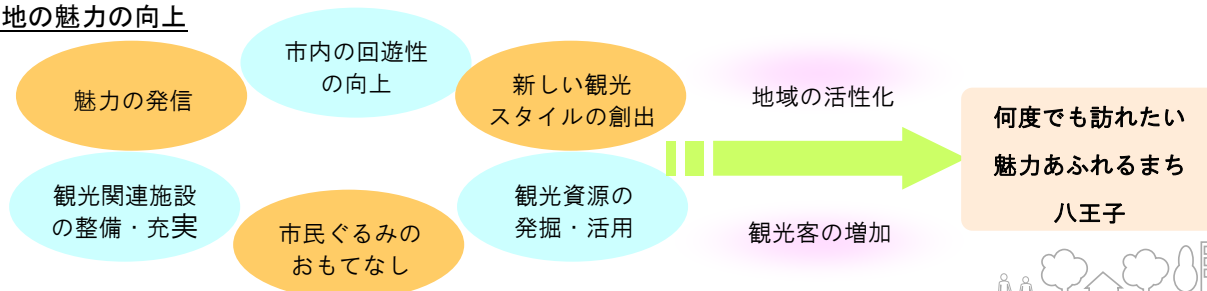
施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成34年度 (2022年度)
年間商品販売額の伸び率	市 0.95 (全国 0.86) (指数) (平成19年度)	市 1.01 (全国 0.87) (指数) (平成26年度)	全国の 伸び率を 0.01 上回る

商業の活性度をはかる指標です。卸売・小売業の年間商品販売額の伸び率が、全国の伸び率を上回ることを目標とします。

観光客数	602 万人/年 (平成23年度)	793 万人/年 (平成28年度)	849 万人/年
------	-------------------------	-------------------------	-------------

にぎわいを創出する観光地としての魅力をはかる指標です。高尾山や八王子城跡などを訪れる観光客の増加を目指します。

■ 観光地の魅力の向上



地域資源を活用する産業の振興

目指す姿

地域資源の新たな魅力を活かすことで観光産業・農業・林業の振興がはかられています。また、農業の担い手の育成や農地の有効活用により、都市型農業が確立しています。そして、八王子ブランドの創出により、まちの魅力が高まっています。

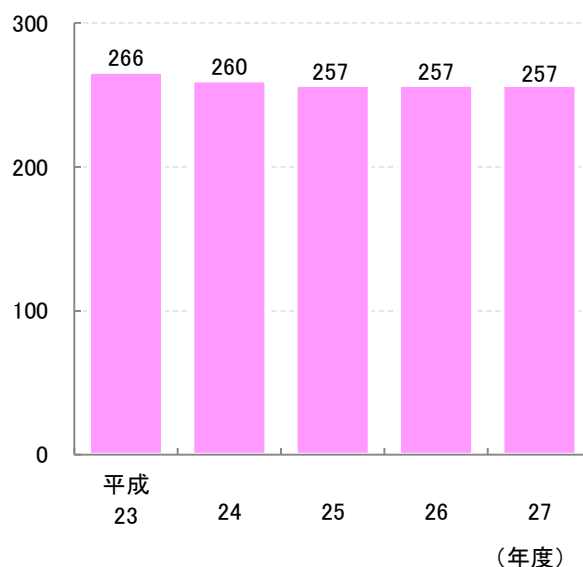
現状・課題

- 「日本 100 名城」である八王子城跡に加え、滝山城跡が「続日本 100 名城」に選定されました。こうした既存の観光資源の魅力を高めるとともに、さらに市内に点在する観光資源を掘り起こす必要があります。
- 地産地消による都市型農業を推進するため、認定農業者の支援、農家の後継者育成、道の駅八王子滝山での農産物の直売などをすすめています。また、中心市街地などにおいては、地元の農産物を使った料理の提供に力を入れる飲食店も出現しています。
- 本市は 25 億円を超える都下随一の農業生産高を誇っていますが、耕地面積は年々減少し、農家は後継者不足や獣害被害などの問題を抱えています。
- 遊休農地を有効活用する手段の一つとして、農福連携の取組への期待も高まっています。
- 林業は、木材価格が低迷し、後継者不足、経営継続の困難さなど、依然、解決しなければならない課題がありますが、多摩産材を活用した家具などを製品化、販売する動きも出てきています。さらに、多摩産材の流通を促進していく必要があります。
- 地域ブランド化の取組をすすめています。全国的に知名度を高めるための方策や、さらなる商品開発と販路開拓が必要です。今後も名産品・観光資源・農林畜産物などを活用した、地域ブランド創設につながる産官学と地域の連携が求められています。

データ

農業産出額

(千万円)



関連する個別計画・条例

産業振興マスタープラン、農業振興計画、いきいき産業基本条例、道の駅条例 など

5 か年 (平成 25～29 年度) の主な取組

- 滝山三城など新たな観光資源を整備
- 道の駅八王子滝山を運営
- 農業の担い手を育成するため、はちおうじ農業塾を開講
- 遊休農地の活用のため、農地バンク制度を創設

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 新たな観光資源の発掘・活用

- 地域の住民や活動団体とともに、新たな観光資源の発掘や観光資源の活用に努め、広く本市の魅力を発信してまちのにぎわいや産業の創出につなげます。

2 都市型農業環境の整備

- 産業として自立した農業を確立するため、魅力ある農作物の生産や安定供給を支援します。また、地産地消を推進するため、道の駅などで安全・安心な農作物を提供していきます。
- 農業を継続するための後継者育成やボランティアの活用などにより、高齢者世帯の農家を支援します。
- 農地の有効活用のため、資源循環型社会を視野に入れた遊休農地の活用や農地の貸し借りができる制度を推進します。その際、農業以外の他の分野、特に福祉分野との連携をすすめていきます。また、獣害被害の軽減のため、農地のパトロールや農家への防除指導を実施します。
- 市民が農業にふれあう機会を確保するため、市民農園の整備や親子農業体験を実施します。

3 林業の再生

- 国・都・林業団体・所有者と連携し、森林の保全や機能回復などをはかります。
- 林業への理解を深め、また、多摩産材の流通・普及をはかるため、家具などの木材製品の使用や各種イベント開催時にPRを行うなど、木の魅力を発信していきます。また、公共建築物などへの木材利用の推進に取り組んでいきます。

4 地域ブランドの創出

- 観光資源や農林畜産物、その他の地域資源を活用するほか、MICE開催による企業間・産学官交流などにより、八王子ブランドの創出をすすめるとともに、販路開拓に関する研究に取り組みます。
- 地域に対するイメージの確立や地域の活性化のため、地域の名産品の発掘や開発を促進するとともに、既存の地域ブランド商品の知名度向上や新たな商品のPRに努めます。



行政の役割

- ◇ 観光資源の発掘と八王子の魅力の情報発信
- ◇ 遊休農地を活用した農業振興策の推進
- ◇ 農作物の安定供給と地産地消の支援
- ◇ 森林の保全・機能回復と間伐材の活用
- ◇ 八王子ブランドの創出と名産品の発掘・開発



市民への期待

- ◇ 気になるまちの情報を収集し出掛けてみる
- ◇ 地元の農作物を購入する
- ◇ 八王子らしさを売りにした店を身近な人に紹介する

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成34年度 (2022年度)
農業産出額	27億9,000万円/年 (平成21年度)	25億7,000万円/年 (平成27年度)	29億300万円/年
認定農業者数	—	106経営体 (平成28年度)	130経営体

市の農業の活性度をはかる指標です。農業産出額の増額を目指します。

農作物の安定供給につながる農業の担い手の育成の度合いをはかる指標です。農業意欲が高く、農業の中心となる農家である認定農業者の増加を目指します。

第6編

一人ひとりが育てる、 人と自然が豊かにつながるまち

私たちの生活が自然の恵みにより支えられてきたことを再認識し、地球環境にやさしい社会への転換をはかるとともに、この豊かな自然を次世代へ継承していくため、市民・事業者・行政がともに自らできることを実践し、人と自然が共生した環境負荷の少ないまちづくりをすすめます。

第1編 みんなで担う公共と協働のまち

第2編 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

第3編 生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち

第4編 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

第5編 魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち

第6編の内容

第6編 一人ひとりが育てる、人と自然が豊かにつながるまち

第1章 一人ひとりが考え、ともに守る環境

第1節（施策43） 環境を守るための意識の醸成

第2節（施策44） 環境保全活動の推進

第2章 環境負荷の少ないまちづくり

第1節（施策45） 地球温暖化対策の推進

第2節（施策46） 循環型社会の構築

第3章 自然と共生した安全で快適な環境

第1節（施策47） 健全な水循環の再生

第2節（施策48） 豊かなみどりの保全と活用

第3節（施策49） 安全で良好な生活環境の保全

環境を守るための意識の醸成

目指す姿

自然とのふれあいを通して自然と環境の大切さを楽しみながら学ぶことで、大人も子どもも環境を守るための意識が醸成されています。

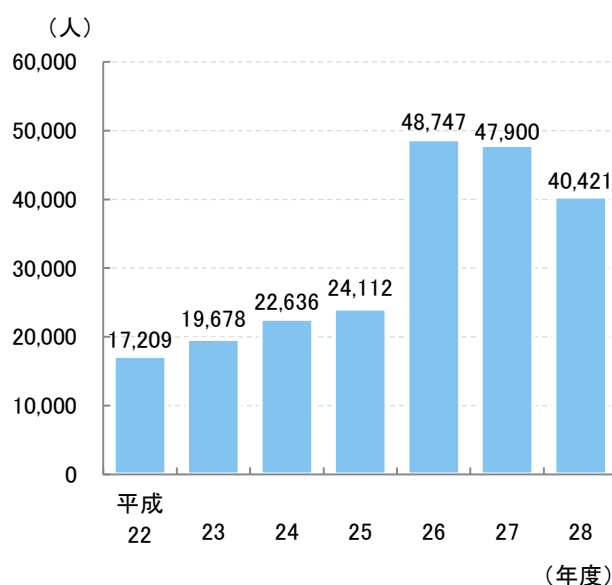
現状・課題

- 市民一人ひとりの環境保全意識を高め環境保全活動につなげるため、毎年6月の環境月間にあわせ市民との協働により「八王子環境フェスティバル」を開催しています。
- エコひろばでは様々な環境学習活動を展開し、平成24年度に22,636人だった年間入場者数は、平成28年度には40,421人に増加しています。引き続き、市民の環境学習活動の支援が必要です。
- 自然や環境を守るためには、一人ひとりが自分の問題として認識し、自分にできることを実践する意識を持つことが大切です。
- 市民の環境保全への理解と関心を深めるために、自然体験活動を行う場を「体験の機会の場」として認定しました。
- 自然を大切にすることを育むため、子どもの頃から自然とふれあい、五感を使って学ぶ体験型の環境教育や環境学習の充実をはかっています。



データ

■エコひろば入場者数



関連する個別計画・条例

環境基本計画、地球温暖化対策地域推進計画、みどりの基本計画、水循環計画、ごみ処理基本計画、環境基本条例 など

5 年（平成25～29年度）の主な取組

- 環境啓発講座を開催
- 八王子環境フェスティバルを開催
- 環境教育副読本を活用した小中学校への環境教育・学習を実施
- 事業者が自然体験活動を実施している場を「体験の機会の場」として認定

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 環境への正しい理解

- 一人ひとりが環境について学び、考え、日常生活の中で環境を守るための取組が行えるよう、講座などの環境教育・環境学習の機会を充実します。
- より多くの市民の環境問題に対する意識を高めるため、環境白書やホームページ・SNS（Facebook等）を活用するなど、情報発信の工夫や多様化をはかります。
- 地域住民・企業・大学・NPOなどの協力により、子どもの頃から地域の自然とふれあうことができるよう環境教育・環境学習を充実します。

2 体験を通した環境教育・環境学習の推進

- 環境市民会議や町会・自治会などと連携し、地域の活動やイベントなどを通して体験型の環境教育・環境学習を充実します。
- 地域への愛着が持てるよう、川や森林など八王子の豊かな自然や地域の特性を活かした体験学習の機会を拡充します。



行政の役割

- ◇ 環境について学ぶ機会の充実
- ◇ 自然を活かした体験型学習の推進
- ◇ 家庭でできる環境を守る活動の啓発



市民への期待

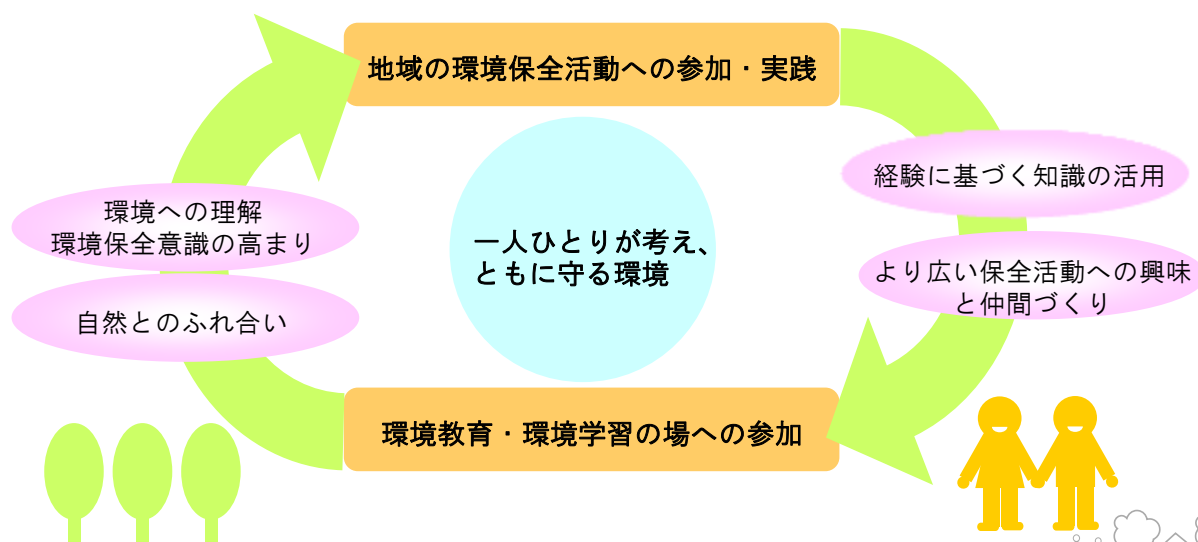
- ◇ 環境問題に関心を持つ
- ◇ 環境教育・環境学習の場に参加する
- ◇ 自然とふれあうことで自然の大切さを感じる
- ◇ 環境を守ることの大切さを家族で話し合う

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成34年度 (2022年度)
日常生活において常に地球環境に配慮して暮らしている市民の割合	44.1% (平成23年度)	50.1% (平成28年度)	55%
環境を守るための市民の取組の度合いをはかる指標です。半数を超える方が常に地球環境に配慮して暮らしていることを目標とします。			
「エコひろば」における講座の受講者数	—	9,939人 (平成28年度)	11,700人

「自然とのふれあい」や「大人も子どもも環境を守る」行動をはかる指標です。地域に根ざした環境保全活動の情報発信や活動支援を行う拠点「エコひろば（環境学習室）」における講座の受講者数を約2割増加させることを目標とします。

■ 環境を守るための意識の醸成と環境保全活動の推進



環境保全活動の推進

目指す姿

環境保全活動を支えるリーダーとなる人材が育ち、地域の人たちとともに活動しています。また、多くの市民・事業者が参加して様々な環境保全活動が行われています。

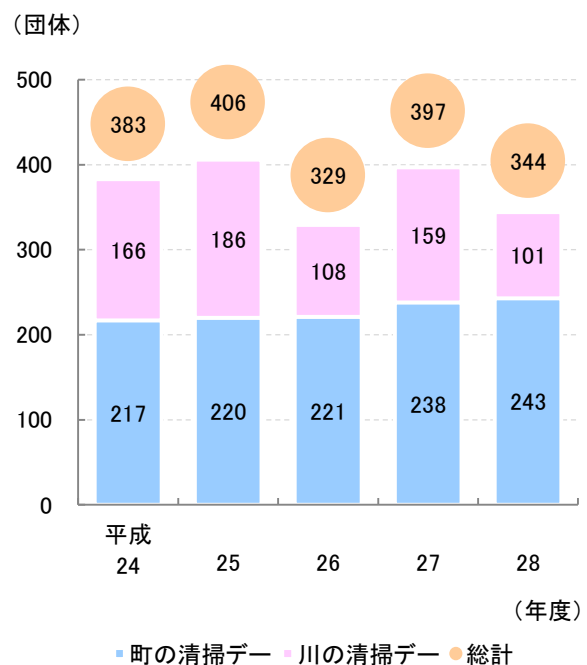
現状・課題

- 地域に根ざした環境保全活動が市民の手により展開されています。引き続き幅広い世代の担い手を確保するとともに、各地域が連携して活動を広げていくことが期待されています。
- 平成 28 年度までに環境学習リーダーに 205 名、里山サポーターに 33 名を認定しています。育成した人材は、環境保全活動で活躍しています。
- 環境市民会議が自発的に活動し、地域の環境保全活動の推進力となっています。活動をさらに拡大するために多様な知識や経験を有する人材の発掘・育成が必要です。
- 市内には、市民と協働で環境保全活動を行っている事業者・団体が多数あり、地域に根ざした活動が力となり、「未来へつづく、水とみどりにあふれた健康で心やすらぐまち」の実現に向かっていきます。



データ

■ 清掃美化活動参加団体数



関連する個別計画・条例

環境基本計画、地球温暖化対策地域推進計画、みどりの基本計画、水循環計画、ごみ処理基本計画、環境基本条例 など

5 か年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 環境学習リーダー養成講座を開催
- 里山サポーター育成講座を開催
- 市独自の環境マネジメントシステムを運用開始
- 環境学習室を運営

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 環境を守るための人材の育成と活用

- 地域の中に環境保全活動の人材を育成・確保し、小学校での環境教育や里山保全活動の充実をはかります。
- 環境市民会議の活性化に向け、会員の増加に努めるとともに、地域に根ざした活動が活発に行われるよう環境市民会議と地域との連携を支援します。

2 環境保全活動のネットワークづくり

- 行政や市民活動団体、事業者、小・中学校、地域などが連携する体制を整えます。
- エコひろばなどの環境施設を活用し、地域の環境保全活動や環境教育・環境学習を展開する拠点としての機能強化に努めます。
- 環境保全活動を行う人たちが地域の人たちと協力し合い、地域での活動が定着するよう支援します。



行政の役割

- ◇ 環境保全活動を担う人材の育成と活動機会の充実
- ◇ 環境保全活動を行う団体・地域などが連携し合える体制の整備
- ◇ 環境学習の拠点づくり



市民への期待

- ◇ 環境保全活動に関心を持ち参加する
- ◇ 環境保全活動に家族・友人を誘う

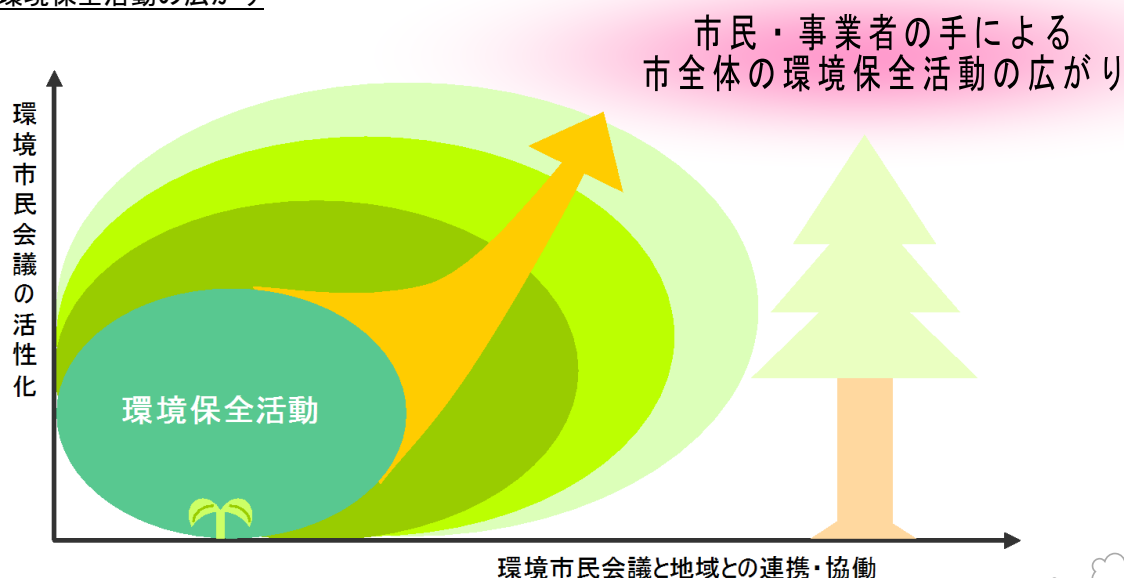
目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
環境市民会議会員数	263 人 (平成 24 年度)	220 人 (平成 28 年度)	480 人
環境市民会議の活動件数	—	707 件 (平成 28 年度)	800 件

環境保全活動を支えるリーダーの育成の度合いをはかる指標です。市内 6 地域の各地域で 80 人の会員確保を目標とします。

身近な環境保全活動の度合いをはかる指標です。地域の活動の推進力となる人材による活動実績を今後 5 か年で 100 件程度増やすことを目標とします。

■ 環境保全活動の広がり



地球温暖化対策の推進

目指す姿

再生可能エネルギーの活用などにより、エネルギーの地産地消化へ向けた様々な取組がはかられています。また、市民一人ひとりが環境負荷の少ない生活を送ることにより、CO₂排出量が抑制され、地球環境にやさしいまちとなっています。

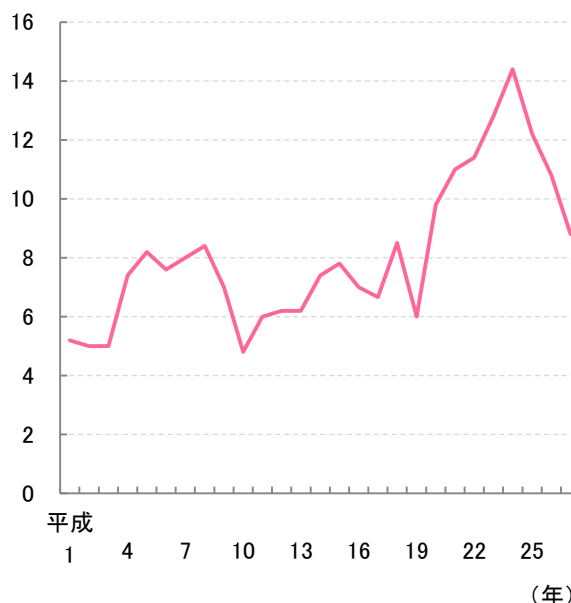
現状・課題

- CO₂排出量が増加し、地球温暖化による異常気象や集中豪雨などが発生しています。本市においても局所的な豪雨が増えるなど、市民の暮らしにも大きな影響を与えています。
- 産業の発展に伴う石炭や石油などの大量消費や森林の伐採などにより、限りある地球資源の枯渇が懸念されています。
- 地球温暖化防止活動推進センター（クールセンター八王子）や地球温暖化防止活動推進員の普及啓発活動により省エネ・省資源の意識が浸透してきました。今後も地球規模ですすむ温暖化の対策のため、一人ひとりのさらなる取組が必要です。
- エネルギーをつくる際に CO₂を排出しない再生可能エネルギーの普及・活用など、エネルギーの地産地消化が求められています。

データ

■ 猛暑日の日数

(日)



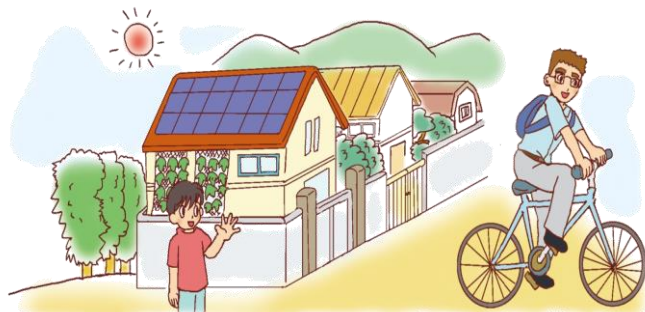
※長期的な傾向を確認するため、5年間の平均値を掲載しています。

関連する個別計画・条例

環境基本計画、地球温暖化対策地域推進計画、
環境基本条例 など

5 か年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 地球温暖化防止活動推進センターを指定
- 中小事業者が実施する省エネ改修費を助成
- 地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、地域で普及啓発活動を実施
- 再生可能エネルギー利用機器設置費を助成
- 公共施設へ再生可能エネルギー設備を設置



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 CO₂排出量の削減

- CO₂排出量削減に向け、地球温暖化防止活動推進センター（クールセンター八王子）や地球温暖化防止活動推進員を中心に市民・事業者と連携して地球温暖化対策をすすめます。
- 公共交通の利用やエコドライブの普及など、地球環境にやさしい生活スタイルへの転換を啓発します。
- 節電・節約などの省エネの啓発活動をすすめ、市全体でのエネルギー使用量の削減に取り組みます。
- 地球環境への負荷が少ない住宅・自動車・家電利用などの啓発や、建築物の新築・改築時の省エネ・高効率な設備などの導入を促進します。

2 再生可能エネルギーの普及促進

- 太陽光発電装置の導入など、市施設における再生可能エネルギーの活用を積極的に推進し、エネルギーの地産地消化に向け取り組みます。
- 市民・事業者による再生可能エネルギー導入を促進します。
- 太陽光などの再生可能エネルギー活用の調査・検討を踏まえ、事業者・大学などとの連携による導入をすすめます。



行政の役割

- ◇市民へのCO₂排出量削減の啓発
- ◇地球温暖化対策や環境への負荷が少ない取組の推進
- ◇再生可能エネルギーの活用に向けた取組



市民への期待

- ◇毎月の光熱水使用量を把握するなど様々な省エネを心掛ける
- ◇地球温暖化について関心を持つ
- ◇公共交通の利用やエコドライブを心掛ける
- ◇再生可能エネルギーを導入・活用する

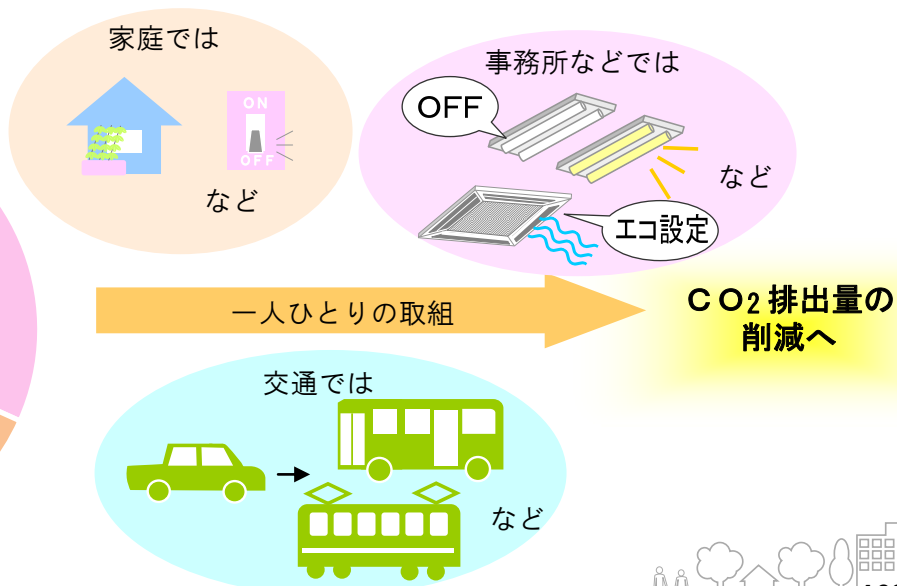
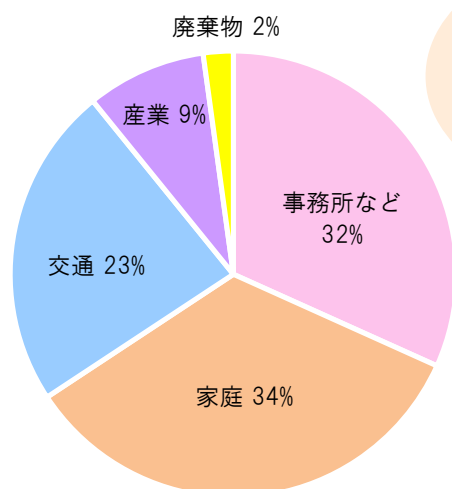
目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成34年度 (2022年度)
1人当たりの市内CO ₂ 排出量の削減割合（平成12年度比）	18.2% (平成21年度)	21.6% (平成26年度)	27.5%

地球温暖化対策の進捗度をはかる指標です。平成12年度を基準年に設定し、CO₂排出係数を固定したうえで東京都の算定プログラムにより算出した割合の削減を目指します。

CO₂排出量削減に向けて

市内の分野別CO₂排出割合
(平成26年度)



循環型社会の構築

目指す姿

市民や事業者がごみの3Rに取り組み、ごみが減少しています。また、ごみが資源として有効に利用され環境に配慮した廃棄物の処理が適正に行われることで、誰もが快適に暮らしています。

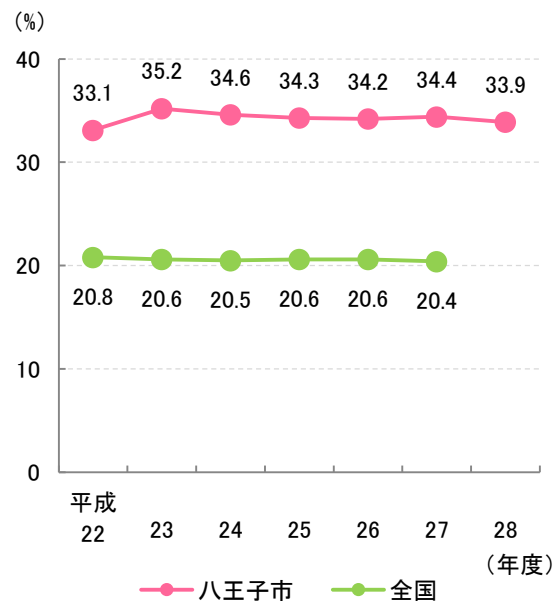
※ごみの3R：発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・資源としての再生利用（リサイクル）

現状・課題

- 市内で排出されるごみは、ごみ有料化やプラスチックの資源化拡大などにより、減量化・資源化が大きくすすみました。今後は、きめ細かな啓発活動によるさらなるごみの減量と資源循環の推進をはかっていく必要があります。
- 事業系ごみについては、事業所への立ち入り指導の強化などにより、ごみの減量・資源化が促進されています。今後は、事業者のごみの発生抑制が課題です。
- 老朽化した北野清掃工場の代替施設として、館清掃工場の跡地を活用したごみ処理施設の整備をすすめるとともに、戸吹清掃工場の延命化対策工事を実施しています。安全、安心で安定したごみ処理を継続することが求められています。
- 生活環境の保全をはかるため、産業廃棄物の適正処理の推進が求められています。

データ

リサイクル率



※リサイクル率とは、総資源化率ともいい、収集や持ち込まれたごみのうち、どれだけ資源化されたかの割合です。

※全国平均は公表された最新の数値である平成27年度までを掲載しています。

関連する個別計画・条例

環境基本計画、ごみ処理基本計画、環境基本条例、廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 など

5か年（平成25～29年度）の主な取組

- 新館清掃施設整備事業に着手
- 不燃物処理センター手選別運転を開始
- 戸吹清掃工場の延命化工事に着手



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 ごみの発生抑制と資源化の推進

- 食品ロス削減など発生抑制に向けた取組や、きめ細かな啓発活動を通じ、ごみの総排出量を減らします。
- 地域に根付いた集団回収の手法を活用し、資源化の促進に努めます。
- 事業系ごみの資源化を推進するため、清掃工場への持ち込みごみの対応を見直すなど、事業者への指導を徹底します。
- 不燃ごみから、小型家電に含まれる希少金属の回収や陶器などの資源化の拡充をはかることで、埋立処分量ゼロを実現します。

2 廃棄物の適正処理

- 高効率な発電システムを備え、災害時にも対応可能な新たなごみ処理施設の整備をすすめます。
- 処理能力のバランスがとれた市内2清掃工場体制を継続するため、計画的な整備を実施します。
- 産業廃棄物処理業の許可及び処理業者への立入検査や排出事業者の監督・規制・指導等を実施し、産業廃棄物の不適正処理を防止します。



行政の役割

- ◇ ごみの3Rについての市民への啓発と事業所に対する指導の徹底
- ◇ 廃棄物の適正な処理と資源化の促進



市民への期待

- ◇ 生ごみの水切りやごみの減量化に努める
- ◇ リサイクルに努める
- ◇ 修理できるものは捨てずに修理して使う
- ◇ 資源化事業者への委託などにより生ごみを資源化する（事業者）
- ◇ 製造・包装段階から環境に配慮する（事業者）

目標設定

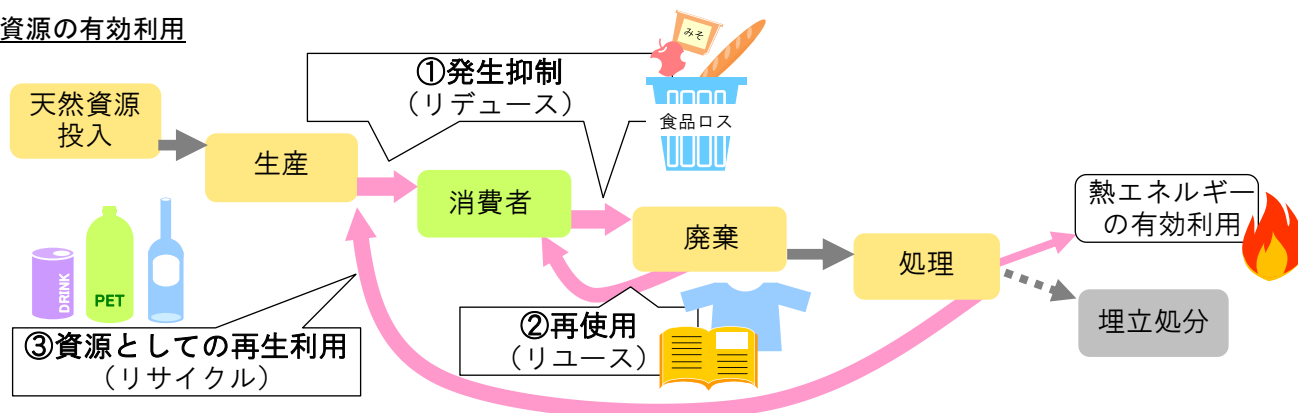
施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成34年度 (2022年度)
1人1日当たりのごみの総排出量	840 g/(人・日) (平成23年度)	799 g/(人・日) (平成28年度)	780 g/(人・日)

ごみの減量化の進捗度をはかる指標です。家庭や事業者から排出されるごみや資源物の量を人口で除して算出し、今後5か年で2%以上削減することを目指します。

埋立処分量	449 t/年 (平成23年度)	60 t/年 (平成28年度)	0 t/年
-------	---------------------	--------------------	-------

ごみの減量化と資源化の進捗度をはかる指標です。廃棄物のうち埋立処分される量を0とすることを目指します。

■資源の有効利用



健全な水循環の再生

目指す姿

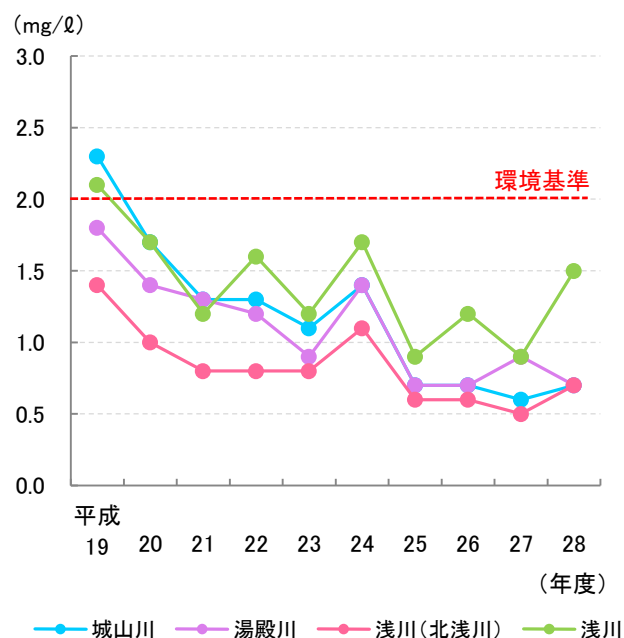
豊富な湧水と清らかな川の流れに守られ、多種多様な生きものが生息しています。そして、安全な川の水辺には人々が憩い、やすらぎ、子どもたちも安心して遊んでいます。

現状・課題

- 河川整備においては治水の観点だけでなく、人々が水と親しめる環境づくりも重要視されています。市民と協働し水辺における体験活動や河川の清掃活動などに取り組んでいます。
- 農地や森林の減少による保水力の低下に加え、建物やアスファルトなどで覆われた地面からは雨水が地下にしみこみにくく、地下水が減少しています。地下水の減少は湧水の枯渇や河川の水量の減少となるため地下水の涵養が必要です。
- 水は大気から雨となって大地にしみこみ、湧水・河川を経て海に流れ再び大気に戻ります。水の循環は水質の浄化や多様な生態系の保全とともに、人々の生活になくてはならない水環境を支えています。
- 下水道が整備されたことにより、河川の水質は改善し清流が戻りました。今後は、多種多様な生きものが生息できるよう生態系への配慮が求められています。
- 集中豪雨による水害などが懸念されています。自然災害を未然に防ぐために、災害に備えた治水対策が必要です。

データ

河川別BOD測定結果



※BODとは、生物化学的酸素要求量の略です。河川の水質汚濁の指標として使用されています。

関連する個別計画・条例

環境基本計画、水循環計画、環境基本条例 など

5 年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 湧水めぐりイベントを実施
- 市内河川のBODを環境基準 2 mg/l以下を維持
- 湧水池の叶谷榎池を整備
- 初沢川に流木止め堰堤を設置
- 水路・雨水排水施設を整備

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 水資源の保全と再生

- 地下水の涵養をはかり湧水・河川に豊かな水量を取り戻すため、水田・畑地の活用や雨水浸透施設の設置促進などに取り組みます。
- 市民・事業者・市民活動団体などとの連携により湧水の保全に努めます。

2 生態系に配慮した憩いの水辺づくり

- 大人も子どもも水と親しみ、憩うことができるよう、市民・事業者・市民活動団体などとの連携により河川・湧水・池などの水辺環境を整備します。
- 水辺の生きものの実態を把握し、多種多様な生きものが生息できる水辺づくりをすすめます。

3 良好な水質の保全

- 河川の水質を良好な状態に保つため、公共下水道の接続率向上や下水道整備対象区域外における浄化槽の適正管理など、生活排水対策をすすめます。
- 河川水質の調査や事業場の排水に関する検査・指導を適切に行います。

4 総合的な治水対策の推進

- 豪雨による浸水被害を軽減し水害から市民の命と財産を守るため、河川・水路・雨水管の整備を推進します。
- 河川や水路への雨水流出を抑制する対策をすすめます。



行政の役割

- ◇ 地下水の涵養に向けた取組の推進
- ◇ 生活排水や工場排水対策の推進
- ◇ 市民が憩い、多種多様な生きものが生息する水辺環境の整備
- ◇ 総合的な治水対策の推進



市民への期待

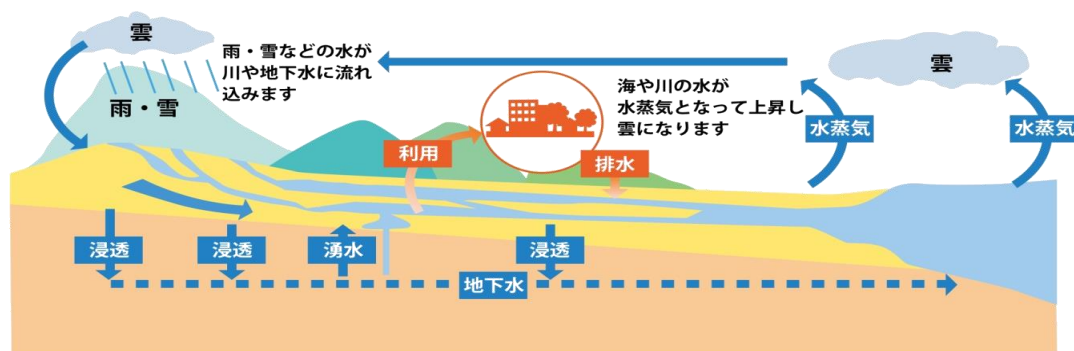
- ◇ 水と親しむ機会を持つ
- ◇ 源流域の森林・里山・農地・水辺（湧水）の保全に興味を持つ
- ◇ 川にごみを捨てない
- ◇ 雨水浸透施設を設置する

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
水辺に親しめる場所の数	128 か所 (平成 24 年度)	139 か所 (平成 28 年度)	146 か所
河川や湧水、水路など水辺の親水性の向上の度合いをはかる指標です。水に親しみ、憩うことができる水辺の増加を目指します。			
市内河川の水質基準点等における BOD の数値	—	2.0mg/ℓ 以下 (平成 28 年度)	2.0mg/ℓ 以下を維持

市内河川の水質の度合いをはかる指標です。国が定める環境基準値を維持することを目指します。

■水の循環



豊かなみどりの保全と活用

目指す姿

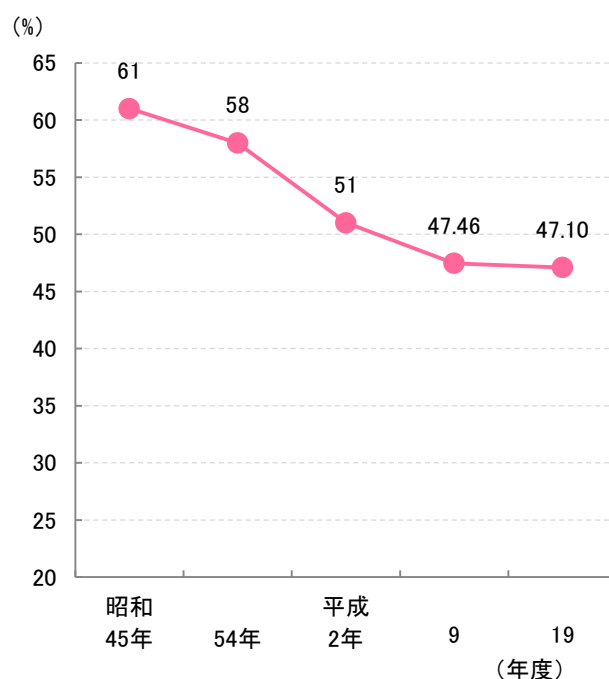
市民との協働により守られた豊かなみどりの中で人々が憩い、多種多様な生きものとふれあっています。そして、市民の誰もがみどりの多いまちに誇りを持っています。

現状・課題

- 平成28年の市政世論調査では、八王子市に住み続けたいと思っている市民は9割近くを占め、多くの人がある理由に自然の豊かさをあげています。
- みどりが失われる土地利用を防ぐため、みどりの保全のためのさらなる取組が必要です。
- 森林・水田・畑地などが一体となった「里山」は多種多様な生きものを育むとともに、人々の生活に多くの恵みを与え自然とともに暮らす独特の文化を育んできました。上川の里などで里山の保全と活用、啓発活動に取り組んでいます。
- 森林では間伐などの手入れが行き届かず、一部では荒廃がすすんでいるため、緑地保全活動にかかわる人材の育成と活用に努めています。今後も活動をさらに拡充していくことが求められています。
- 森林や里山などのみどりは、CO₂の吸収による地球温暖化防止や水源域としての水量の確保・水質の浄化作用だけでなく、多様な生態系を保全する機能も持っています。

データ

■ 樹林地率



関連する個別計画・条例

環境基本計画、みどりの基本計画、環境基本条例、緑化条例 など

5か年（平成25～29年度）の主な取組

- 金比羅斜面緑地を公有化
- 上川の里特別緑地保全地区を整備
- 親山里山保全体験講座を実施
- 全国都市緑化はちおうじフェアを開催
- 緑地保護地区の土地所有者に指定協力金を助成

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 みどりの確保

- 水源涵養や景観形成など、みどりの持つ多様な機能を踏まえ適切な保全に努めます。
- 斜面緑地保全区域・緑地保護地区の指定や公有化などにより、市街地周辺の良いみどりの保全をすすめます。

2 みどりの適切な管理と活用

- 市民・事業者・市民活動団体などとの連携により森林・里山の管理をすすめ、みどりの持つ多様な機能を高めます。
- 森林や里山を市民の環境学習や憩いの場として活用します。
- 高尾山及び周辺地域について、関係機関と連携し利用環境の整備や啓発を行うことで適切な保全に努めます。

3 人と多種多様な生きものとの共生

- 多種多様な生きものや生態系が存在する生物多様性の大切さを啓発し、市民の理解と関心を高めます。
- 動植物の実態を把握し、人と自然が共生しながら多種多様な生きものが生息できる環境を保全します。



行政の役割

- ◇市街地周辺や森林・里山のみどりの保全の推進
- ◇森林・里山の管理と活用の推進
- ◇生物多様性の啓発とそのための環境保全



市民への期待

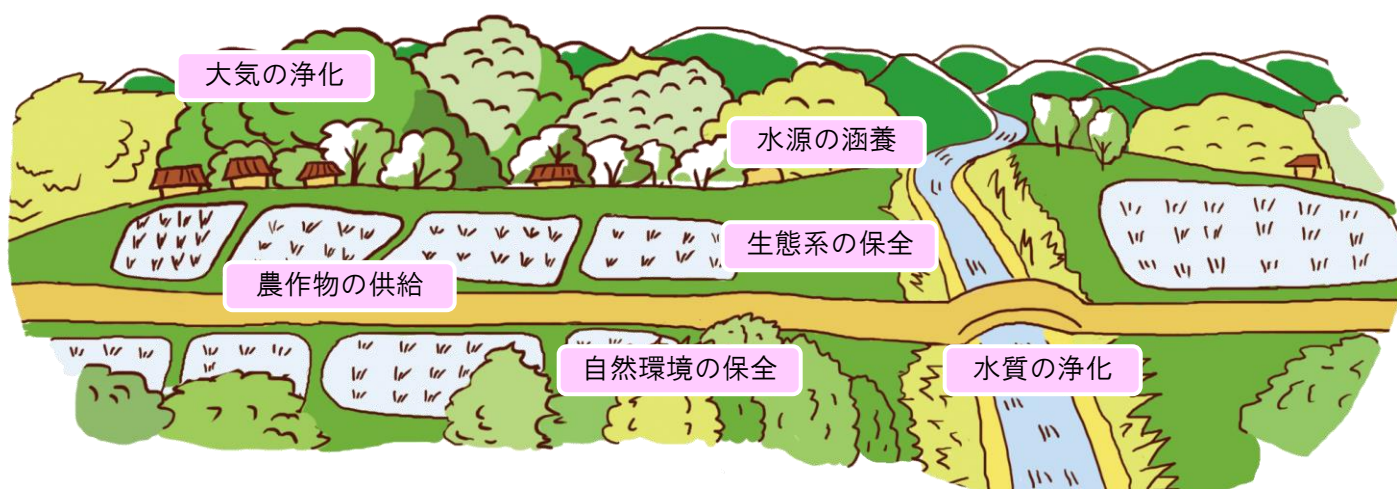
- ◇みどりの機能を理解する
- ◇みどりと親しむ機会を持つ
- ◇みどりの保全活動に参加する
- ◇森林や里山にごみを捨てない

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
保全の対象とした緑地面積	149.1ha (平成 23 年度)	149.9ha (平成 28 年度)	185ha

みどりの保全への取組の度合いをはかる指標です。緑地保護地区の指定などにより保全した緑地の面積を、今後 5 か年で約 35ha 増加させることを目標とします。

■里山の機能



安全で良好な生活環境の保全

目指す姿

大気汚染や有害化学物質などによる暮らしへの影響を未然に防ぎ、適切に下水道の維持向上をはかることで、誰もが安全で良好な生活環境の中で暮らしています。

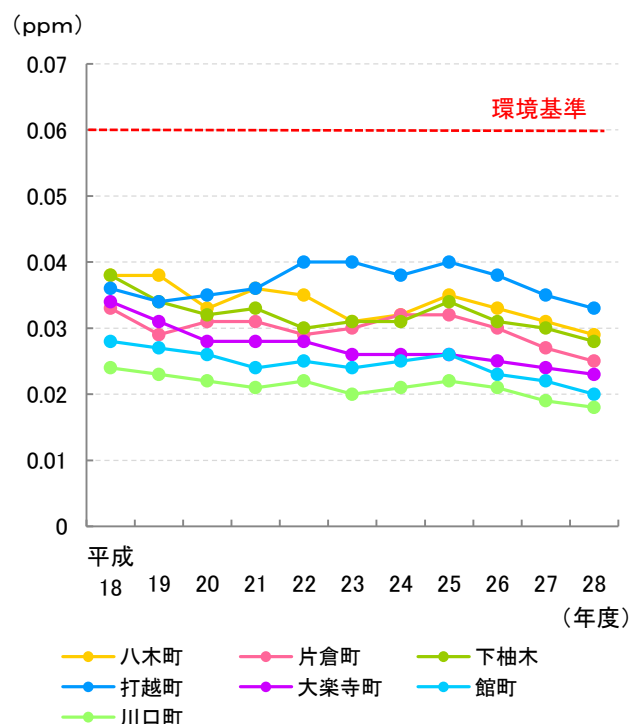
現状・課題

- 環境汚染の対策については、事業者などへの規制・指導や環境監視により市民の生活環境の保全をはかってきました。今後も引き続き、大気汚染防止法などにに基づき、さらにきめ細かな規制・指導が必要です。
- 騒音・振動については、公害の中でも市民の生活環境に密接に関連しており、様々な発生源への対応が課題になっているため、今後も引き続き工場や事業場などへの指導が必要です。
- 生活環境については、「悪臭」や「空閑地の適正管理」に対応してきましたが、敷地内に大量のごみが放置されるなどの問題が発生しています。
- 全市域で下水道が整備されたことにより都市機能が向上しました。一方で、整備開始から50年以上が経ち、施設の適切な維持管理が重要になっています。



データ

■大気中の二酸化窒素（NO2）測定結果



関連する個別計画・条例

環境基本計画、水循環計画、環境基本条例、
八王子市民の生活環境を守る条例 など

5か年（平成25～29年度）の主な取組

- 市民・事業者と協働で喫煙マナーアップキャンペーンを実施
- 敷地内に大量のごみが放置される課題に関する研修を実施
- 老朽化した下水道管の長寿命化を実施
- 北野処理区分流区域を東京都が管理する流域下水道に編入

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 大気汚染の防止対策

- 工場・事業場に対するばい煙の規制指導などを適切に行うとともに、光化学スモッグ発生抑制に向けて関係機関と連携して対応します。
- 自動車排出ガスの低減をはかるため、自動車交通の円滑化や低公害車の普及促進などに取り組みます。

2 有害化学物質などの適正管理

- 有害性のある多種多様な化学物質について、工場・事業場に対する適正管理などの規制指導を行います。

3 騒音・振動の防止対策

- 工場・事業場などに対する騒音・振動の規制指導を適切に行います。

4 良好な生活環境の確保

- 身近な生活環境を守るため、ハチの巣の駆除や空閑地への対応など地域と連携しながら適切な対策をすすめます。
- 環境美化について、市民の意識の向上や地域における活動の推進に努め清潔な生活環境を確保します。
- 放射線量については、市民の不安を解消するために、定期的な測定を実施し、情報提供を行います。

5 下水道機能の維持向上

- 市民の快適な生活と河川の水質を確保する下水処理を適切に行います。
- 下水道管の長寿命化を計画的にすすめます。
- 安定的かつ効率的に下水道事業を運営するため、市が単独で処理している公共下水道については、都が運営している多摩川流域下水道への編入をすすめます。



行政の役割

- ◇ 大気汚染軽減に向けた低公害車の普及促進
- ◇ 工場・事業場に対する適切な規制指導
- ◇ 身近な生活環境の保全
- ◇ 適切な下水処理の実施



市民への期待

- ◇ 公共交通の利用やエコドライブを心掛ける
- ◇ ごみのポイ捨てをしない
- ◇ 台所で油を排水として流さない
- ◇ 隣人に配慮した生活を心掛ける

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
生活環境が以前と比べ良いと感じている市民の割合	53.1% (平成 23 年度)	40.7% (平成 28 年度)	60%
生活環境（水・みどり・ごみ・大気・騒音・振動など）についての向上の度合いをはかる指標です。5人に3人の方が以前と比べよくなったと感じていることを目標とします。			
光化学オキシダント「昼間の1時間値が0.06ppm以下の日数」（館町測定室）	—	273日 (平成 28 年度)	285日
大気汚染の原因となる光化学スモッグの発生状況をはかる指標です。国が定める環境基準値を維持する日数の増加を目指します。			

基本構想

平成 24 年 12 月 19 日議決



1 基本構想の趣旨

この構想は、首都圏西部の中核的都市である八王子市が、将来を見据えたまちづくりの目標を定めるとともに、その実現に向けて、総合的かつ計画的にすすめる市政運営の基本となるものです。

ここに掲げるまちづくりの基本理念と都市像は、本市を自立した都市として発展させていくための基本的な運営指針であるとともに、あらゆる市民の諸活動のよりどころとなるものです。

2 まちづくりの基本理念

**人とひと、人と自然が響き合い、
みんなで幸せを紡ぐまち八王子**

私たちのまち八王子は、四季の変化に富み美しい夕焼けに映える高尾・陣馬の山並みや、清らかな源流を集めて流れる浅川などの自然に育まれ、古くから交通の要衝として多彩な人々が交流し、先人たちが知恵を重ねながら発展してきました。

私たちは、この豊かな自然と歴史を次世代に継承し、そして人々が支えあい、信頼の絆でつながり、生きる喜びを感じられる新たな時代に向けてまちづくりの基本理念を定めました。

この基本理念のもと、市民と行政が互いの役割と責任ある行動により豊かな地域社会を築く協働のまちづくりをすすめ、活力あふれる自立都市の実現を目指します。

3 都市像（私たちが目指すまち）

まちづくりの基本理念に基づき、主要な政策別に次のとおり6つの都市像を定めます。

みんなで担う公共と協働のまち

健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

活き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち

安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち

一人ひとりが育てる、人と自然が豊かにつながるまち

「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」



4 都市像(私たちが目指すまち)実現のための基本方針

(1) みんなで担う公共と協働のまち

八王子市は、人とひととのつながりが育まれ、誰もが生きがいを感じられるまちづくりをすすめます。そのため、市民と行政の相互理解のもと、それぞれの役割と責任により協働することを行政運営の基本としながら、住民自らが住みよいまちづくりを行えるよう、地域コミュニティ活動を活性化させていきます。

また、持続可能な行財政運営により「私たちが目指すまち」を計画的に実現していきます。

① 市民自治の推進



幅広い世代の誰もが地域活動に気軽に参加でき、住民同士がつながりを育み、生き活きと活動できるよう、地域コミュニティ活動を支援します。

また、市民の市政への主体的な参加を促進するため、参加しやすい環境整備をすすめ、様々な市民や団体の特性を活かした市民協働をさらにすすめていきます。

② 市民が納得できるサービスの提供

市民との協働のまちづくりをすすめていくために、広報・広聴活動を充実するとともに ICT（情報通信技術）の活用などにより、市民が市政情報や政策課題を共有できる仕組みを整え、行政との相互理解を深め、市民が納得できるサービスの向上に努めます。



③ 地方分権時代にふさわしい行財政運営の推進

自立した都市の実現に向け、地域の特性を活かし市民ニーズに応える地方分権を積極的にすすめます。また、財政規律に基づいた健全な財政運営と、社会情勢の変化に対応した効果・効率的な行政運営に取り組み、「私たちが目指すまち」を計画的に実現していきます。

(2) 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

互いに人権を尊重し、平和で心豊かに暮らせる社会の実現と、誰もが住み慣れた地域でともに支えあい、活き活きと安心して暮らせる地域福祉の向上を目指したまちづくりをすすめます。

また、市民が生涯を通じて健康を維持・増進できるよう、保健・医療・福祉施策の充実に努めます。

① 誰もが心豊かに暮らせる市民生活の推進



一人ひとりの人権が尊重され、互いに個性と能力が発揮でき、誰もが平和で心豊かに暮らせる社会を目指します。

また、市民が安心して日常生活を送れるよう、暮らしの相談・支援の充実に努めます。

② 誰もが生きがいを持ち安心できる地域づくり

地域の幅広い世代の様々な人々が交流し、支えあうことで、生きがいを感じることができ、高齢者・障害者やその家族が住み慣れた地域でともに安心して暮らせる地域福祉を推進します。



③ 保健医療の充実



市民が生涯を通じて自ら健康づくりに取り組み、住み慣れた地域で心身ともに健康で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の連携を強化し、保健医療の充実に努めます。

(3) 活き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち

家庭・地域・学校がともに手を携え、子どもの成長を支えることで、子育て家庭や周囲の人々も活き活きと暮らせるまちづくりをすすめます。

学校では、子どもたちが意欲を持って学び、豊かな社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長できるよう、学校教育を充実していきます。

また、市民の誰もがスポーツや学びを通して豊かなつながりを育んでいけるよう、生涯学習を推進していきます。さらに、文化の振興をはかるとともに、次世代へ継承していきます。

① 全ての子どもが健やかに育つ地域づくり



安心して子どもを生み、育てやすい環境を整え、子どもが心身ともに健やかに成長できる子育て・子育て支援の充実に努めます。

また、子どもが地域の様々な人々とかかわることで多様な価値観を学び成長できるよう、地域で子どもを育てる環境づくりをすすめます。

② 未来をひらく子どもを育てる教育

児童・生徒一人ひとりに向き合った指導により、子どもたちが意欲を持って学び、活き活きと学校生活を送れるよう努めます。

また、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちを育むとともに、学校が持つ教育資源を活用し、地域活動を行うきっかけとなる学校づくりをすすめます。

③ 学びを活かせる生涯学習の推進

誰もが、いつでも、どこでも学べ、学んだ知識や経験を地域で活かし、市民同士がつながりを育むことができる生涯学習環境の充実に努めます。

また、スポーツ・レクリエーションが生活の一部として定着し、市民が生涯を通じて健康で活き活きと暮らせるよう、スポーツ・レクリエーションの場や機会の充実に努めます。

④ 未来につながる文化の継承と創造

市民同士が文化活動の輪を広げ、新たな文化を育んでいけるよう、市民文化の振興をはかります。

また、誰もが八王子に誇りと愛着を感じられるよう、伝統文化にふれる機会の充実に努め、市民とともに歴史と伝統文化を次世代へ継承していきます。

さらに、市民が多様な国と地域の文化を理解し、新たな交流につなげていく文化交流を推進していきます。



(4) 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

豊かな自然や歴史的景観などの恵まれた財産や交通の要衝としてのポテンシャルを活かした持続可能な社会の実現を目指し、快適に暮らせるまちづくりを市民とともにすすめます。

また、都市の防災機能を強化するとともに、環境にやさしく安全で利便な都市型交通網を整備し、首都圏西部の中核的都市にふさわしい都市機能の拡充をはかります。

① 自然と共生し地域の多様性を活かしたまちづくり



高齢化の進展や人口減少など社会情勢の変化を見据えた、持続可能なまちづくりを計画的にすすめるとともに、地域の活力と魅力の創出に資する国・都の未利用地の利活用や主要駅周辺整備により、にぎわいを創出していきます。

また、良好な都市景観の形成を推進し、誰もが快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりや身近に緑を感じられる都市緑化に取り組みます。

② 地域力を活かした安全で安心なまちづくり

災害から市民の生命や財産を守るため、災害に強い都市基盤整備を計画的にすすめていくとともに、大規模災害に迅速かつ的確に対応するため、関係機関との連携など防災体制を整えます。

また、市民が安全で安心して日常生活を送ることができるよう、自助・共助体制を整え、地域の防災・防犯機能を強化します。



③ 快適で人にやさしい交通環境づくり



利用者の利便性の向上や交通渋滞を緩和するために、道路交通網などの整備を計画的にすすめるとともに、自動車から公共交通への利用転換を推進します。

また、安全な道路環境の整備をすすめ、交通安全対策の充実に努めるとともに、環境負荷の少ない自転車への転換を推進します。

(5) 魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち

交通の要衝として発展してきた八王子は多くの産業資源を有しています。これらを活かして産業が多様に結び付き、さらに発展できるよう支援し、地域産業の振興に努めます。また、新たな産業の創出や高度技術の集積化などを推進するとともに、自然に恵まれた八王子独自の地域資源を活かし、首都圏西部の産業・経済の拠点としてにぎわいのあるまちづくりをすすめます。

① 地域経済を支える産業の振興



産業を担う人材を育成するとともに、市や産業支援機関などの持つ強みを相互に活かし、多様な産業が広域的に結び付き発展していけるよう、産業振興の体制を強化していきます。

また、中小事業者支援や企業誘致を推進し、地域経済を活性化させていきます。

さらに、雇用・就労を支援し、安心して働くことができる労働環境を整備していきます。

② まちの活力を創出する産業

製造業や情報通信産業の発展に向け、産学連携や企業同士の連携促進などにより経営基盤の強化や新技術開発などを支援していきます。

また、起業者に必要とされるノウハウの提供や環境・医療・介護などの新産業分野に取り組む事業者に対する技術的課題の解決などに向け取り組んでいきます。



③ まちの魅力を向上させる産業



地域づくりを支える商店街の振興支援を行い、にぎわいのある中心市街地を形成していくとともに、恵まれた地域資源を活かした観光産業の振興をはかります。

また、地産地消を推進するなど都市型農業の確立に努めるほか、地域の名産品の発掘や開発を促進します。

(6) 一人ひとりが育てる、人と自然が豊かにつながるまち

私たちの生活が自然の恵みにより支えられてきたことを再認識し、地球環境にやさしい社会への転換をはかるとともに、この豊かな自然を次世代へ継承していくため、市民・事業者・行政がともに自らできることを実践し、人と自然が共生した環境負荷の少ないまちづくりをすすめます。

① 一人ひとりが考え、ともに守る環境



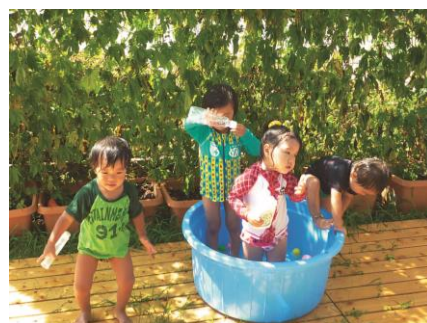
自然とのふれあいを通して、大人も子どもも自然環境を守ることの大切さを学び、行動につなげられる機会の充実に努めます。

また、市民・事業者などの様々な団体が連携した地域における環境保全活動を推進します。

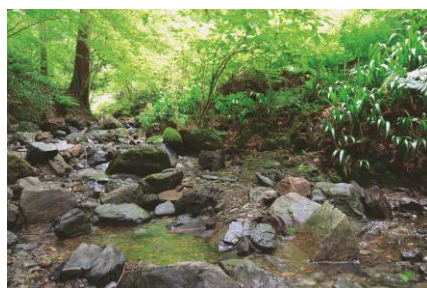
② 環境負荷の少ないまちづくり

市民一人ひとりが地球環境にやさしい生活スタイルへの転換をすすめていくとともに、事業者・大学などとの連携により、CO₂排出量の削減や再生可能エネルギーの普及促進に努めます。

また、ごみの発生抑制や資源としての有効利用に取り組み、市民・事業者と一体となって循環型社会を構築していきます。



③ 自然と共生した安全で快適な環境



人と自然が共生する社会を築くため、健全な水循環の再生に努め、みどりを保全していくとともに、大人も子どもも自然に親しみ、憩うことができる環境づくりをすすめます。

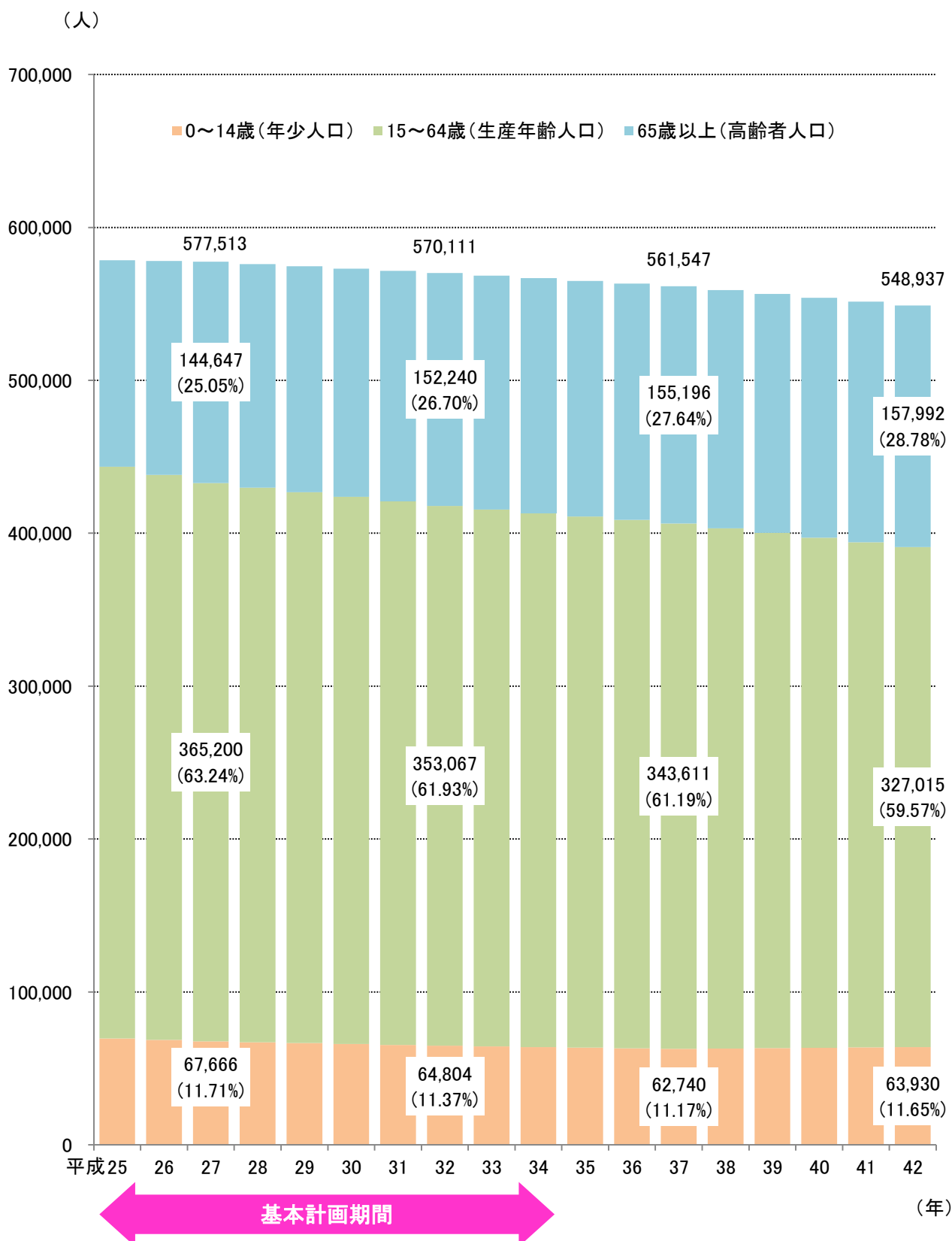
また、安全で良好な生活環境を守るため、環境汚染の対策などに取り組みます。



付属資料

1 人口の推移

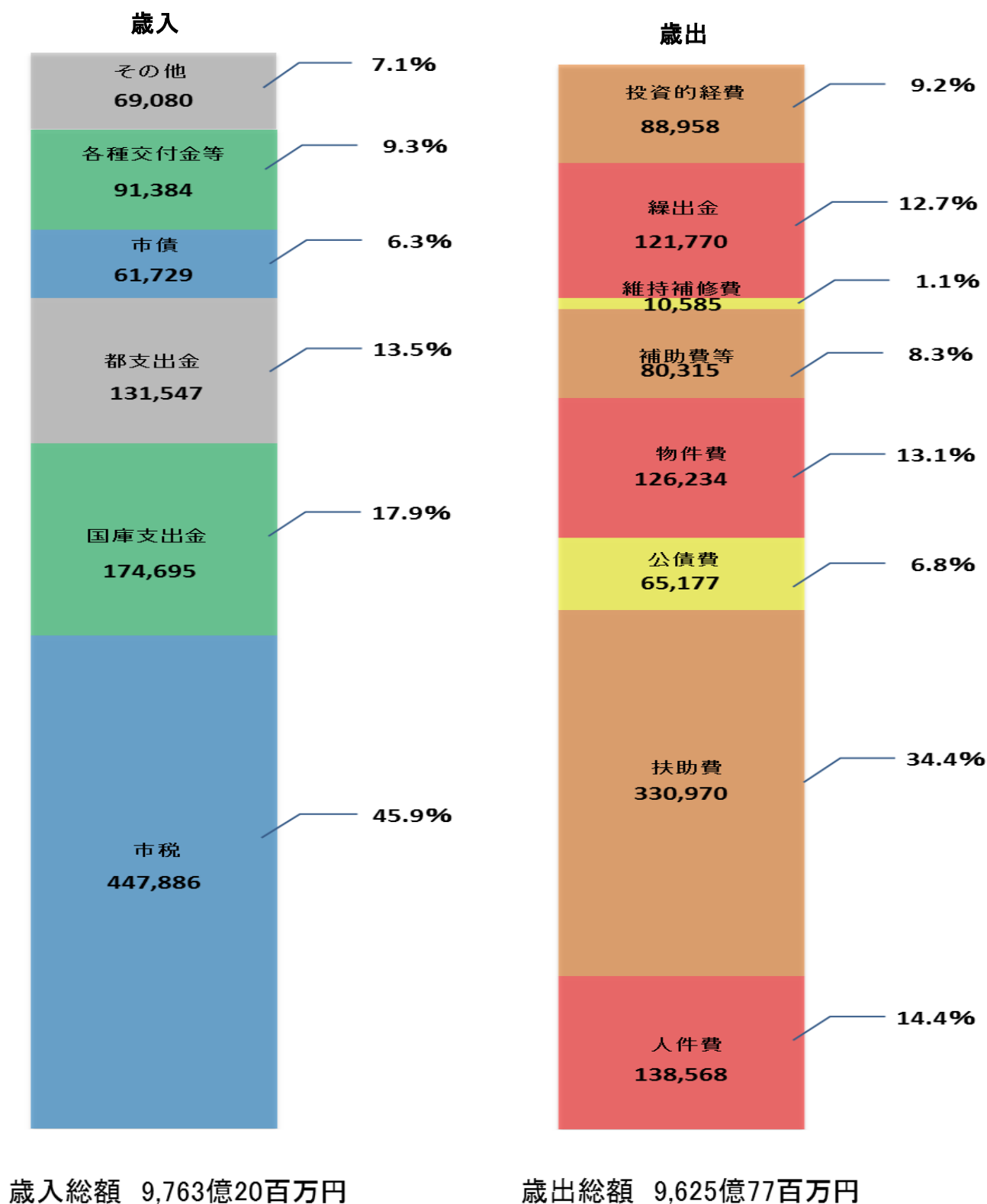
■ 年齢3区分別人口推移（平成27年国勢調査を基に推計）



2 財政状況（平成 25～29 年度（2013～2017 年度））

■ 基本計画 前半 5 か年の財政状況（単位：百万円）

※ 平成 25～28 年度は決算額、29 年度は 2 月補正後予算額



3 中期財政計画(平成30～34年度(2018～2022年度))

計画策定の目的

- 5年間における歳入歳出の見通しを立てることで、財政収支の均衡及び今後の財政運営の健全性を確保するとともに、「八王子ビジョン2022」に掲げる施策を財政面から位置付ける。
- 「八王子ビジョン2022 アクションプラン」の策定及び予算編成における指針とする。

■ 歳入（一般会計）

(単位 百万円)

歳 入	アクションプラン（平成30～32年度実施計画）			33年度 (2021)	34年度 (2022)
	30年度 (2018) 当初予算	31年度 (2019)	32年度 (2020)		
市税	89,859	89,881	89,723	88,648	89,145
税外収入	13,802	14,199	16,712	17,055	17,055
地方交付税	4,760	4,560	3,860	4,560	4,260
国庫支出金	37,759	38,811	39,474	43,972	39,284
都支出金	27,088	27,218	27,988	29,837	28,380
基金繰入金	2,808	5,426	326	1,826	2,426
財政調整基金繰入金	1,600	3,600		1,500	1,000
市債	13,939	22,526	15,919	20,033	15,849
臨時財政対策債	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100
その他	10,885	9,346	9,347	9,347	9,346
計	200,900	211,967	203,349	215,278	205,745

前提条件等

- ・ 市税……………税目毎に課税客体を適正に把握し、収入率の維持向上を図る。
- ・ 税外収入……………税制改正による影響額を反映。地方消費税交付金については、平成31年10月（2019年10月）の消費税率改定により見込む。
- ・ 地方交付税……………普通交付税については、市税や税外収入を反映。
- ・ 国・都支出金……………現行の制度が継続されるものとして、平成30年度（2018年度）当初予算額を基本として扶助費や投資的経費の変動を見込み推計した。
- ・ 市債……………投資的経費の変動を見込み推計した。また、借入れにあたっては、交付税措置のある市債を優先的に活用する。なお、臨時財政対策債については、平成31年度（2019年度）までの措置となっているが、平成13年度（2001年度）の開始以降、継続的に延長されている状況を鑑み、平成32年度（2020年度）以降も継続することを想定し見込む。

■ 歳出（一般会計）

（単位 百万円）

歳 出	アクションプラン（平成30～32年度実施計画）			33年度 (2021)	34年度 (2022)
	30年度 (2018) 当初予算	31年度 (2019)	32年度 (2020)		
義務的経費	111,797	111,973	112,607	114,110	115,360
人件費	28,264	27,630	27,313	27,191	26,893
扶助費	70,730	71,579	72,653	73,743	74,849
公債費	12,803	12,764	12,641	13,176	13,618
投資的経費	21,011	33,914	24,299	34,584	23,544
繰出金	24,202	24,199	24,361	24,501	24,759
その他	43,890	41,881	42,082	42,083	42,082
計	200,900	211,967	203,349	215,278	205,745

前提条件等

- ・人件費……………職員給（退職手当含む）については、平成30年度（2018年度）の職員数及び年齢構成を維持するものとして推計した。
- ・扶助費……………現行の制度が継続されるものとして、決算推移を基に推計した。
- ・投資的経費………平成30年度（2018年度）時点で着手している大規模事業の進捗見込を基に推計した。
- ・繰出金……………繰出し基準に基づき、決算推移を基に推計した。

■ 基金及び市債残高（全会計）

（単位 百万円）

区 分	30年度末 (2018年度末)	31年度末 (2019年度末)	32年度末 (2020年度末)	33年度末 (2021年度末)	34年度末 (2022年度末)
基 金（一般会計）	20,574	15,685	15,757	14,618	12,580
財政調整基金	8,864	5,275	5,286	3,798	2,809
公共施設整備保全基金	5,205	5,505	5,805	6,105	5,005
八王子駅周辺整備基金	3,414	2,917	2,920	2,923	2,926
高尾駅周辺整備基金	2,214	2,216	2,218	2,220	2,222
市 債（一般会計）	132,383	143,323	148,015	156,414	160,390
参 基金（全会計）	23,447	17,838	17,027	15,888	13,850
考 市債（全会計）	197,927	205,117	206,353	211,891	213,265

※各年度とも決算剰余金等による基金への積立は反映していない。

財政の健全性の確保

●事務事業の見直し

事務の効率化によるコスト削減はもとより、行政コスト計算書により明らかにした人件費を含む総事業費の徹底した見直しを継続することにより、適切な市民サービスを提供する。

●補助金等の見直し

各補助金の評価基準を定めた上で、交付期間に目標達成時期（終期）を設定することで廃止や統合を含めた見直しを行う。

●市有財産の適正な管理・運用

固定資産台帳の整備により明らかになった市の所有する資産について、有効活用を進めるとともに、公共的利益の見込めない土地の売却を促進する。

4 貸借対照表

■ 全体貸借対照表（平成 34 年度（2022 年度）末見込）

（単位 百万円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	1,067,174	固定負債	226,590
有形固定資産	1,036,038	市債	196,140
無形固定資産	7,469	長期未払金	7,098
投資その他の資産	23,667	退職手当引当金	23,260
		損失補償等引当金	-
流動資産	10,629	その他	92
現金預金	5,114	流動負債	21,059
未収金	2,621	市債	17,125
短期貸付金	82	未払金	1,488
基金	2,813	未払費用	122
棚卸資産	-	前受金	-
その他	2	前受収入	-
徴収不能引当金	△ 3	賞与等引当金	1,836
		預り金	390
		その他	98
		負債合計	247,649
		【純資産の部】	
		純資産合計	830,154
資産合計	1,077,803	負債及び純資産合計	1,077,803

前提条件等

- ・ 会計基準………現行の会計基準が継続する前提で推計した。よって、平成 32 年度（2020 年度）から実施される下水道事業特別会計の地方公営企業法適用による影響額は考慮していない。
- ・ 有形固定資産……現有資産の減価償却を見込んだうえで、平成 30 年度（2018 年度）時点で着手している大規模事業の進捗見込を基に、今後の資産増加額及び増加資産の減価償却費を反映し推計した。
- ・ 基金………中期財政計画における基金残高（全会計）を反映した。
- ・ 市債………中期財政計画における市債残高（全会計）を反映した。

■ 平成 28 年度（2016 年度）決算との比較

（単位 百万円）

科目	28年度 (2016)	34年度 (2022)	増△減	科目	28年度 (2016)	34年度 (2022)	増△減
【資産の部】				【負債の部】			
固定資産	1,070,593	1,067,174	△ 3,419	固定負債	216,311	226,590	10,279
有形固定資産	1,036,699	1,036,038	△ 661	市債	185,861	196,140	10,279
投資その他の資産	26,425	23,667	△ 2,758	流動負債	22,057	21,059	△ 998
基金	13,795	11,037	△ 2,758	市債	18,123	17,125	△ 998
その他	13,795	11,037	△ 2,758	負債合計	238,368	247,649	9,281
流動資産	20,258	10,629	△ 9,629	【純資産の部】			
基金	12,442	2,813	△ 9,629				
財政調整基金	12,438	2,809	△ 9,629	純資産合計	852,483	830,154	△ 22,329
資産合計	1,090,851	1,077,803	△ 13,048	負債及び純資産合計	1,090,851	1,077,803	△ 13,048

※増減のある項目のみを抜粋して掲載しています。

資産が減少し、負債が増加する要因

市債発行の原則は、投資的経費の範囲内で発行し、耐用年数の範囲内で償還することです。そのため、有形固定資産が減少する場合は、市債も減少することになります。しかし、市債に含まれる臨時財政対策債は、本来国税 4 税の法定率により普通交付税として交付されるべきものが、財源不足により、例外的に代替財源として発行するものであるため、資産との連動性がなく、資産が減少しても負債が増加する要因になっています。（本市は、臨時財政対策債はあくまで例外措置と捉えており、国税の法定率引き上げにより普通交付税として交付されるよう国に要望しています。）

資産と負債の関係性を示す貸借対照表において、資産と連動しない臨時財政対策債を市債に計上しない考えもあります。しかし、国の示す統一的な基準において、臨時財政対策債は市債に計上することとされているため、本市も同様に計上しています。なお、仮に臨時財政対策債を市債に計上せず純資産に含めた場合、下表の通りになります。

臨時財政対策債を市債に含めない場合

（単位 百万円）

科目	28年度 (2016)	34年度 (2022)	増△減	科目	28年度 (2016)	34年度 (2022)	増△減
【資産の部】				【負債の部】			
固定資産	1,070,593	1,067,174	△ 3,419	固定負債	179,788	174,736	△ 5,052
有形固定資産	1,036,699	1,036,038	△ 661	市債	149,338	144,286	△ 5,052
投資その他の資産	26,425	23,667	△ 2,758	流動負債	20,551	17,815	△ 2,736
基金	13,795	11,037	△ 2,758	市債	16,617	13,881	△ 2,736
その他	13,795	11,037	△ 2,758	負債合計	200,339	192,551	△ 7,788
流動資産	20,258	10,629	△ 9,629	【純資産の部】			
基金	12,442	2,813	△ 9,629				
財政調整基金	12,438	2,809	△ 9,629	純資産合計	890,512	885,252	△ 5,260
資産合計	1,090,851	1,077,803	△ 13,048	負債及び純資産合計	1,090,851	1,077,803	△ 13,048

5 中核市の権限を活用した主な取組

福祉

- 社会福祉審議会の中に地域福祉、民生委員審査、高齢者福祉、障害者福祉および児童福祉の5専門分科会を設置し、各分野を横断的に審議
- 身体障害者手帳交付期間を1か月半から2週間に短縮
- 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等の施設職員の虐待防止研修の受講や成年後見制度の活用支援を条例で義務付け
- 未届施設に対し、現地訪問等の調査を行い未届有料老人ホームとして特定した場合届出を促す
- 民生委員・児童委員の推薦から委嘱までの期間を3か月から1か月に短縮
- 介護・高齢施設等、障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等の実地検査・集団指導を実施
- 条例で保育園の職員数を東京都の基準より多く設定
(3歳児15人(都20人)につき1人以上・4歳児27人(都30人)につき1人以上)

保健衛生

- 市条例で遵守事項として、犬の飼い主に対し排せつ物処理、猫の飼い主に対して室内飼養の努力義務を規定
- 動物愛護推進協議会の設置、運営
- 小児慢性特定疾病の審査会を設置し、本市の実情に則した審査を実施

消費生活

- 商店などにおいて、取引や証明に使用する計量器(はかり)の検査や商品の内容量の検査を行い、適正な計量に関する啓発を実施

教育

- 小・中学校の初異動教員に対し、八王子の地域別の特色、歴史・文化を知るための地域理解・教材化研修を実施
- 小・中学校の教員を対象とした、指導力パワーアップ研修において、大学や外部機関等と連携した研修、全教科・全職層を対象とした講座を実施
- 発掘された埋蔵文化財を警察署長から受領し、文化財として認定

都市計画

- 開発行為について、地域に精通した職員が現場調査を通して、現地の地形や地域特性を考慮した指導を実施
- 屋外広告物の許可期間を2週間から1週間に短縮
- 景観計画重点地区とその周辺地域で実態調査を行い、条例に違反している屋外広告物に対する指導を実施
- 景観計画重点地区である高尾駅北口地区の「屋外広告物地域ルール」を策定
- 市街化調整区域の沿道集落地区の活力向上に向けた適正な土地利用に関する条例を制定

環境

- 産業廃棄物処理業者への立ち入り検査・指導を実施
- 産業廃棄物の不適切な処理や保管現場を調査
- 産業廃棄物処理基準違反業者へ指示書を交付
- 廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を改定し、廃棄物処理施設設置許可に際し住民説明会開催を義務付け
- 「高尾100年の森」を「体験の機会のある場」として認定
- 「地球温暖化防止活動推進センター」を地球温暖化防止活動の拠点として指定

6 目標設定一覧（各施策の指標と目標値）

※は今回の改定で追加・変更した指標

都市像	施策	指標名	策定時の値		現状値		目標値
							34年度 (2022年度)
第1編 みんなで担う公共と協働のまち	1	隣近所や地域と交流やつながりがあると感じている市民の割合	23年度	49.3%	28年度	46.2%	70%
		町会・自治会加入率	24年度	63.2%	28年度	58.9%	70%
		市民センターの利用率※	－	－	28年度	59.7%	65%
		地域活動に携わっている「はちおうじ志民塾」卒業者の割合※	－	－	28年度	53.5%	70%
	2	市民との協働による事業実施の割合	23年度	75.8%	28年度	80.8%	85%
		市民協働でまちづくりをすすめていると感じている市民の割合	23年度	25.7%	28年度	56.9%	70%
		「市民協働によるまちづくり」に参加している市民の割合※	－	－	28年度	10.9%	15%
		大学等と本市との連携・協力事業数※	－	－	28年度	250件/年間	328件/年間
	3	市政情報が適切に分かりやすく提供されていると感じている市民の割合	22年度	28.8%	28年度	43.4%	60%
		八王子の魅力を積極的に友人・家族等に勧めたいと思う市民の割合※	－	－	28年度	50	60
	4	行政手続きにおいてICTが利用されている割合	23年度	25%	28年度	43.3%	60%
		窓口での手続きが分かりやすく利用しやすいと感じている市民の割合	23年度	76.4%	28年度	66.9%	85%
	5	地方分権改革に関する提案募集制度や国家戦略特区の提案などを行った件数※	－	－	28年度	7件 (累計)	20件 (累計)
	6	全体貸借対照表における世代間の負担割合(負債と純資産の割合)※	24年度	1:3	28年度	1:3.6	1:3
	7	研修で学習した、知識・スキル・考え方を業務に活かすことができたと実感できた職員の割合※	－	－	28年度	95.1%	100%
第2編 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支	8	平和に関する事業への参加者数	24年度	6,090人/年	28年度	6,492人/年	10,000人/年
		仕事と生活の調和(ワークライフバランス)を実現している市民の割合	24年度	17.8%	28年度	39.3%	43%
	9	相談の機会が充実していると感じている市民の割合	23年度	51.1%	28年度	50.2%	60%
		生活困窮者の新規相談受付件数※	－	－	28年度	1,140件	1,500件
	10	就労による保護廃止世帯数※	－	－	28年度	149世帯/年	150世帯/年 を維持
	11	地域での交流や活動を通して生きがいを感じている高齢者の割合	23年度	43.3%	28年度	46.9%	60%
		近所に相談相手がいる市民の割合	23年度	16.7%	28年度	18.2%	30%
		高齢者ボランティア・ポイント制度登録者数※	－	－	28年度	2,288人	3,600人

都市像	施策	指標名	策定時の値		現状値		目標値
							34年度 (2022年度)
第2編 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち	12	障害者に対して理解や配慮をしている市民の割合	22年度	27%	28年度	73.4%	80%
		障害者が外出した際の満足度	23年度	69.6%	28年度	71.4%	80%
	13	介護保険サービス利用者の満足度	23年度	82.8%	28年度	85.4%	85%以上
		高齢者あんしん相談センターの認知度	23年度	36.4%	28年度	51.4%	80%
		高齢者あんしん相談センターに寄せられた相談件数※	-	-	28年度	74,414件	100,000件
	14	健康維持・増進を心掛けている市民の割合	23年度	85.5%	28年度	87.7%	95%
		特定健康診査受診率	23年度	45.9%	28年度	43.9%	60%以上
		健康づくりサポーター登録者数※	-	-	28年度	64名	120名
		妊婦面談率※	-	-	28年度	66.1%	100%
	15	結核罹患率	23年度	16.2人/10万人・年	28年度	10.2人/10万人・年	9.9人/10万人・年
		食中毒発生件数	23年度	3件/年	28年度	6件/年	0件/年
	16	かかりつけ医を決めている市民の割合	23年度	75.3%	28年度	82.6%	85%
		中核病院新規外来患者数における紹介率※	-	-	28年度	74.6%	80%
第3編 活き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち	17	安心して子育てができていると感じている市民の割合	22年度	19.5%	28年度	47.1%	60%
	18	子どもたちが地域の人に見守られながら成長していると感じている市民の割合	22年度	32.7%	28年度	46.5%	60%
		子育て応援団Beeネットの登録者数	23年度	377人(累計)	28年度	492人(累計)	570人(累計)
		子ども家庭支援ネットワーク中学校区分科会の開催校数※	-	-	28年度	22校	37校(全校区)
	19	意欲を持って授業に臨んでいる児童・生徒の割合	22年度	80.7%	28年度	88.2%	95%
		不登校児童・生徒数及び出現率※	-	-	28年度	498人/年(1.2%)	340人/年(0.85%)
	20	学校と地域が協力して子どもを育てていると感じている市民の割合※	-	-	28年度	39.1%	60%
		学校と地域が連携して行う取組の数	23年度	29,481回/年	28年度	56,281回/年	62,700回/年
	21	子どもたちに対し適切に教育できる環境となっていると感じている保護者の割合	23年度	76.4%	28年度	80.8%	90%
	22	生涯学習活動をしている市民の割合	23年度	71.3%	28年度	60.7%	90%
		生涯学習活動の成果を地域活動に活かしている市民の割合	22年度	11.1%	28年度	9.3%	40%
	23	週1回以上運動をしている成人の割合	23年度	29.9%	28年度	60.3%	67%
		総合型地域スポーツクラブの数	23年度	19団体	28年度	20団体	27団体

都市像	施策	指標名	策定時の値		現状値		目標値
							34年度 (2022年度)
第3編 育むまち、学びが豊かな心を	24	定期的に文化芸術活動に参加している市民の割合	23年度	56.2%	28年度	43.6%	60%
	25	1年間のうちに伝統行事に参加したことがある市民の割合	22年度	23%	28年度	48.4%	50%
		文化財関連施設の利用者数	23年度	37,347人/年	28年度	93,661人/年	100,000人/年
	26	市や八王子国際協会が開催する事業への参加者数	23年度	7,496人/年	28年度	7,962人/年	9,700人/年
		海外友好交流都市を知っている市民の割合※	-	-	28年度	38.6%	50%
第4編 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち	27	八王子の景観への市民評価度	23年度	37.2%	28年度	48.7%	60%
		住み続けたいと思う市民の割合	23年度	88.9%	28年度	87.5%	92%
	28	市民1人当たりの都市公園面積	23年度	11.48㎡	28年度	12.16㎡	12.5㎡
		誰もが安全で快適に暮らせるまちになっていると感じている市民の割合	22年度	22.7%	28年度	34.9%	40%
	29	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率	24年度	81.7%	28年度	89.6%	96.6%
		下水道の耐震化率	24年度	34%	28年度	67.9%	100%
	30	各家庭で災害時のための食料及び飲料水を備えている市民の割合	23年度	23.7%	28年度	24.1%	80%
		1年間のうちに防災訓練に参加したことがある市民の数	23年度	52,046人/年	28年度	70,503人/年	118,200人/年
	31	地域防犯リーダーの数(町会等当たり平均人数)	24年度	1人	28年度	1.7人	3人
	32	市内の道路が渋滞なく利用できていると感じている市民の割合	22年度	26.3%	28年度	26.6%	42%
		交通事故数	23年度	2,338件/年	28年度	1,636件/年	1,500件以下/年
		「交通の便」の満足度※	-	-	28年度	46.8%	51%
	33	自転車駐車場の利用率	24年度	83.3%	28年度	84.5%	90%
		市道整備割合	23年度	83%	28年度	83.7%	86%
	35	公共交通の利便性の満足度	24年度	50.9%	28年度	60.1%	67%
第5編 にぎわう魅力あるまち	36	市内の産業活動が活発に行われていると感じている市民の割合	23年度	25.1%	28年度	26.7%	40%
		法人市民税の納税義務者数の伸び率※	-	-	28年度	市0.01 (全国0.01) (指数)	全国の伸び率を上回る
	37	企業誘致制度により立地を支援した企業数	23年度	60件 (累計)	28年度	101件 (累計)	145件 (累計)
	38	就職率	23年度	22.3%	28年度	28.3%	33%
		「はちおうじ就職ナビ」掲載の中小企業等に就職した若者への奨励金交付認定者数※	-	-	28年度	167人(累計)	640人(累計)

都市像	施策	指標名	策定時の値		現状値		目標値
							34年度 (2022年度)
第5編 魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち	39	中小製造業の市内事業所数の伸び率	22年度	市0.96 (全国0.95) (指数)	27年度	市0.99 (全国0.97) (指数)	全国の伸び率を0.03上回る
	40	新設事業所数の伸び率	21年度	市0.42 (都0.36) (指数)	26年度	市2.96 (都3.49) (指数)	都全体の伸び率を0.08上回る
		「本気の創業塾」卒業後の創業率(過去5年間平均)※	—	—	28年度	36.2%	30%以上を維持
	41	年間商品販売額の伸び率	19年度	市0.95 (全国0.86) (指数)	26年度	市1.01 (全国0.87) (指数)	全国の伸び率を0.01上回る
		観光客数	23年度	602万人/年	28年度	793万人/年	849万人/年
	42	農業産出額	21年度	27億9,000万円/年	27年度	25億7,000万円/年	29億300万円/年
		認定農業者数※	—	—	28年度	106経営体	130経営体
第6編 一人ひとりが育てる、人と自然が豊かにつながるまち	43	日常生活において常に地球環境に配慮して暮らしている市民の割合	23年度	44.1%	28年度	50.1%	55%
		「エコひろば」における講座の受講者数※	—	—	28年度	9,939人	11,700人
	44	環境市民会議会員数	24年度	263人	28年度	220人	480人
		環境市民会議の活動件数※	—	—	28年度	707件	800件
	45	1人当たりの市内CO ₂ 排出量の削減割合(平成12年度比)	21年度	18.2%	26年度	21.6%	27.5%
	46	1人1日当たりのごみの総排出量	23年度	840g/ (人・日)	28年度	799g/ (人・日)	780g/ (人・日)
		埋立処分量	23年度	449t/年	28年度	60t/年	0t/年
	47	水辺に親しめる場所の数	24年度	128か所	28年度	139か所	146か所
		市内河川の環境基準点等におけるBODの数値※	—	—	28年度	2.0mg/ℓ以下	2.0mg/ℓ以下を維持
	48	保全の対象とした緑地面積	23年度	149.1ha	28年度	149.9ha	185ha
	49	生活環境が以前と比べ良いと感じている市民の割合	23年度	53.1%	28年度	40.7%	60%
		光化学オキシダント「昼間の1時間値が0.06ppm以下の日数」(館町測定室)※	—	—	28年度	273日	285日

7 八王子市の都市宣言

平和で明るい暮らしを実現するために、私たちのまちは5つの都市宣言をしています。

○ 八王子市親切都市宣言

私たちの愛する郷土八王子市には、いま槌音高く道路に、学校に住宅に、そしてオリンピック競技場に空前の大建設が始まっております。

これらの新しい街づくりに太陽のような温かい光を吹きこむものとして、私たちは三年前から全市をあげて「親切運動」を進めてまいりました。

ことしは特にこの八王子で世紀の祭典といわれる東京オリンピック自転車競技が行われ「世界は一つ」の合言葉と共に銀輪の覇権が競われます。

この機会に私たちは、多年の念願である親切運動を一層強く大きく展開し、その賛同を世界に得たいと思います。

日本の一角にあがるこの小さな運動は、平和と友情をねがう全世界の人々の心をうち必ずや地上にみち満ちて、世界平和の基となることを信じ、ここに八王子市を「親切都市」とすることを宣言します。

昭和 39 年 5 月 9 日（八王子市）

○ 世界連邦平和都市宣言

八王子市は戦争放棄を憲法に明記した日本国民の立場から、世界の恒久平和を実現し人類の福祉の増進を目的とした世界連邦建設の趣旨に賛同する。

今日人類の生存を脅かしつつある爆発的人口増加、食料・資源の枯渇、環境破壊等は、武力による支配を法の秩序におきかえた戦争のない世界平和機構によつてのみ解決し得るとの認識に立って、他の宣言諸都市とともに相携えて人類永遠の平和の確立に努力する。

右、宣言する。

昭和 53 年 12 月 21 日（八王子市議会）

○ 八王子市非核平和都市宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願望である。

しかるに、核軍備拡大競争は依然として続けられ、人類が平和のうちに生存する条件を根本から脅かしている。また、通常兵器の軍備拡大競争も一段と激化し、世界の各地で武力紛争や戦争が絶えまなく続き、限定核戦争の脅威が迫っている。

わが国は、世界唯一の核被爆国として、また、平和憲法の精神からも核兵器の廃絶と軍備縮小の推進に積極的な役割を果たさなければならない。

したがって、わが八王子市は、非核三原則の完全実施を願い、厳粛に非核平和都市を宣言する。

昭和 57 年 6 月 29 日（八王子市議会）

○ 八王子市交通安全都市宣言

八王子市民は明るく平穏な生活を願っています。交通事故はこの願いをむなしいものにするとともに、多くの悲慘な犠牲者を生み出しています。

交通事故の恐ろしさは誰もが知っています。この悲しみと不幸をもたらす交通事故を八王子市から追放するため、今こそすべての市民が立ち上がる時です。

交通安全対策の基本は、交通環境を整えるとともに、市民一人一人が交通安全思想を高めることにあります。

人命最優先を基本理念として、安全な街づくりに真剣に取り組む決意を新たにし、交通事故ゼロへの願いをこめて、八王子市を「交通安全都市」とすることを宣言します。

昭和 58 年 8 月 6 日（八王子市）

昭和 58 年 7 月 18 日（八王子市議会）

○ 八王子市男女共同参画都市宣言

わたくしたちは、人がひととして尊重され、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざし、ここに八王子市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

1. わたくしたちは、男女がお互いに尊重し合えるまちをつくれます。
1. わたくしたちは、あらゆる分野に男女が平等に参画できるまちをつくれます。
1. わたくしたちは、家庭・地域・職場で男女がともに責任をにない、いきいきと働けるまちをつくれます。
1. わたくしたちは、男女がともに健康で安心して生活できるまちをつくれます。

平成 11 年 12 月 6 日（八王子市）

8 八王子市の姉妹都市・海外友好交流都市

○ 姉妹都市

◆ 苫小牧市【北海道】

江戸時代後期に八王子千人同心が北辺警備と開拓のため勇払原野に移住したのを縁に、昭和48年(1973年)に姉妹都市の盟約を結びました。

◆ 小田原市【神奈川県】

日本最大の城郭を誇っていた小田原城の城主で北条家第四代当主・北条氏政と八王子城の城主・北条氏照が兄弟であったことを縁に、平成28年に姉妹都市の盟約を結びました。

◆ 日光市【栃木県】

江戸時代に八王子千人同心が東照宮などの火番を勤めた縁で、昭和49年(1974年)に姉妹都市の盟約を結びました。

◆ 寄居町【埼玉県】

戦国時代を代表する屈指の名城である鉢形城の城主・北条氏邦と八王子城の城主・氏照が兄弟であったことを縁に、平成28年に姉妹都市の盟約を結びました。

○ 海外友好交流都市

平成18年に市制施行90周年を迎えたことを機に、海外都市と交流をスタートしました。幅広い市民交流を期待することから、アジア地域の3都市と友好交流協定を締結しました。

平成29年に市制施行100周年を記念して、本市出身の医師・肥沼信次博士ゆかりのドイツ・ヴリーツェン市と交流の輪をさらに広げるために、友好交流協定を締結しました。

◆ 泰安(たいあん)市【中国】

平成18年9月23日締結

◆ 高雄(たかお)市【台湾】

平成18年11月1日締結

◆ 始興(しふん)市【韓国】

平成18年11月7日締結

◆ ヴリーツェン市【ドイツ】

平成29年7月10日締結



みんなで紡ぐ幸せ

八王子ビジョン2022

活力ある魅力あふれるまちへ

2018基本計画改定版

八王子市基本構想・基本計画

平成30年3月

発 行  八王子市

編 集 八王子市 総合経営部 経営計画第一課

電 話 042-620-7200



みんなで紡ぐ幸せ

八王子ビジョン2022

活力ある魅力あふれるまちへ

2018基本計画改定版